# 日本の法曹有資格者の海外展開を促進する 方策を検討するための研究

## 調査テーマ

## 日本の法曹有資格者による 効果的な法的支援の提供の在り方についての 分析・提言について

2016年3月2018年3月改訂

シンガポール共和国 担当

弁護士 長谷川(坂巻) 智香

#### 第一.はじめに

法務省は、平成26年度より「法曹有資格者の海外展開を促進するための 調査研究」(以下、「本調査研究」という。)を実施している。

経済発展著しい東南アジア地域は、新しいビジネス展開の地として世界中から注目を集めて久しい。その中でもシンガポールは、世界銀行が毎年発表するビジネス環境に関する年次報告書「ビジネス環境の現状ランキング」において、数年連続首位を獲得するなど、ビジネスの行いやすい国としての確固たる地位を確立している。シンガポール政府の積極的な外資誘致政策も相まって、多くの外国企業がシンガポールに進出を行い、全体を見据えたビジネスにおける統括拠点を設置している」。日系企業も例外ではなく、続々と統括拠点をシンガポールに設置し、その数はすでに3000社を超えているとも言われる。企業の大小を問わず多くの日系企業がシンガポールを拠点として、東南アジア全体のビジネス展開を積極的に行っている。

これらの日系企業がシンガポールで活動を行うにあたっては、現地の規制 や法制度の情報が必要であり、また法的な書類作成や、紛争に巻き込まれ た場合の対応など、法的支援の必要性が当然に生じてくる。

また、日系企業数が増加すれば、当然それに伴い移住する在留邦人数も増加し、シンガポールで日常生活を送る中で法律問題に巻き込まれる事態が数多く発生している。現地の弁護士に依頼することもできるが、専門的かつ複雑な法律問題を英語で相談するのは、ネイティブではない日本人にとっては相当ハードルが高い。やはり日本語で法律相談できる支援環境を整えるのが望ましい。

筆者は、2014年度より本調査研究に従事し、現地での日本の法曹有資格者の活動やシンガポール現地において活動を行う日系企業及び邦人個人が、どのような法的支援を必要としているのか、こうした問題につき日本の法曹有資格者がどのような法的支援活動を行いうる可能性があるのかについての調査活動を行ってきた。

本報告書においては、2年間にわたる本調査研究結果を分析し、今後シンガポールにおいて、日系企業、在留邦人個人に対し、日本の法曹有資格者によるどのような法的支援の在り方を目指すべきかについての分析・提言を行っていく。

.

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> EDB Annual Report

## 第二.シンガポールの法制度・外弁規制

シンガポールにおいて、外国法弁護士である日本法弁護士が業務を行うためには、現地の外弁規制にしたがって活動する必要がある。以下、シンガポールの法制度及び外弁規制について簡単に述べる。

#### 1.シンガポールの法制度

シンガポールは、1819年にイギリスの植民地となった後、150年あまりその植民地としての地位を継続してきた。このような歴史的背景から、シンガポールの法制度がイギリス法に強い影響を受けていることは想像に難くない。その中でも、特に重要な特徴といえるのが、「成文法」と「慣習法」の双方において、イギリスの「コモンロー」を採用している点である。シンガポールの法曹有資格者もイギリスの法曹実務や伝統を基礎とし、実務に取り入れている。しかし、このような歴史的背景も過去の一つの影響にすぎず、シンガポール現地の経済や、社会的、政治的な状況の変化に伴い修正を加え、シンガポールの実情に即した独自の制度へと変化を遂げている。

特に契約法、不法行為等については、イギリスの判例法主義を承継し、刑法・会社法・証拠法の制定法が存在するものよりもイギリスの影響が強い。もっとも、近年では、イギリスの判例に依拠せず、シンガポールの裁判所が独自の判断を下すケースも増えてきている。また、判例法と制定法のギャップも近年小さくなっており、2001年に契約法、2004年に競争法、消費者保護法といったように、従来判例法の支配していた領域でも制定法が作られている<sup>2</sup>。

#### 2.シンガポールの外弁規制

## (1) Foreign Lawyer (外国法弁護士)に関する規制

外国法弁護士がシンガポールで弁護士として業務を行う場合、シンガポールにおいて外国法弁護士としての登録を行えば、業務を行うことができる。 登録は、シンガポールの関係機関に行う。

2015年11月18日付けで、外国法弁護士及び外弁事務所の登録、許可に関する業務は、従前の Attorney General's Chambers の Legal Profession Secretariat (LPS) から Ministry of Law (シンガポール法務省) に新設され

\_

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> Legal System in 東南アジア Singapore-Chapter 2

た Legal Services Regulatory Authority (以下、「LSRA」という。)の管轄となった。

この LSRA は、従前 LPS が行っていた業務と Law Society of Singapore (シンガポール弁護士会)が行っていた業務の一部を担う事となっている。

#### (2)外国法弁護士の行える業務

このように、シンガポールにおいて弁護士としての業務を行うことは難しくない。ただし、これら登録した外国法弁護士は、シンガポール法を取り扱うことは許可されておらず、原資格国の法律、もしくは国際法に限るという制約がある。かかる制約は、相当に厳しく判断されており、シンガポール法弁護士の活動領域を強く守ろうとする政府の姿勢が伺える3。

したがって、日本法弁護士を含む外国法弁護士が、シンガポール法に基づくアドバイスを行うためには、現地で資格を取得しなければならない。 この資格取得の方法は大きく分けて、2通りある。

一つは、現地の大学(NUS、SMU)において、法律の学位を取得し、シンガポールの司法試験を受験する方法である。かかる試験に合格すれば、シンガポール法を全範囲にわたって扱う事が可能となる。

他にシンガポール法の資格を取得する方法として、シンガポールで業務を行う外国法弁護士を対象とした試験、Foreign Practitioner Examination (FPE 試験)に合格する方法がある。本試験に合格した場合、会社法、商法など一定範囲のシンガポール法を取り扱うことができるようになる。企業法務に従事する弁護士にとっては非常に有用な試験である。

ただし、留意しなければならないのは、これらの試験によってシンガポール法の資格を取得したとしても、当該弁護士が所属している法律事務所自体にシンガポール法を扱う資格がなければ、その資格に基づいてシンガポール法のアドバイスを行う事は許されないという点である。すなわち、現地ローカルの法律事務所事務所か、下記に詳述するシンガポール法を扱う資格を取得した外弁事務所に所属しなければならないのである。

#### (3)外弁事務所に対する規制

外弁事務所がシンガポール国内に事務所を設立する場合、上記 LSRA に登録することより、正式なライセンスを得た上で、下記の形態により設立する事が出来る。

-

<sup>3</sup> 現地日本法弁護士インタビュー

### (a) RO (Representative Office)

この Representative Office (以下、「RO」という。)においては、一切の 法的実務を行うことが禁止されているため、個々の事務所は、市場調査など を行うことしかできない<sup>4</sup>。しかし、この RO の 1 年間のライセンスは、当 該事務所が、下に述べる FLP 設立を決定するまで延長することができるこ ととなっている<sup>5</sup>。そのため、FLP 設立を予定した場合の予備調査を行う場 合などに限定すれば、この RO を設立することにも意味があるといえる。

## (b) FLP (Foreign Law Practice)

すべての Foreign Law Practice <sup>6</sup> (以下、「FLP」という。)は、SLP と同様、Business Registration Act(Cap. 32)、the Companies Act(Cap. 50)、あるいは Limited Liability Partnerships Act (Cap. 163A) のもと、Accounting and Corporate Regulatory Authority (ACRA)に登録しなければならない。

FLP は、第一義的に外国法に関する業務を行う。現行制度上、シンガポールで法律サービスを行おうとするすべての FLP は、AG に登録し許可をえなければならない。FLP に雇用されているシンガポール法弁護士及び外国法弁護士は、共に AG に登録する必要がある7。

FLP 及び SLP との間で共同形態の事務所を開業している場合は(以下に詳述する JLV や FLA など)、 AG によるライセンス制度が適用される8。

前期の通り、ROを設立する意味としては事実上、市場調査という意味合いのみしか有しないため、現実的には、大多数の外弁事務所はFLPとしてシンガポールの法律業界に参入することとなる。

シンガポールの資格を有する弁護士は、FLPに入ることは禁止されていないものの、当該シンガポール法弁護士が行える業務は、FLPが行える範囲に限定されている。

## (c) FLA (Formal Law Alliance) \( \mathcal{L} \) JLV (Joint Law Venture)

<sup>6</sup> シンガポール及び諸外国において、シンガポール法以外の法律サービスを提供する個人事業 主、及びパートナーシップもしくは共同形態で開業している法律事務所

<sup>&</sup>lt;sup>4</sup> Legal Profession (International Services) Rules 2007,

東南アジア'S Liberalization of Legal Service: The Singapore Case

<sup>5</sup> 同上

 $<sup>^{7}</sup>$  Committee to review the regulatory framework of the Singapore legal service sector, Final Report

<sup>8</sup> 外弁事務所のみに課される制度である

2000年の弁護士法改正によって導入された制度が、この Formal Law Alliance (以下、「FLA」という。)と Joint Law Venture (以下。「JLV」 という。)である%

SLP と FLP が共同関係を構築することによって、お互いの利点を共有でき るようにした制度である。すなわち、SLP としては、FLP からワールドク ラスの高度な法律サービスを受ける事ができ、また FLP としては、FLP 単 体では取り扱うことができないシンガポール法のサービスを行えるという メリットがある。オフィスの建物や収益、クライアントの情報などを共有 することもでき、双方の事務所が国際的な法律サービスをクライアントに ワンストップで提供できることになる10。

FLA は2つの事務所が互いに独立性を保ったまま業務を行える。 実際には、 この FLA 制度はほとんど利用されておらず、現在シンガポール国内には4 つの FLA が存在するのみである<sup>11</sup>。

代わりに、より多く利用されているのが、JLV 制度であり、現在以下の7 つの JLV が存在する。(表 3)

表3:JLV 外弁事務所

FLP	SLP	JLV 設立年
Baker & Mckenzie(US)	Wong & Leow	2001
Clyde & Co (UK)	Clasis LLC	2013
Dacheng Law Offices (China)	Wong Alliance LLP	2011
Duane Morris (US)	Selvam LLC	2011
Hogan Lovells(US & UK)	Lee & Lee LLP	2001
Pinsent Masons(UK)	M Pillay LLC	2010
Watson, Farley & Williams(UK)	Asia Practice LLP	2011

FLA と異なり、JLV は SLP と FLP が共同で所有する会社として設立される 12

JLV を構成する SLP は、シンガポール法に関して全範囲の業務を行うこと ができるが、JLV そのものとしては、「許可された範囲の法律実務

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> Liberalisation of the Singapore Legal Sector

<sup>&</sup>lt;sup>10</sup> Trade in Legal Services Liberalization in Asia Pacific FTAs

<sup>11</sup> 同上

<sup>12</sup> Legal System in 東南アジア-Singapore Chapter 6

(Permitted areas of legal practice)」を行うことしかできない。この「許可された範囲内」とは、一般的に商法と理解されている<sup>13</sup>。

JLV は、法律サービスの自由化の重要なステップとして構想された制度であったが、SLP と FLP 間の文化的及び経済的利害の対立などによって、 失敗する事例も多い。

## (d) QFLP ( Qualifying Foreign Law Practice )

Qualifying Foreign Law Practice (以下、「QFLP」という。)は、2008年に導入された新しい制度である<sup>14</sup>。シンガポール国内の外弁事務所に、一定範囲のシンガポール法を扱えるライセンスを直接付与するという画期的な制度である。すなわち、FLAやJLVと異なり、QFLPにおいては、シンガポールのローカル法律事務所とパートナーシップを提携する事なく、外弁事務所が単独で、シンガポール法を扱うことが許可されるのである<sup>15</sup>。しかしその場合も、当該事務所の外国法弁護士がシンガポール法のアドバイスを行えるようになる訳ではなく、雇用しているシンガポールの資格を持った弁護士を通じてのみ、シンガポール法のアドバイスが行える点に注意が必要である<sup>16</sup>。

ライセンスの期間は5年間で、更新が可能である。

この QFLP ライセンスを取得するのは、かなりの狭き門となっている。本制度が開始された 2 0 0 8 年 2 月に、 2 0 の FLP が申請を行ったのに対し、 6 つの法律事務所に最初の QFLP ライセンスが付与された。また、 2 0 1 3 年 2 月に、 2 回目の QFLP 審査が行われ、 2 3 の FLP からの申請のうち、新たに 4 事務所に QFLP ライセンスが付与された $^{17}$ 。 (表 4)

 $<sup>^{13}</sup>$  Legal Prefession(International Service)Rules 2008 の規定によると、「Permitted areas of legal practice」とは、下記の法律及び法律行為をのぞいたものと定義されている。 (a)constitutional and administrative law (b)conveyancing (c)criminal law (d)family law

<sup>(</sup>e) succession law, including matters relating to wills, intestate succession and probate and administration;

<sup>(</sup>f) trust law, in any case where the settlor is an individual

<sup>(</sup>g) appearing or pleading in any court of justice in Singapore, representing a client in any proceedings instituted in such a court or giving advice, the main purpose of which is to advise the client on the conduct of such proceedings, except where such appearance, pleading, representation or advice is otherwise permitted under the Act or these Rules or any other written law

<sup>(</sup>h) appearing in any hearing before a quasi-judicial or regulatory body, authority or tribunal in Singapore, except where such appearance is otherwise permitted under the Act or these Rules or any other written law.

<sup>14</sup> LPA 130D

<sup>15</sup> 同上

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> Legal profession(International Service) Rules 2008, rule11(1)(b)

 $<sup>^{17}</sup>$  Award of the second round of Qualifying Foreign Law Practice licences, 19 Feb 2013 Posted in Press releases

https://www.mlaw.gov.sg/content/minlaw/en/news/press-releases.html

表 4:QFLP 取得外弁事務所

事務所名	2008年	2013年	2014年更新
Allen & Overy			
Clifford Chance			
Latham & Watkins			
Norton Rose			
White & Case			1年限定の
			条件付き延長
Herbert Smith Freehills			更新されず
Gibson, Dunn & Crutcher			
Jones Day			
Linklaters			
Sidley Austin			

これらの事務所は、世界各国にオフィスを有し、またその名を誰でも聞い た事があるような、世界でもトップクラスにランキングされる法律事務所 ばかりである。

日系法律事務所も、この QFLP ライセンスを取得できれば、大きな飛躍 のチャンスとなることは間違いない。しかし、ライセンス取得の条件をク リアするのは、上記のとおり非常に厳しく、今後、政府間の交渉などによ って、条件が緩和されるなどの状況の変化がない限り、現段階では可能性 としては低いであろう18。

#### 3.シンガポールにおける日本法弁護士の活動19

現在、シンガポールには、2012年より日系法律事務所が続々と進出 し、現在以下の日系法律事務所が日系企業のサポートを行っている。

年月	事務所名	弁護士数
2012年1月	西村あさひ法律事務所	15名20
2012年2月	森・濱田松本法律事務所	11名21

<sup>18</sup> シンガポールの外弁規制の詳細については、「現地の外弁規制等、法曹有資格者の活動環境 について」のレポートに記載する。

<sup>19</sup> 同上

<sup>20</sup> うちインドネシア法弁護士1名、マレーシア法弁護士1名、インド法弁護士1名、

2012年10月	TMI 総合法律事務所	4名22
2013年1月	長島・大野・常松法律事務所	7名 <sup>23</sup>
2013年11月	アンダーソン・毛利・友常法律事務所	5 名24
2013年3月	港国際グループ	1名

このように、日本でも最大手といわれる日系法律事務所が進出している。 各事務所とも、事務所開設時より続々と人員を増やしており、現在では多 いところで10名程度の弁護士が業務を行っている。また、シンガポール 法弁護士や、マレーシア法弁護士、インドネシア法弁護士などを採用し、 また日本法弁護士もみな他の東南アジアでの実務経験を積むなどし、シン ガポールのみならず、多様なリーガルニーズに対応できる人員構成として いる。

## 第三.シンガポールにおける日本の法曹有資格者の具体的活動

昨年度の調査に引き続き、シンガポールにおける日本法弁護士(及び日本人弁護士)の活動の実態につき把握するため、現地で活動する日本法弁護士(及び日本人弁護士)にヒアリング調査を行った。

#### 1.海外弁護士資格を持つ日本人弁護士

#### (1)甲弁護士の経歴

日系企業で12年勤務したのち、海外弁護士資格を取得した。日本の弁護士資格は取得していない。現在は、取得した海外弁護士資格を有効に活用すべく、シンガポールを含め、海外での実務経験を積んでいる。

企業勤務当時、海外に10年間駐在していたという経験を買われ、外国法律事務所に採用された。同事務所は、世界各国にブランチを有し、総弁護指数は約900人である。甲弁護士は入所して8年目となる。

同事務所においては、企業勤務経験をいかした専門的な案件を扱っている。

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> うち、マレーシア法弁護士 1 名、インドネシア法弁護士 1 名、シニアオブカウンセル 1 名、シンガポール法 1 名

<sup>22</sup> うち、シンガポール法弁護士1名

<sup>23</sup> うち、インド法弁護士1名

<sup>24</sup> うち、シンガポール法弁護士2名

#### (2)日本法弁護士、日系法律事務所に対する印象・意見

海外においては、日本法の需要というものはない。そのため、日本法弁護士の活用方法というのはもっぱら「日本語」である。例えば、海外の投資案件の場合において、スポンサーである銀行とレンダーである商社どちらも日系企業という場合が往々にしてある。クロスボーダーの案件において準拠法が日本法となることはないため、弁護士事務所だけが英系や米系となる。このような場合、交渉が何日間、何十時間と続くため、みな英語で交渉を行っていくことに相当疲れてくる。ここに日本語で通訳業務を行ってくれる日本法弁護士がいると企業側としては非常に有難い。

日系法律事務所は、大手の英米系の法律事務所と比較すると未だ規模も小さく、事務所自体が持っているノウハウも少ない。大きな案件の場合はチームで行う必要があるため、一人二人が案件のことを知っているというだけでは足りない。クライアントの企業側も、当然ノウハウを持っている法律事務所に依頼したいため、こうした案件の経験を多く有する大手英米系法律事務所にさらに案件が集まりやすく、日系法律事務所はいつまでたっても経験を積むことができないというネガティブなスパイラルに陥っている。日系法律事務所も、弁護士事務所の公募などで案件を取りたいという希望を行っているものの、今までとれたことはない。

また、海外の銀行がスポンサーとなる案件も当然あるため、弁護士個人の能力として、相当な英語力を有しているのは大前提となる。これに加えて、案件の実務的な内容を彼らより熟知していなければならない。甲弁護士自身、日本語力を買われて事務所に採用された部分はもちろん否定できないが、企業での実務経験が自分大きな売りとなっている。

上述のとおり、当然ながらクロスボーダー案件につき経験のある法律事務所がさらに経験を積めることとなる。これに日系法律事務所が対抗し業務領域を拡大するには、経験のある海外の事務所を買収するのが一番効率的な方法であると考える。

#### 2 . 中小・ベンチャー企業を中心的クライアントとする法律事務所

#### (1)乙弁護士へのインタビュー

シンガポールに先月、GVA 法律事務所という新しい法律事務所が開業した。東京事務所は3年前にオープンし、日本でも珍しいベンチャー企業を中心的クライアントとしている。東京事務所での顧問数は140社ほどある。シンガポールオフィス駐在の弁護士は、弁護士資格取得の後、大手 IT

企業の企業内弁護士として執務した。この経験を生かし、IT 関連企業などのベンチャー企業を中心に活動を行っている。

現在は、提携先の現地法律事務所の一部で業務を行っている。

シンガポール進出の動機は、やはり相次ぐベンチャー企業のシンガポールへの進出による。現在は、シンガポールに進出したばかりであるため、営業活動がメインであるが、ベンチャー企業のマーケットというのはシンガポールにおいても、非常に大きいものであると考えている。なぜ、他の事務所がこのマーケットに手をつけていないのかがわからない。

東京事務所では、費用を安くするための工夫を行っている。

具体的には、ポイント制度で費用を還元できるという制度をとっている。 クライアントが仕事を依頼することによってポイントを貯めることができ るのである。次回以降、この貯まったポイントを使うことによって、仕事 を依頼できる。使えないままポイントのみ貯まっていくというのではクラ イアントは離れて行ってしまうため、貯まったポイントをいかに上手く使 わせるかというのが鍵となる。まめにクライアントにコンタクトをとり、 ポイントを有効活用できるような提案を行うなどの努力を行っている。こ うした努力もあり、クライアントからの評判は非常に良い。

しかし、シンガポールにおいては、外弁規制の関係からアウトソースしなければならないため、この制度は使えないと思われる。しかし、仕事が早くなればなるだけチャージできなくなるというタイムチャージ制度も、いまいち合理的なチャージ方法とは思えないため、クライアントが納得できるような制度を考えたい。

ベンチャー企業をクライアントとするのはやはりそれなりの経験が必要である。ベンチャー企業は優秀な者が多く、皆非常に仕事が早い。また土日もなく仕事をする者も多いので、そうした時間感覚に対応するために、弁護士側も迅速な対応が求められる。仕事としては非常に大変であるため、好きでないとやっていけないと思う。

## (2)新しいマーケット参入への展望

昨年度の報告書内でも報告したとおり、現在の法的支援のニーズは大手法律事務所と相性のよい、大手の企業が多数を占めるという非常に偏ったものである。シンガポールに既に進出している弁護士の人数を考えると、これらのニーズの需要と供給のバランスは既に飽和状態にあるといえる。今後、現在日本法弁護士に依頼を行っている企業が現地法律事務所や QFLP資格を有する英米系の事務所とのコネクションを構築する可能性も十分にある。そのため、現在あるニーズが安定してあるものという安易な考えもできない。弁護士の業務領域の拡大、という観点からは、現状に甘んじて

マーケットの拡大を意識しないということは、将来的な明るい展望はないと思われる。

そうした中、新しいマーケットへの参入を行おうとする法律事務所が進出してきたことは、非常に意義のあるものといえる。乙弁護士自身も、中小やベンチャー企業と大手法律事務所との相性がよくないことは、多方面できいているとのことで、当事務所独自のマーケット獲得に非常に意欲的である。進出してきたばかりでまだ営業活動を行っている段階ではあるが、今後当法律事務所がシンガポールにおいて、どのような活躍を見せるのかが非常に注目される。

#### 3.現地法律事務所ヒアリング

シンガポールには、現地法律事務所内に、法曹資格は有してはいないが、窓口的・通訳的業務を行う者として、日本人スタッフが常駐している場合がある。直接現地シンガポール法弁護士と英語でやりとりするのに抵抗がある日系企業にとっては、間に日本人スタッフを介することで、相談の敷居が低くなり、相談時間の短縮にもつながる。日系企業のクライアントが多い現地法律事務所にとっては、こうした日本人スタッフの役割は重要である。

現地法律事務所において、日系企業クライアントの対応を行っている日本人スタッフに、同法律事務所の活動内容、日系企業のクライアントとの関係等につきヒアリング調査をさせて頂いた。

#### (1) 同法律事務所

イギリスのロンドンに最初のオフィスを設立したのが、1846年と大変歴史の古い法律事務所である。現在においては、ヨーロッパのみならず、中東、アジアを含め世界各国に27拠点を有する法律事務所である。

シンガポールには2009年にローカル事務所としてオフィスを設立し、 現在は40名以上の弁護士を有する。シンガポールにおける法律事務所の 規模としては、20番目くらいである。

日本人スタッフ(弁護士資格無し)が日系企業との窓口として対応している。

#### (2)業務内容

主に日系企業のクライアントと現地弁護士との通訳業を行っている。全世界に27拠点あるが、日系企業からの問い合わせ、クライアント数は増加傾向となっている。同事務所のネットワーク内において、同スタッフ以外に日本人スタッフはおらず、北京に日本人の女性弁護士が一名いるのみである。

在シンガポールの日系法律事務所にはクライアントを紹介することもある。 そういった場合にも、シンガポールで日本法が問題になることはほとんど ないため、日系法律事務所の弁護士は主に通訳業を担っている。

## (3)シンガポールオフィス

同事務所がシンガポールにおいて取り扱う案件は、雇用問題、契約書の作成などが多い。シンガポール人材省(MOM)のガイドラインも頻繁に変わるため、所内に雇用問題専門の弁護士をおいて対応している。

同事務所が特に力を入れている分野は知財である。所内に知財専門の弁護士も多く、世界的に見ても、同分野は相当強い方である。シンガポールにおいても、知財がらみの依頼、例えば特許の申請や商標の申請の依頼も多い。シンガポールのみならず、東南アジア地域での知財の申請の依頼もある。

また申請業務のみではなく、特許訴訟案件も多く扱っている。職務発明に ついての法律が決められておらず、また研究者が多いので、同職務発明に 関する契約書の作成なども行っている。

シンガポールの特殊な規制として、シンガポールで行われた発明に関しては、まずシンガポールで申請をしなければならないとの規制があり、それを怠るとペナルティがある。それほど煩雑な手続ではないが、ペナルティが課されないようクライアントに喚起する必要がある。

シンガポール法弁護士に関しては、やはり日本人弁護士とは異なる点が 多々ある。

まず勤務体系が異なる。日本人弁護士のように長時間勤務を好まない。 こつこつやるタイプも少ない。これは、国民性、気質の相違であると考え る。また弁護士になるようなシンガポール人は裕福な家庭で育っていると いうことも原因の一つであろう。いわゆる「ゆとり教育」を受けているよ うな印象で、すぐやめてしまう者が多い。そうした点では、日系クライア ントの希望に真の意味で沿えるのは日本法(日本人)弁護士となるのでは ないかと考えている。

## (4) 日系企業のクライアントについて

シンガポールでは、エネルギー関係の企業のクライアントが多い。例えば 海水を淡水に変えるのに日系企業の技術が使われている。こうしたシンガ ポールの特殊性によって必要とされている技術に、日系企業の最先端の技 術が使われることが多い。

シンガポールに拠点を置いて、東南アジアでビジネスを展開するという 企業は多く、インドネシアなどでも法的支援の必要性は非常に高い。

日系企業のクライアント数は、現在も増加傾向にある。同人が入所した当初は、小さなマーケットという程度の注目度しかなかったが、現在は非常に大きなマーケットとなっている。原因は、中国との関係、工場がある中国での労務問題がある。人件費が同程度で人の気質もよいということで、ベトナムが注目されはじめ、東南アジアでのビジネス展開が一気に加速した。また、シンガポールはレンタルオフィスやインターネット整備などビジネスをしやすいインフラが整っているというのもシンガポールへの進出に拍車をかけている。日系企業の進出はまだ加速中という印象である。

日系企業の担当者によっては、英語に問題がない場合もある。

日系法律事務所の進出によってクライアント獲得の競争は激しくなってきている。以前は、日本語で対応してもらえるというだけで希少価値があったが、現在では同事務所に来る前にすでに何件もまわってから意見を聞きに来るという企業が多い。見積をとってコストやクオリティの比較をしている。同事務所は外資系で他拠点との調整もあるため、価格競争に振り回されないようにしている。

クライアントには、日系法律事務所を紹介することもある。同事務所の大事なクライアントであるため、どの日本人弁護士を紹介するかには、気を遣う。英語力の高さや、感じが良い人柄、レスポンスが早い、こちらが望んでいることを察知してくれる能力、またフィーもそれほど高くないなど、安心して任せられるという弁護士、日系法律事務所を日常のやりとりから見定めている。

現在リテーナー契約を受けているクライアントはない。受けるとしたら、 月数千ドルという金額になると思う。

中小・ベンチャー企業からの相談も中にはある。しかし、質問が漠然としすぎていて、法律的なアドバイスができない。具体的な話に踏み込むと、逆に逃げ腰になったりしてしまい、結局途中で通信が途絶えてしまうことがほとんどである。結局何が聞きたかったのか、こちらも分からないまま終わってしまうことが多い。

#### (5)小括

同ヒアリング調査によると、シンガポールにおける日系企業の増加(法的支援のニーズの増加)は現在も加速傾向にあるという。同事務所は大手企業をクライアントとしているため、シンガポール法弁護士では、完全に拾いきれない日系企業からのニーズ(言語の問題や勤務体系の相違)が指摘されていることを鑑みれば、大企業の法的支援のニーズという点においても、日本法(日本人)弁護士に対する需要はまだあるのかもしれない。ただし、単なる通訳的なコーディネート業務というのみであれば、経験と知識があれば、ヒアリングに協力していただいた日本人スタッフのような形でも行えるため、弁護士資格を有する必要性はないのかもしれない。また、こうした大手法律事務所と中小・ベンチャー企業の相性があまり良くないという点は、同ヒアリングでも明らかとなった。昨年度の調査でも浮き彫りとなった、中小・ベンチャー企業のニーズの特殊性、「どういった法的な問題があるのかをいまいちよく分かっていない」「専門的で踏み込んだ話よりも、もっと包括的なサービスを望んでいる」といった大企業との相違点が、改めて裏付けられた。

また、リテーナー契約の金額も、中小・ベンチャー企業が希望する金額とは実に<u>10倍程度</u>のひらきがあり、やはりこうした大手法律事務所に中小・ベンチャー企業の法的な支援を期待することはかなり難しいと感じられた。

## 4.SMU ロースクール留学生インタビュー

当地の大学 SMU のロースクールコース留学している日本人弁護士にインタビューを行った。資格を取得してまだ 3 年以内という非常に若い世代の法曹有資格者であり、将来シンガポールでの勤務を希望しているとのことで、海外展開を検討する本調査研究の趣旨に非常に合致するかと思量するため、ぜひ参考にしていただきたい。

#### (1)経歴

日本の法科大学院を2014年の3月に卒業し、修習期間を経て、20 16年12月より東京の法律事務所にて業務をスタートした。

同事務所が取り扱っている業務は、一般民事案件がほとんどであり、企業法務も少しではあるが扱ったことがある。

同事務所にて勤務開始後、2~3ヶ月後には、海外にて働きたいという希望を持っていた。学生時代に香港に留学経験もあったため、もともと海外志向は強く、アジアには興味があった。自分でデータ等を調べてみたところ、やはり東南アジアやシンガポールへの日系企業の進出の加速度が大きいことがわかり、シンガポールで働くチャンスがあるのではないかと思い、留学することを決めた。

## (2)SMU LLM コース内容

シンガポールで LLM コースがあるのは、NUS もしくは SMU の 2 大学であるが、SMU は少人数制を採用しており、また双方向のディスカッションが行えること、クロスボーダー取引や、海外のトランザクションを専門に学べるという点に興味があり、SMU に留学することを決めた。

少人数制ということもあり、現在のクラスには6人しかいない。(前年度は13人。)選考はきちんと行われており、希望者全員が入れるというわけではない。

生徒のバックグラウンドも様々で、またほとんどが法曹有資格者であるため、議論内容も深く、非常に充実している。

留学している者のほとんどは、みなシンガポールでの業務を開始した いと希望している。

SMU の LLM コースは 1 年間の 3 ターム制であり、 1 タームが 1 0 週間である。週に 9 時間の授業があり、内容は講義とディスカッションとなっている。

ディスカッションは、事前に資料に目を通してから、ディスカッション

を行う。

1 ターム目の科目は、Beyond the Law ( 法律以外で社会生活を縛るもの、

強制力のない条例や条約、日本で言うところの慣習等)、Chinese Contract

(中国法、留学生に不評であり、来年からなくなるとのことである。)、 Investment Law (外資規制、TPP等)の3科目であった。

2 ターム目の科目は、M&A のシンガポール規制、International Business

Law, Intellectual Property Law である。主にアジアの視点や法律、シンガ

ポールを中心とした海外との比較等を学ぶ。

3 ターム目は、国際調停 ( Mediation ) 、Business Defamation ( オンライ

ン上の中傷などについての検討)である。

スケジュールとしては、週に2日間だけ大学に行けばよく、働きながら

LLM コースを終了することも十分可能なスケジュールとなっている。

### (3)卒業後の展望

7月に LLM の卒業式があるため、現在就職活動中である。ローカルの 事務所にてまずは面接を進めており、ローカルの事務所にて直接採用され ることを希望している。日系法律事務所もキャリアの一つには入っている が、双方からオファーが来たら、ローカルの事務所で働きたい。

留学を決めた当初は、卒業後も現地で働ける確証もなく、実務経験もそれほど長いわけではないので、不安が非常に大きかった。海外で働きたいという気持ちのみで留学を決めたが、現地にきてみれば、まだまだ日本人弁護士が働けるチャンスはあると感じている。

現地に来てみなければわからないこともあり、まずは思い切って海外に 出てみる勇気が必要であると強く感じる。

## 第四.シンガポールにおける法的支援のニーズ継続調査(企業)

本年度の調査においても、現地でビジネスを行う日系企業がどういった 法律問題に直面しているのか、日本の法曹有資格者に対するニーズについ ての詳細な調査を行うべく、ヒアリング調査を行った。

昨年度の調査より、大手企業よりも中小・ベンチャー企業のほうが、日本法(日本人)弁護士からの支援を必要としているものの、費用の問題、大手法律事務所との相性の問題などから、現在ほとんどの企業が法律事務所に依頼することなく、自社で問題解決を行っているという課題が明らかとなっている。

そこで、本年度は中小・ベンチャー企業を中心に日系企業からのヒアリング調査を継続した。

## 1.A社

#### (1)シンガポール進出の沿革

2007年に日本で会社を設立した。現在シンガポールには、マネージングディレクターとディレクターの2名のスタッフがいる。ノートに企業の広告を掲載することで、学校に無料のノートの配布を行っている。

日本のマーケットはかなりのシェアを取ったため、東南アジアへ展開すべく、シンガポールに進出した。

#### (2)シンガポール現地での企業活動の実態

無料ノートの配布先は、ローカルの学校がメインである。幼稚園から大学まで、幅広く配布している。広告を掲載する企業は、やはり教育関連企業が多い。

広告関連のマーケットは大きいが、東南アジアでは単価が小さい。シンガポール以外の東南アジア全体では、インドネシア、マレーシア、タイなどで、マーケットを開拓している。

ローカルの市場を開拓するには、やはり信頼関係を構築することが必要となるが、その点海外の企業ということで難しいところがある。「日本企業」の製品は信用されているが、「日本人」という観点からはなめられているところはある。その点、ローカルの顧客の獲得は難しく、現在のところは日系企業の顧客が多い。

#### (3)法的問題について

法的な問題が起こったときには、法律事務所に相談することも皆無ではないが、ベンチャー企業同士のつながりで相談して解決していることがほとんどである。シンガポールの良いところは、こうした同じ世代の人たちによるネットワークができているところである。

契約書作成などは自分たちで行っている。必要な項目を契約書に起こすのは難しくはないが、100%リスクヘッジできているのかはわからない。

取引先の企業が大手企業だったりすることが多いので、契約書のひな形を持っているか聞いて、持っていればそれを使うことが多い。

また、法的な問題についての疑問は、ネットなどで調べて情報を得ることができる。また、大学にも無料ノートを配布しているため、そこで知り合った法学部のインターンシップの学生に質問して回答してもらうこともある。法律に触れるかどうかと質問した場合、法律に抵触するとして、その上でどうすれば解決できるかについてまで調べてくれるなど、シンガポールの学生は大変優秀かつ勤勉である。

法律事務所に相談することはほとんどない。

大きな問題はやはりコストの問題である。お金がないので自分たちで何とかした方がいいと考えてしまう。月300ドル~500ドル程度の金額で契約であれば、ベンチャー企業でも十分支払い可能であるし、需要は非常に多いと思う。対価としては、月に何時間まで、メール何通までという方法でも良いし、月に一回法律問題に関するミーティングをしてもらえるというのでもありがたい。ビジネスで英語は使うが、英語で法律の専門用語を駆使することは難しいため、日本人弁護士の方が絶対に良い。

その他の法律サービスとしては、法律事務所の情報提供や、どういった 法律問題に気をつけるべきかなどの情報提供をしてもらえるとありがたい。

### (4)同人の経歴

同社に転職する前は、商社に勤務していた。商社で働いているうちに、日本人は日本でしか仕事ができないという劣等感を感じるようになった。現代のこの急速なグローバル化を考えると、自分たちの世代はまだしも、次の世代以降のことを考えたときに、海外で働くのが当然という教育をしていかないと、世界に負けてしまうという危機感から、海外で働くことを決意した。

大きな組織では、海外を意識した仕事ができるのかもしれないが、それで もローカルのスタッフを通訳代わりに雇用してしまえば、日本人従業員の 真のグローバル化というのははかれないと思う。

#### 2 . B 社

#### (1)シンガポールオフィス

日本の本社が100%出資という形でシンガポールに地域統括会社を設置 している。東南アジアの他にもオセアニア、インドを中心に展開している。 30年前からBtoBの営業を行っていた。4、5年前から東南アジア地域でも個人を顧客とするビジネスを開始した。同社は物流の中でも独特の地位を築いているため、利益がでているうちに海外にも根を張りたいということで、海外展開を行っている。まだ現地でのビジネスに慣れていないこともあって、トラブルも多いため顧客対応等のニーズにきちんと対応していかないといけない。

ローカルスタッフは現在8名程度である。やはりローカルスタッフの雇用確保は難しい。同社に限ったことではないが、日系企業は会社独自のポリシー(社訓)を持っており、社員はお金だけでなくこうした動機に基づいて働いているところがある。こうした社訓はローカルスタッフにとっては全く理解できず、ともすればカルト宗教のように受け取られてしまうため、そういった感覚の差はどうしても埋められない。

## (2)法的支援のニーズ、法律事務所依頼状況

法務としての統括拠点は、昨年の4月に設置した。

法律事務所の選択は、法律事務所のアライアンスであるインターロー加盟 事務所を利用している。

シンガポール現地のインターロー加盟事務所には、現在日本人の研修の弁護士がいる。そのため、日本語でコミュニケーションがとれる点が非常に有難く、これまで困った点などは一切ない。就業規則の作成などをお願いしたりしている。コストは非常に高い。

インドネシアで問題があったときにも、つてを使って事務所を紹介しても らうなどして対応している。

現地の規制問題には非常に頭が痛い問題である。物流というと、通関業、関税などが問題になるため、東南アジア周辺国においてはまさに「汚職の 巣窟」となっている。こうした慣習などにどのように対応すれば良いのか が問題である。

また、トラック運送業、倉庫業など各種ライセンスを取るのは非常に難しい。とくに外資100%の企業ではライセンスがとれないことが多い。同社の方針として現地企業との合弁という形での進出は行っていないため、足踏みをしている間にコンペティターに抜かれてしまうことも多々ある。

シンガポールでの法務で、日系の法律事務所への依頼を行うかという点を 考えた場合、やはり通訳業務のみを担当してもらうというだけでは費用が 高すぎるという印象である。あえて日系法律事務所にお願いするという付 加価値がなければ依頼はしないと思う。現地のローカル法律事務所に日本 人弁護士を置く形が一番日系クライアントにとって望ましい形ではないか。 ローカル法律事務所に直接採用されている弁護士が、通訳兼コーディネート業務をやってもらえるとありがたい。

シンガポール以外の周辺国においては、日系法律事務所にも情報を提供してもらっている。

ただし仕事のクオリティとしてはやはり日本の弁護士が数段上である。期日の遵守なども、インドやインドネシアの弁護士などはかなりいい加減である。例えば、M&A の案件での DD をきちんとやってくれているかは死活問題であり、安心を買うという意味では、(特にシンガポール以外の国においては、)日系法律事務所に頼むことに肯定的になりうる。また日系法律事務所の仕事のクオリティに対する安心感は、本社の話の通りが良いという点も利点としてある。現在、シンガポール現地の日系法律事務所に依頼は行っていないが、セミナーなどに参加するなどして縁があれば、利用することもあるかもしれない。

具体的な法律問題として同地域でよくあるのは、商標問題である。同社の商標と知らずに使っている場合も多々あり、必要な措置を行っている。この案件に関しては、日本にある法律事務所の海外ネットワークを利用している。

#### (3) 求める弁護士像

クライアントである会社の特徴をよく理解して問題を処理しようとする姿勢のある弁護士である。業界の運用などをよく理解しないまま案件を処理しようとする弁護士などは、やはりこちらが望んだ仕事は到底してくれないし、そういった弁護士には二度と頼みたくないと思う。会社の特徴を理解した、こちらが説明し忘れたことまで、後々丁寧に質問等してくれるような弁護士が信頼できる。事務所というよりは、やはり人をみて判断するところが大きい。

#### 3 . C 社

#### (1)法務ニーズ、法律事務所依頼状況

現在、法律事務所を検討しているところである。

現地の日系法律事務所も、どこが進出してきているのかも知らない。

日本語の契約書をシンガポールの法律に抵触しないように直してもらうのに、ローカルの法律事務所に相談したところ、4枚の契約書で2400ドルという見積であった。

ベンチャー企業でお金がないということを告げた上で聞いてみたところ月額500~1000ドルで顧問契約を結んでもらえるという話であった。 この事務所はローカルの法律事務所であるが、日本人スタッフがいるため、コミュニケーションの部分で助かっている。完全ローカル法律事務所では、難しい法律問題を英語でやりとりしなければならず、言葉の壁は大きい。

新しいアイデアを作っていく仕事でもあるため、著作権がどちらにあるのかという問題などが生じる。

また東南アジア地域、アメリカなどにも会社を作ることを考えているため、 クロスボーダーの案件なども相談したい。

## (2) 求める弁護士像

日本で依頼している弁護士は、面倒見の良いおばちゃん弁護士で、お願いすれば翌朝の4時まで仕事をしてくれたりするような人である。言われたことしかやらない、お願いしてもいやそうな顔をするといった弁護士も中にはいるが、そういう人には依頼したくないのは当然である。会計事務所でも同じことがいえるが、面倒見の良い事務所の場合、節税対策などこちらが分からないことも細かく指導してくれる。そうした事務所にお願いするとパフォーマンスが圧倒的に異なってくる。

またフランクで話しやすいという人柄も重視している。アドバイスも包括 的にしてくれるところがよく、お高くとまっているような事務所には頼み たくはない。

また顧問契約は月500ドルくらいなら結びたい。細かい問題を聞きたい。 法律事務所の金額の相場観などもわからないので、事務所選択には非常に 悩んでいる。ローカルにすべきなのか日系にすべきなのかも悩ましい。

#### 4 . D 社

#### (1)シンガポール進出

3年前にシンガポールに進出した。シンガポールに進出した動機は、東南アジア地域の経済の発展から、ビジネスチャンスがあると考えたからである。

東南アジア地域をメインにベンチャー企業への投資を行っている。 ビジネスとしては、インドネシアの案件が多いため、どちらに本社をおく のがいいのか悩んだが、政府のバックアップ体制のレベルなどを考え、シ ンガポールに本社を置くことを決めた。現在の東南アジアは、経済発展も 著しく、古き良き時代の日本のように非常に活気がある。

## (2)法務ニーズ、法律事務所依頼状況

契約内容が非常に細かいので、日系の法律事務所に依頼している。当該日 系法律事務所とは日本でのビジネスの時からの付き合いが長いので、非常 に信頼している。自分の性格上、新しい弁護士とゼロから仕事をするのに は抵抗があるため、継続して当該日系法律事務所と仕事をしたいと思って いる。直接信頼のおける弁護士がいい。

とはいっても、全てを依頼する余裕はないので、自社でできるところは処理している。親会社に相談したり、自分の経験で対処できるところは行っている。また案件によってコンサルティング会社にお願いするなどし、コストの削減を行っている。

現地の法律事務所に頼んだこともあるが、やはり専門用語の説明を英語で行うという言葉の壁が非常に大変だった。簡単なやりとりはできてもディスカッションとなると非常に難しい。英語でのディスカッションに時間がかかり、結果アワリーでチャージされる分、日系法律事務所を間に介する場合との費用を比較したら、どちらが得かは何ともいえない。

2年前に、インドネシアで日本の会社とインドネシアの会社のマッチングを行った際に、インドネシアの現地法律事務所を使ったことがあった。その際、日系法律事務所にコーディネートを行ってもらった。インドネシアの弁護士は日本の弁護士のようには働かない。メールのレスポンスもない、1ヶ月前にお願いしたことがまだできていないなど非常に仕事が遅いという問題があった。これについては、コーディネート役の日本人弁護士がよくなかったのだと後で分かった。現地弁護士をいかに働かせるかという点に日本人弁護士が間に入る意義がある。マネージメント力=働かないインドネシア人弁護士をいかに働かせるか、がコーディネート役の腕の見せ所であるのに全く機能していなかったと思う。インドネシアなどはシンガポールに比べて現地法律事務所と直接やりとりをするのは非常に難しいため、こうした点で日本人弁護士の活躍の場があるのだろう。

顧問契約を結ぶのであれば、内容次第ではあるが、月額500ドル程度なら支払える。

#### (3) 求める弁護士像

日本人弁護士で現地法曹とのネットワーク力を有する弁護士がいれば非常にありがたい。少々の無理もききます、というくらい現地法律事務所との強いリレーションがあればいい。また周辺国の規制、特に資金トランスファーの規制など専門的な知識を持っている弁護士がいると有難い。アジアの投資ビジネス、ベンチャー企業などの特殊な仕事の経験がある弁護士も探したい。

## 5 . E 社

## (1) 法務ニーズ、法律事務所依頼状況

シンガポールに進出して4年程度である。シンガポールでの会社設立の際には、現地の法律事務所にいるいろとお願いをした。また契約書を英語に直してもらうという依頼を大手法律事務所の一つに見積をとってみたが金額が折り合わなかった。また、当時はシンガポールに来たばかりの弁護士が多くて、シンガポールの法律に詳しい弁護士も少なかったため、日系法律事務所に依頼するメリットをあまり感じなかった。

シンガポールは、食品、化粧品等の規制が特に厳しい。こうした各業種の 規制がどうなっているのか、どの政府機関に確認したら良いのかという情 報があれば非常に有難い。

現在は、殆どの法律問題は自社で解決するか、会計事務所などに頼んでいる。やはり費用の点で法律事務所に頼むのは考えてしまう。

ビザの更新手続の際に、一度申請を拒否されたので、現地ローカル法律事務 所のジャパンデスクに依頼した。

#### (2) 求める弁護士像、今後期待すること

労務問題の規制がよく変わるので、アップデートされた情報などを提供して欲しい。英語に堪能ではないので、やはり日本語で相談できると良い。シンガポールだけではなく、周辺国への展開を考えるとネットワークのある日系法律事務所に依頼するのもいい。

ビジネスを始める際に、現地の規制を政府に確認したかったが、英語での やりとりが上手くいかなかったこともあり、各政府機関をたらい回しにさ れた経験がある。現在でも規制の確認をどこの省庁にすれば良いのかが非 常に分かりづらいため、そういった情報をまとめたものがあれば非常に助 かる。 新しい法律ができたときのセミナーなども参加しているが大変有意義である。こうした新しい法律のデータベースなどで検索できるようになれば非常に有難い。

#### 6 . ASPO (アジア士業共同体)

東南アジアにおいて、下記のとおり「士業」のネットワークを構築して企業の海外進出や進出後のサポート業務を行っている、ASPO にヒアリング調査をさせて頂いた。

#### (1) 設立経緯

同社は、弁護士を始め、公認会計士、税理士、社労士、などの「士業」の ネットワークを構築することで、簡易かつ有効的に企業、とくに中小・ベ ンチャー企業の日本における支援、また海外展開の支援を行っている企業 である。

もともとは、日本の福岡県において、「会計人共同体」という会計士、税理士の共同体を作ったのが始まりである。その後、海外に進出する企業の支援の必要性を感じ、会計以外の専門職のネットワークの必要性を感じ、「士業共同体」というシステムを構築するに至った。

具体的には、税理士としての業務を行っていた際、自社のクライアント企業が中国への進出を行った結果、事業に失敗し、撤退するにあたって多額の損失を被った。なぜ、自分に相談してくれなかったのか、仮に相談されていたとしたら、きちんとしたアドバイスができたのだろうかという問題意識を持つに至った。

また、自社のクライアントがベトナムに合弁会社を作る際に、後に財務諸表を見たところ、金融機関への支出も含めて、無駄な支出がかなり多いことに気づいた。事前に相談を受けていれば対応できた可能性もある。しかし同時に、海外進出については、現地の知識がないと支援ができないという自己の限界も感じた。

こうした苦い経験をふまえ、現地の士業とのネットワークを構築することができれば、もっと有効にこうした中小・ベンチャー企業の支援が行えるはずであるとの発想から、本システム構築を考えるに至ったのである。

現在、アジアの拠点はシンガポールのみであるが、士業の会員については アジア全域を対象に士業のネットワークを拡大している。また、アジアか ら日本への進出という現地企業の支援も今後拡大していきたい業務である。

#### (2) 同社の具体的業務内容

#### ネットワークの構築

自己が税理士として業務を行うに当たり、やはり中堅以上の企業にかんしては、自社である程度問題解決ができる一方で、中小・ベンチャー企業は、様々な視点からの支援、導きが必要であると感じた。

そこで上記「士業」の会員を募り、現在日本国内において800名、アジア全体においては150名の会員数を有する。

士業会員のメーリングリストを作成し、海外進出を考えている企業からの 現地の規制を教えてほしいなどの質問があった場合に、同メーリングリス トに質問を投稿し、会員の士業から任意で回答をもらっている。

その後、具体的に進出を考える企業からの依頼がくれば、法人設立、契約 書のチェックなど、士業側への具体的な受注につながる。

このように、企業側にとっては、幅広いネットワークから簡易に、相性や 費用面など自社の希望にあった士業からの支援を選択することが可能であ る。

また、士業側にとっては、企業側からの業務依頼が頻繁に同社にくることで、受注にもつながる。

さらに、中小・ベンチャー企業の社長も含めた従業員は、非常に多忙で、 各種無料相談会などに時間を合わせて出席することは難しい。聞きたい時 に、簡易に質問ができる本システムは中小・ベンチャー企業のこうした特 徴にも非常に合致している。

#### 自治体との提携、認知活動

日本においては、地域の自治体との連携などを進め、各自治体内の中小・ベンチャー企業の国内、及び海外進出支援を意欲的に進めている。福岡県の田川市との協定締結も行っている。

また、年に一回セミナーを開催したり、業界紙での広告を行うことによって、士業会員数の増加に努めている。まだまだアジア全体の会員数としては不十分であるため、今後も意欲的に会員数を拡大する予定である<sup>25</sup>。

企業間のマッチング - アジアの近道

25

グローバルな展開を考える中小・ベンチャー企業と現地の企業とのマッチングを行い、両者にとっての新しいビジネス展開を行える機会を提供する。

日本の中小・ベンチャー企業は非常に高い技術を持っている企業も多く、そうした企業はマッチングの機会さえあれば、グローバルなビジネス展開を行うことが可能である。同社の幅広いネットワークより、企業は簡易にビジネス展開のチャンスを得ることができるのである。また、同アジアの近道の利用を行う企業は、企業として実体があることを依頼先の専門職から証明書を発行してもらうことで、企業の実態があるという信頼性が担保されている。

マッチングによって、新たなビジネス展開が行われることで、会員の「士業」への仕事受注も増える。企業-企業-士業の間での、win-win-win の関係が構築されるのである。

#### 支援の具体例

#### . 静岡の製茶業者

静岡の製茶業者からシンガポールに進出したいという希望があった。しかし、現地日本食スーパーマーケット等には、既に大手飲料会社の緑茶が販売されている。これらの緑茶を購入し、同製茶業者に送った上で、「緑茶はシンガポールでは十分にあるため、これ以上の需要はないと思う。進出は難しいのではないか。」というアドバイスを行った。しかし、同業者からは、「すべて緑色の緑茶ではない。我が社の製品をぜひシンガポールで販売したい。」との返答があった。

同製茶業者は、水出し緑茶の製茶に関し、非常に高い技術を持っており、 水にティーバッグを入れて数秒振るのみで簡単に緑茶ができるという技術 を有する。そこで、同社において、企業側のネットワークから同製茶業者 とのマッチングを行いたい現地企業がいないか打診してみたところ、現地 日本食レストランとの提携商品が販売されることとなった。

#### . ベトナムのカカオ農園との提携

製菓会社に長年勤めていたチョコレートの製品化技術を有する日本人男性 がベトナムのカカオ農園と提携し、同農園のカカオの木一本につき 2 万円 で購入できるオーナー制度を作った。 同会社は福岡県の飯塚市の老夫婦が経営している零細会社であり、ASPO の介在がなければ、こうしたマッチングが行われることは絶対に不可能である。

#### 同社が感じている問題意識

弁護士の会員数を伸ばすことが難しい。他の士業より保守的な印象がある。 同社の会員は、月会費が発生しない「準会員」という枠があるが、それに 関しても、会員となることに躊躇する弁護士が多い。

また、アジアにおける弁護士はまだまだ大手事務所の弁護士が多く、相性 として中小・ベンチャー企業と合致していない印象がある。この点、多様 な弁護士がアジアに進出し、活動を行ってくれることが企業側にとっても 重要であると思う。

公認会計士などは、個人で進出し、フットワーク軽く業務を行っている者もいる。このような活動を行う弁護士が増えることは、ひいては中小・ベンチャー企業の支援につながると思う。もっと、多様な弁護士が東南アジア地域に進出してくれることを期待する。

#### 7. 小括

企業へのヒアリング調査からは、日本人弁護士に依頼を行いたいとの意見が多く、日本人弁護士への需要は高いと感じた。現地でビジネスを行う者はみな、かなり英語に堪能ではあるものの、法的な専門用語を使って英語でやりとりを行うには、やはりかなりの壁を感じるようである。

また、ほとんどの中小・ベンチャー企業から、金額が希望の範囲内であれば、顧問契約を結びたいという意見も非常に多かった。

また、現地でビジネスを行う者は、日本人の国際化という視点を非常に意識しており、日本国内のみにて仕事行うことに違和感を感じ、大手企業を辞めてベンチャー企業に転職したという者も相当程度いた。現地において、多様な人脈と接していて感じるのは、日本人の国際化という点に問題意識を感じている日本人が多い点である。

弁護士も含めて海外で活躍しようという気概をもち、言語の習得を始めゲローバルな人材となれるような意識改革、養成を行う必要性は高いと思量する。

## 第五.邦人個人の法的支援のニーズの継続調査

## 1. 邦人個人対象アンケート調査

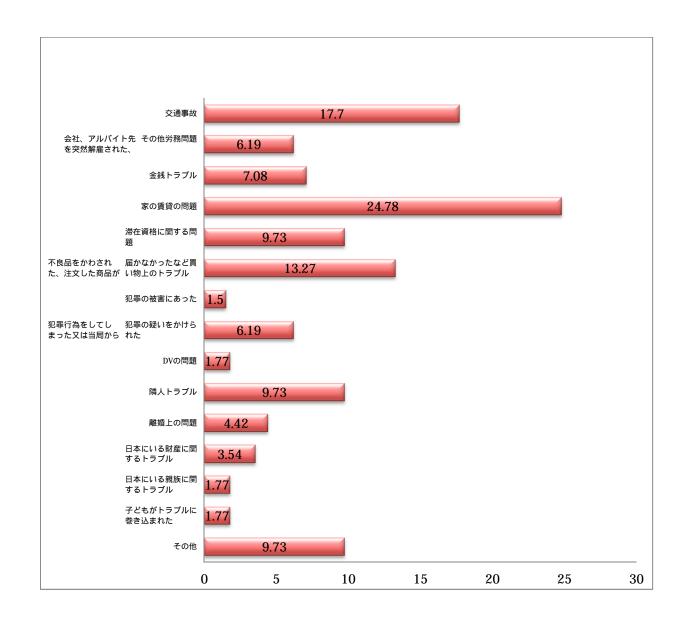
筆者は、昨年度の調査において、邦人個人を対象にアンケート調査を実施 した。同アンケート調査より、邦人個人が日常生活においてどのような法 律トラブルに巻き込まれているのかの概要が明らかとなった。

昨年度の報告書にもまとめたが、以下、同アンケート調査結果の結果につき再掲する。

- 2. 邦人個人の法的支援のニーズに関するアンケート調査結果26
- Q1. <u>これまでに、以下のようなトラブルにご自分やご家族が巻き込まれた、</u>または巻き込まれた人を見聞きしたことはありますか。

28

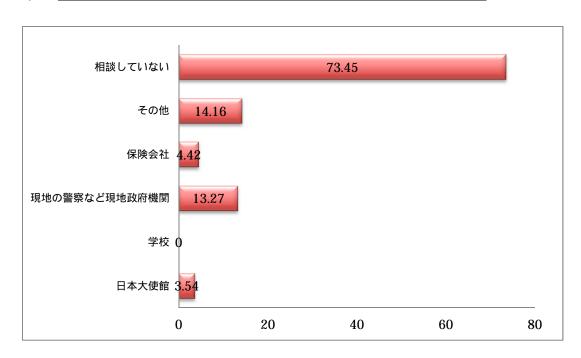
 $<sup>^{26}</sup>$  Q 2 : 「巻き込まれた法律問題についての具体的個別回答」を含めた詳細な回答結果については、別紙に記載する。



シンガポールの在留邦人の多くが巻き込まれる法律問題として、一番多かったのは、「家の賃貸の問題」(24.78%)であった。シンガポールに住む邦人の多くは、高級物件コンドミニアムを賃貸しており、かかる賃貸契約上のトラブルに巻き込まれるものが多いようである。シンガポールにおいては、 オーナーの立場が非常に強く、家賃を突然値上げしたり、突然の退去を求める事が日本と比べて容易である。こういった点に困惑を覚える邦人も多い。

また次いで多かった法的な問題は、「交通事故」(17.7%)であった。 シンガポールの交通ルールは日本と異なり、またシンガポール人の運転は 日本人ほど丁寧ではなく、また歩行者優先の意識がほとんどない事などが 原因と考えられる。 次いで「買い物上のトラブル」(13.27%)「隣人トラブル」(9.73%)「犯罪行為を行ってしまった」「離婚の問題」「犯罪の被害にあった」など様々である<sup>27</sup>。

## Q3.上記 Q1 の問題について、下記のどこかに相談しましたか。



上記 Q1 で問題に巻き込まれた際に、どこに相談しているかとの質問について、圧倒的に「相談していない」(73.45%)と回答した者が多かった。この理由は以下の質問に置いて検討するが、この結果からもシンガポールで邦人が法律問題を相談できる環境が整っていない、もしくはどこに相談すべきなのか分からないと考えている邦人が多いことが考察される。

#### < その他の回答 >

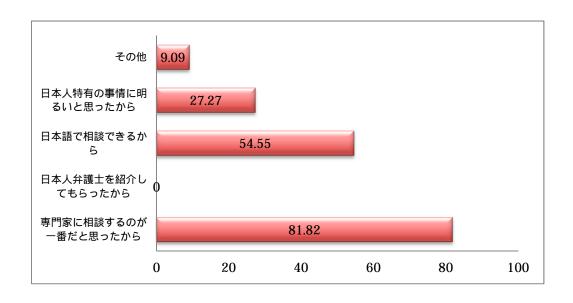
- ・会社の人
- ・自分の勤務先
- ・日本の法律事務所。電話ではちゃんと聞いてもらえない
- ・勤務先会社が契約している不動産業者

\_

<sup>27</sup> Q 2 の具体的な問題の詳細などについては、別紙に記載。

統計上も明らかなとおり、シンガポールの在留邦人の約76%を駐在員が 占めているため、何らかの問題が起こった場合には、まず会社に相談する 者が多いようである。

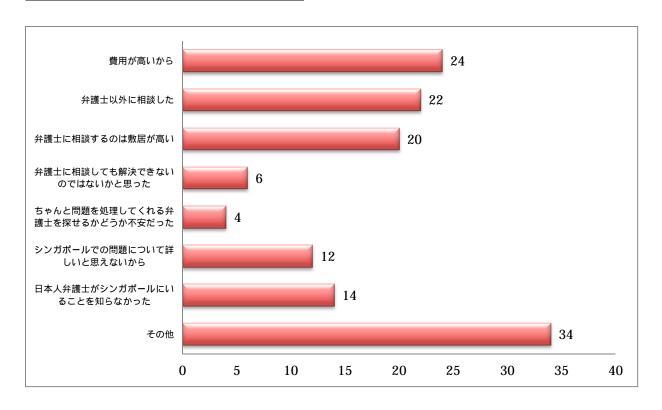
- Q4. Q1 のような問題について、日本人弁護士に相談したいと思った、もしくは実際に相談したことはありますか。
  - ・ある・・・7.96%
  - ・ない・・92.04%
- Q5. Q4 で「ある」と回答された方にお聞きします。日本人弁護士に相談したいと思った、または実際に相談した理由はなんですか。



- Q6. <u>実際に日本人弁護士に相談されたかたにお聞きします。相談してみた感</u>想はいかがでしたか。
  - ・満足している・・・66.67%
  - ・まあまあ満足している・・・33.33%
  - ・満足していない・・・0%
- Q7. <u>「まあまあ満足している」または「満足していない」と回答された方に</u> お聞きします。満足できなかった理由は何ですか。

- ・費用が高かった
- ・相談できる日本人弁護士の数がすくなすぎる

Q8.Q4 で「ない」と回答された方にお聞きします。日本人弁護士に相談しようと思わなかった 理由はなんですか。



やはり、「費用が高い」(24%)点が相談を妨げる要因となっているようである。さらに、「弁護士以外に相談した」(22%)という者も相当程度いる。また、企業の回答でも多く聞かれた「敷居が高い」(20%)という理由も、弁護士に依頼するのを躊躇する一因となっているようである。

また、「日本人弁護士がシンガポールにいることを知らなかった」(14%)ものも相当程度いる。現在シンガポールに進出している日本人弁護士のほとんどは、企業法務のみを業務として行っており、個人の法的サポートは視野に入れていない。このため、日本人弁護士がシンガポールにいることを認知していない邦人個人も多いと考える。

その他、「シンガポールでの問題について詳しいと思えないから」(12%)と考える者もいる。この点について、下記のような詳細な個別回答が得られた。

「未だシンガポールにきて、数週間なので、今のところは何も悩み事はありませんが、今後何かに巻き込まれた際には日本人の弁護士の方に相談したいと思います。日本語が一番自分の気持ちや相談事を正確に伝えられる言語であるからです。ですが、一方で多少の不安もあります。それは国が違うという事です。「日本人の弁護士さんにお願いして、シンガポールの法律をちゃんと理解しているのだろうか?」等、大変失礼ではありますが、弁護士さんに相談しなくては行けないほどの事が起きてしまっている状況下では、「大丈夫なのだろうか?」と思ってしまうかもしれません。ですので、もしあるのであれば、日本人の弁護士の方もいて、かつ現地のシンガポール人の弁護士の方もいる場所を訪れると思います。」

かかる回答からも明らかな通り、日本語で法律問題を相談できるということは非常にありがたいと考えているが、同時にシンガポールの法律についてどの程度の知識があるのかという点に懸念がある。結果、シンガポール人弁護士、日本人弁護士双方が所属する法律事務所に相談に行くと思う、とのことである。同様の不安を抱える邦人は多いと思われる。

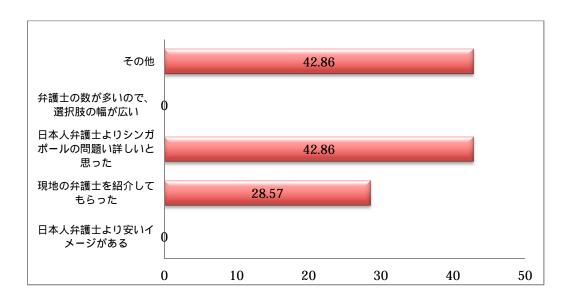
#### < その他の回答 >

- ・警察・会社(シンガポーリアン)から、日本と違い、お金だけ抜いてあとは帰ってくるという事はあり得ないと聞いて、特にもう誰に相談するという気になりませんでした。
- ・弁護士に相談するほどの大きなトラブルはない
- ・軽微な問題だったから
- ・未だシンガポールにきて、数週間なので、今のところは何も悩み事はありませんが、今後何かに巻き込まれた際には日本人の弁護士の方に相談したいと思います。日本語が一番自分の気持ちや相談事を正確に伝えられる言語であるからです。ですが、一方で多少の不安もあります。それは国が違うという事です。「日本人の弁護士さんにお願いして、シンガポールの法律をちゃんと理解しているのだろうか?」等、大変失礼ではありますが、弁護士さんに相談しなくては行けないほどの事が起きてしまっている状況下では、「大丈夫なのだろうか?」と思ってしまうかもしれません。ですので、もしあるのであれば、日本人の弁護士の方もいて、かつ現地のシンガポール人の弁護士の方もいる場所を訪れると思います。

## Q9. Q4 のような問題について、シンガポール人弁護士に相談したいと思った、 または実際に相談した事はありますか。

・ある・・・6.19% ・ない・・・93.81%

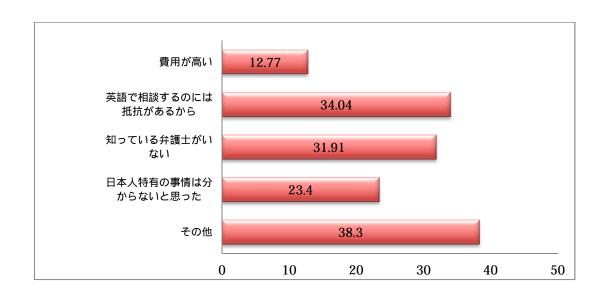
## Q10. Q9 で「ある」と回答された方にお聞きします。シンガポール人弁護士に相談したいと思った、または実際に相談した理由はなんですか。



## < その他の回答>

- ・まず日本人弁護士に相談したのち、実際の担当は民事に詳しいシンガポール 弁護士となったから。
- ・現地の法律に詳しいから

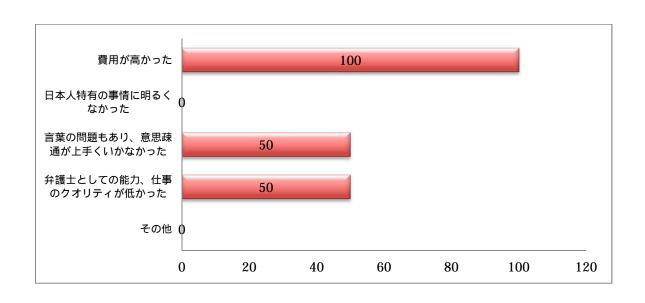
Q11. Q9 で「ない」と回答された方にお聞きします。シンガポール人弁護士に相談したいと思わなかった理由はなんですか。



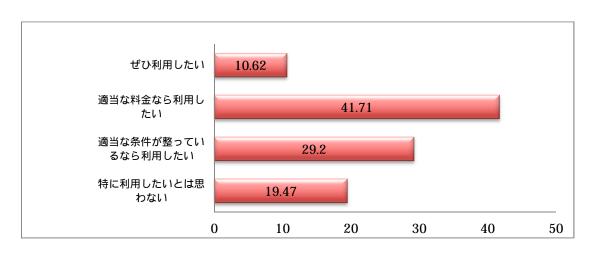
## < その他の回答>

- ・相談する必要がなかった
- ・弁護士に相談する内容だとは思わなかった
- ・現地の警察で解決した
- ・弁護士以外に相談したから
- ・自分や家族の事ではないので
- ・店舗が突然変わったり、つぶれたりするのはシンガポールでは日常だから
- Q12.<u>実際にシンガポール人弁護士に相談された方にお聞きします。実際に相</u>談してみて、法律サービスには満足していますか。
  - ・満足している 51.14%
  - ・まあまあ満足している 28.57%
  - ・満足していない 14.29%

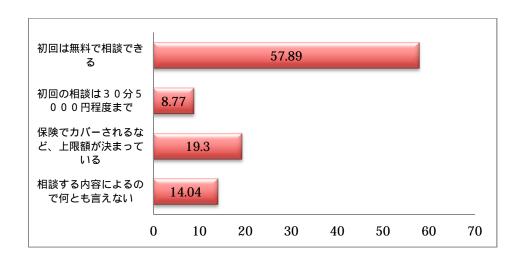
Q13. Q12 で「まあまあ満足している」または「満足していない」と回答された方にお聞きします。満足できなかった理由はなんですか。



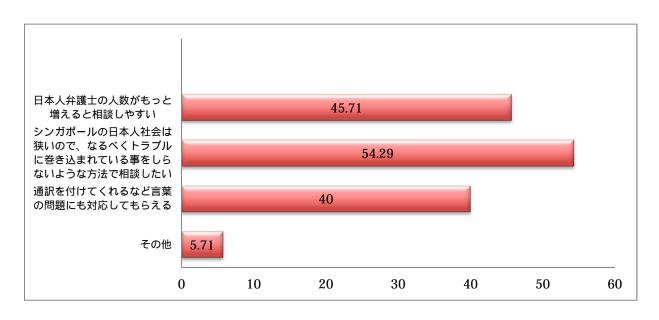
Q14.Q1 のような問題について、気軽に法律相談できる窓口があれば、利用したいと思いますか。



Q15 . Q14 で「適当な料金なら利用したい」と回答された方にお聞きします。 どういった料金体系なら利用してみたいですか。



Q16. <u>Q14 で「適当な条件が整っているなら利用したい」と回答された方にお</u>聞きします。どのような条件があれば、利用してみたいですか。



## < その他の回答>

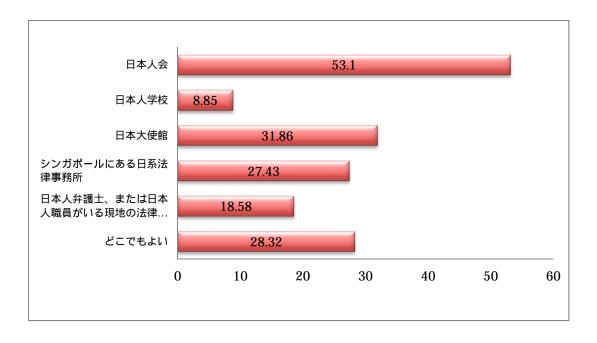
・シンガポールの刑法に精通していて、初回相談は無料など

法律問題に巻き込まれた場合に、相談窓口を利用したいかという問いに関しては、「ぜひ利用したい」(10.62%)「適当な料金なら利用したい」(41.71%)「適当な条件が整っているなら利用したい」(29.2%)を合わせて、実に80%以上の者が利用したいと考えているという結果であった。

料金については、「初回は無料で相談できる」ことを希望する者が、57.89%と圧倒的に多い。また、適当な条件については、「日本人弁護士の人数がもっと増えると相談しやすい」(45.71%)「シンガポールの日本人社会は狭いので、なるべくトラブルに巻き込まれていることを知られないような方法で相談したい」(54.29%)「通訳をつけてくれるなど言葉の問題にも対応してもらえる」(40%)といずれの条件も希望する者が多かった。

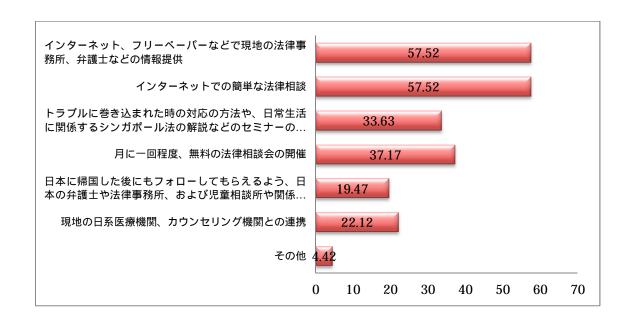
個別回答においても、「離婚に関して。 公正証書、慰謝料請求の相談できる法テラスを切望します。」とあるように、シンガポールにおいても日本においても気軽に相談できる窓口がなく、困っている邦人が多い。

# Q17.上のような相談窓口がどこにあると利用しやすいですか。



相談窓口の設置場所に関しては、「日本人会」(53.1%)が圧倒的に多く、次いで、「日本大使館」(31.86%)「シンガポールにある日系法律事務所」(27.43%)「日本人弁護士又は日本人職員がある現地法律事務所」(18.58%)との回答であった。繰り返しになるが、シンガポール在留邦人の多く駐在員であり、この駐在員のほとんどは日本人会の会員となっているため、このような回答結果となったと推察される。

Q18. <u>上のような個別の相談窓口以外にシンガポール国内でどういった法的支</u>援サービスの提供があると良いと思いますか。



## < その他の回答>

・有償の顧問弁護士サービスなど。シンガポールに多くいる駐在員は、金銭的な余裕があり、かつ会社からのサポートも得られやすい。しかし、個人的なトラブル解決のために、顧問弁護士サービスがあれば利用する人が多いと思っています。

#### 3. 小活

本アンケートで明らかとなった通り、シンガポールの在留邦人も、日常的に法律問題に巻き込まれている。こうした場合においても、邦人個人を対象とした法律サービスを提供している日本人弁護士の数が少ない事、気軽に法律相談できる窓口が存在しない事、言葉や文化の相違などから現地の警察などへ相談しても終局的な解決ができない場合が多い事など種々の問題が存在する。

邦人個人の法的支援を充実させるためには、今後これらの課題を克服することが必要である。

#### 4. 法律トラブルに関する詳細な検討

上記アンケート調査においては、邦人個人がどのような法律トラブルに巻き込まれているかの概要は把握できた。しかし、その詳細な内容について 把握できていない。 そこで、本年度は、かかる邦人個人が巻き込まれている法律トラブルは具体的にどのようなものなのか、日本の法曹有資格者に対するどのような支援を求めているのか、更には現地の外弁規制のもとにおいて日本の法曹有資格者がどのような支援を行えるのかなど、現在ある課題をどのように克服できるのかにつき、具体的かつ詳細な検討を行うため、無料法律相談という形で、個別案件につき支援を行った。(詳細については、「現地日本企業及び在留邦人に対する日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行について」の報告書を参照されたい。)

## (1)賃貸におけるトラブル

昨年度邦人個人を対象に行ったアンケートにおいても、賃貸に関する法律トラブルが最も多かった。筆者が行った無料法律相談においても、賃貸に 関するトラブルは多く、昨年度のアンケート結果を裏付ける形となった。

#### 家のオーナーとのトラブル

HDB(公団住宅)をシェアルームで借りている日本人男性(以下、「同男性」という。)が、当該ユニットが掃除もされず非常に汚かったので、マスタールームに住んでいるオーナーに部屋の掃除をしたいと告げた。同男性がオーナーに、「大事なものは別の場所に保管しておいてください。」と告げたところ、オーナーからは「了解した。」との連絡が入った。(ちなみに同オーナーは日本語の読み書きもでき、会話も概ね問題はない。)

その後、同男性が、廊下におかれていた冊子を捨ててもよいものだと思い 廃棄したところ、本冊子はオーナー所有の非常に大事なものであったこと が判明した。オーナーとともに、廃棄所などに行って探したがすでに遅く、 見つける事はできなかった。警察にも相談しにいったが、「どうしようも ない、不用意に廊下においていたオーナーが悪いのだから謝罪して許して もらえ。」と言われた。

オーナー曰く、本冊子の中には、中国の古い切手やオーナーの思い出の手紙や写真が入っていたとのことである。思い出のものを捨てられたオーナーは非常に感情的になって取り乱し、「切手を全て買い直せ。金銭を支払って弁償しろ。」等の要求を行ってきた。

オーナーの要求した額は、100,000シンガポールドル(900万円相当)である。

同男性も自分に非があったことは認め、いくらかの賠償は行うたいと思って入るが、100,000SGD は高額にすぎるため、なんとかならないかと相談に来た。

## 賃貸条件に関するトラブル

賃貸契約締結につき、日本のテレビ視聴については「4. To provide Sony Location Free and stream TV」と Letter of Intent に記載されていたが、実際 に用意されたのは中国のサーバー経由の Ancloud という別物であった。日本の番組はフリーズしてばかりで、まともに視聴できる日が少ない。

それとは別に、内見時に不動産業者にいるいる希望を出しており、口頭で約束してもらっていたものの、Letter of Intent にその内容が省かれていたために結局供給されずじまいになったものもある。

不動産仲介業者からは「Everything is supplied as per Letter of Intent」との回答がきた。その後、たびたび連絡を送るも、返信がない。

## デポジットの返金

賃貸物件にトラブルが多いため、2年間の契約期間満了前に解約を申し入れたところ、デポジットの返金につきトラブルとなった。オーナーもエージェントもそのうち諦めるだろうと言った感じで全く誠意ある対応を行ってくれない。

#### <賃貸物件の瑕疵>

- ・バルコニーへのドア (隙間・音)
  - 一度不動産の手配で修理業者に来てもらい、隙間は狭くなりましたがまだ隙間はあり、開閉する際のキーキーという音は修理できないと言われた。
- ・バスルームの下水の臭い

市販、業務用のパイプクリーナーで対応してもらったが解決せず、ほぼ毎日夜中に悪臭で目が覚め、消臭スプレーをして再度寝ている。いずれも何度も不動産の方にメール、電話で状況を伝え手配してほしいとお願いしているが返信がない。

# (2)交通事故

2015年4月8日午前6時ころ、信号が青に変わったのを確認した後、 横断歩道を横断中、右折してきた車に轢かれた。被害者はその後意識を失ったため、救急車が到着するまでの意識はない。ローカルの救急病院に運 ばれた後、CT スキャンや X 線検査等をし、怪我の治療を行った。左側から の衝突だったため、左側頭部を5針縫うなど左半身にかなりの重傷を負っ ていた。治療後の容態は安定していたため翌日退院はできた。しかし、2 ~3日後首に強い痛みを感じ、当初治療を行ったローカル系の病院では言 葉が通じないことに不安を感じたため、今度は日系クリニックに治療をお 願いした。首の激痛はむち打ち症との診断であり、院外の専門医も紹介し てもらい、事故から6週間たった今も同日系クリニックと専門医両方の通 院している。

現在も首の状態は良くなく、仕事をするにはかなりの負担になるだろうと思われるが、これ以上仕事を休むと会社にも迷惑がかけてしまうし、また収入がないことも非常に苦しいため、来週あたりから仕事に復帰しようと思っている。

治療費や通院の交通費など合わせると総額6000シンガポールドル以上になる。

1ヶ月以上仕事もできず、金額が確定しないと休業補償も支払われないため、現在収入が全くない状態である。現在もまだ首の治療は続いているため、治療費がいつ確定するかも明確ではない。そのため、既に支払った治療費や確定した休業補償費のみでも、支払ってもらえないか交渉してみたところ、支払い金額が決定してからでないと無理と強く言われ、全く取り合ってもらえなかった。英語もそれほど得意というわけではないため、早口でまくし立てられると何を言っているかわからず、それも相手方は分かった上で、こういった対応しているように思えた。

自分で交渉など全て行うことにも限界を感じてきたため、一度ローカルの 弁護士に相談に行ったが、やはり英語では言いたいことがほとんど伝えら れなかったことや、外国人ということで親身になってもらえていないとい う印象、また文化的な感覚の違いも強く感じ、非常に不安が大きかったた め正式な依頼は行わなかった。

こちらに全く過失がない被害者であるはずなのに、なぜこのような思いを しなければいけないのか、と毎日非常に苦しく、自分で保険会社との交渉 などを行うことも、精神的に限界を感じた。今回、日本法弁護士に無料相 談できるということで、ぜひ話を聞いてもらいたいという強い思いから相 談をお願いした。

# (3)離婚問題

日本人同士、日本人とシンガポール人、日本人とイギリス人など、いろいるな離婚問題に関する相談も非常に多く寄せられた。

#### (4) 労務問題

## インターンシッププログラムのトラブル

日本にある語学学校のインターンシッププログラムを申し込んだ男子学生 (以下、「同青年」という。)が、シンガポールのワークホリデーパスを 使って就労経験を積む予定であった。日本語学校は、シンガポール現地の 人材派遣エージェントと提携し、シンガポールにある日本食レストランへ の就職が雇用先として斡旋された。

同青年は、2015 年 10 月 29 日付けで雇用者であるレストランと雇用契約を締結し、11 月 2 日より就労を開始した。しかし翌日、同エージェントと同日本語学校より連絡があり、「君は解雇された。すぐに荷物をまとめて日本へ帰国するように。」と言われた。同青年はわけがわからず、説明をもとめたが、同エージェントも日本語学校からも全く説明はなく、とにかく日本に帰国しろ、と言われたのみであった。英語が話せない訳ではないが、早口でまくしたてられると理解ができないことをいいことに、同エージェントからは「君のためだから。雇用者がいないかぎり観光ビザしか発行できないから、観光を楽しんで帰りなさい。」という曖昧な説明しか受けていない。きちんとした説明を求めても、突然同僚と中国語で会話を始めたり、からかうような対応を受けている。

同日本語学校もこの件に関し全く具体的なサポートは行わず、一方的にインターンシッププログラムの終了を決めた。

また、雇用者に関しては、「エージェントが君との契約をきったから、うちはもう君を雇用する事はできない。」との説明を受けたとの事である。

同青年は、同プログラム参加のため、従前の仕事も辞めており、かかった 費用のみならず、慰謝料等の請求も求めている。

#### 同僚からのハラスメントトラブル

会社の社員全員が所属している LINE のグループに、ある女性に関する暴言をメッセージで送られた。具体的には、「まずは、 (名前)のクソ嫁を排除するのが先だよね(笑)みんななにやってんのかな(笑)」という言葉に始まり、「むかつく」「可哀想な夫婦」など同女性及び配偶者を嘲笑する暴言をメッセージで送ってきた。

この女性とメッセージを送った男性(以下、「同男性」という。)は、同 じ系列のレストランではあるが、違う店舗で勤務しているため、普段殆ど 接点はない。いきなりこのようなメッセージを送られ非常に困惑すると同 時に、自分のみに送られてメッセージではなく社内の者全員に見られてい ることが非常に苦痛であり、同女性はこの一件後、食事も殆どできず、睡 眠もとれないほど憔悴し、心療内科に通院している。

会社に掛け合ったが「個人間の問題なので会社は対応しない。」と言われ 対応はしてもらえなかった。同男性より謝罪もないため、きちんとした謝 罪と精神的慰謝料等の請求を行いたい。

#### 給料の突然の減額

会社より突然給料2000シンガポールドルの減額を通告された。相談者と会社との間には、雇用契約書は交わしてはいなかったため、退職に関する予告通知期間がどうなるのかという相談が寄せられた。

# ボーナスの支払い

日本人男性。会社に退職すると通知したところ。ボーナスの支払いが遅れるため、今月の退職ではボーナスは支払えないと言われた。

ボーナスは each fiscal year に対して支払われると offer letter では言及されている。しかし offer letter にボーナス支払いのタイミングについて明確な言及はない。 会社の都合で勝手にボーナスの支払時期を遅らせたことによって、ボーナスがもらえないのは納得がいかない。支払ってもらえる可能性があるのか等について相談したい。

## 会社 (オーナー) からのパワーハラスメント

保育園の保育士をしている。日本人保育士は2名、その他シンガポール 人、マレーシア人の保育しなどが担当している。人員が不足しているため、 仕事がきつく、何か起こると全て自分のせいにされる。前任の日本人保育 士も同様の扱いを受け、夜逃げして仕事を辞めた。オーナーと締結した雇用契約上、2年間継続して勤務を行う契約で、これに違反すると10000シンガポールドルの違約金を支払う約定となっている。違約金を支払わなくてはならないのかなど相談したいが、違約金を支払ってでもやめたいと思っている。

#### 解雇に関するトラブル

著名な日本食レストランで働く日本人女性。

就労ビザが発行されていな時点で勤務を開始させられたり、就労ビザの申請書類に虚偽の学歴を記載されるなど違法行為が多く、こうした点も含めてオーナーに意見をしたところ、即日解雇を通告された。雇用契約書も作成されていない。

解雇にともなう予告手当の精算など、話し合いたいと申し出たが、全く 対応してもらえない。

### 小活

MOM に虚偽の申請を行い、Employment Pass の給与基準をごまかしているなどの違法行為を行っている企業が多い事に非常に驚いた。また多くの場合、雇用契約書も作成されていない。

こうした行為を行っている企業が非常に多く、雇用関係に関する法律トラブルに巻き込まれている邦人は今後も後を絶たないであろう。

#### (5)刑事事件

#### 汚職による逮捕

シンガポールにある日系商事会社の社員が、社内の商慣習として行っていた行為がビジネスコラプションにあたるとして、シンガポール国内で逮捕された。会社は一切守ってはくれず、大使館も弁護士を紹介してくれたのみであった。親しい知人であるため非常にもどかしい思いをしている。こうした場合に支援してもらえるような制度があれば良いなと強く思っている。

## シンガポール人による暴行被害

邦人女性が友人と飲んでいたところ、シンガポール人の不良に絡まれた。 最初は、些細な口論であったが、相手が挑発的な発言を繰り返したため、 友人(インド人男性)がこの邦人女性に謝るようにと注意したところ、こ のシンガポール人に飛びかかられ、暴行されそうになった。周囲の者が止 めたため、幸い被害者に怪我はなかったものの、シャツがびりびりに破ら れた。

その後、警察を呼んだが、警察の説明によると、加害者がもし殴っていたなら刑事事件として処理できるが、殴っておらずただシャツが破られただけなら民事事件だと言われた。この点、これほどひどくシャツが破られているにもかかわらず、民事事件としてしか扱えないという警察の説明に納得がいかなかったので、何度も確認をしたが、「殴ったか、殴ってないか」が刑事事件の基準となるのだ、という説明を繰り返しされたとのことである。

事情聴取も現場で行ったが、当該シンガポール人は取調中もずっと挑発した態度をとり続け、取り調べられている自分たちの写真を撮り始めたりなどしていたが、警察は特に注意もせず傍観しているのみであった。

被害者の友人は、民事事件でしか処理できないとしても、泣き寝入りはしない方がいいと言って、自分で少額訴訟を起こす準備を行っている。友人はインド人で英語に問題がないため可能であるが、これが日本人であったらこうした少額訴訟手続を自分で行うことは到底無理と思われる。自分も、ビジネスで英語を使っているため、英語ができないわけではないが、訴訟手続を自分でやるほどの自信はなく、自分が被害者であればあきらめていたと思う。

被害妄想かもしれないが、自分たちが外国人であったため、警察にも適当 に扱われた気がする。また、シャツが破られたのみでは刑事事件として扱 えないという説明にもいまいち納得がいかない<sup>28</sup>。

With regards to your query, I disagree with the police. Damaging the shirt would be the offence of "mischief" and damaging the shirt on a person would be the offence of "criminal force". Both are criminal offences – not civil - but are non-arrestable offences ie. the police will not pursue unless the victim makes a magistrate's complaints.

<sup>28</sup> この点につき、当職も、これほど厳しい法律を課しているシンガポールにおいて、上記のケースが刑事事件として扱えないという警察の説明に納得がなかったため、シンガポール法弁護士に質問を行ったところ、以下のような回答を頂いた。やはり今回のようなケースも刑事事件にあたるとのことである。

## 警察からの逮捕

シンガポールを旅行中の日本人が、路上でパフォーマンスを行っていたところ、通りかかった警察にパスポートを見せるよう言われた。当日、ホテルにおいてきてしまっていたので、その日はそのまま帰宅した。

翌日にも、同じ場所でパフォーマンスを行っていたところ、同じ警察官がやってきて、パスポート及び許可証を見せろといってきた。近くで西洋人も同じようにパフォーマンスを行っているのに自分にだけ横柄な態度で接してくる警察官の対応にかっとなり、つい「Are you F\*\*king racist?」と言ってしまった。この発言が Protection of Harassment Act (ハラスメント規制法) の公務執行妨害罪にあたるとして逮捕された。

# 警察による取り調べ(強制わいせつ事件)

日本人男性、既婚。シンガポールに赴任してきて2ヶ月あまりである。
Language Exchange(日本語と英語を互いに教え合う)のパートナー(女性22歳くらい)とサイト上で知り合い、食事をすることとなった。その後、男性の部屋へ移動した。

同男性の部屋で、女性の体を触るなどした。女性は抵抗するなどしなかったため、特にいやがっているとは思わなかった。

翌日、警察が訪ねてきて、警察署で取り調べを受けた。

# (6)購入トラブル

#### 不動産購入のトラブル

現地のデベロッパーから、完成予定のコンドミニアムを購入した。当物件の売りは、天井までの高さが4メートルという点であった。しかし完成した物件を見てみたところ、天井の堅さは4メートルどころか2メートル程度しかなかった。今後何十年もローンを支払うのに、物件の最大の売りとしていた重要な点に相違があり、デベロッパーからは「すみません。今後お気をつけます。」という謝罪はあったものの、自分としてはだまされたような気分である。デベロッパーに何らかの賠償をして欲しいと思っている。

## 家具購入トラブル

日本人女性。シンガポールをはじめ海外居住歴は10年と長い。

家具の展示会において、テーブルー台、椅子4脚のダイニングテーブルセット、合わせて1350ドルのものを購入し、代金を支払った。ところが、配送段階において椅子2脚が、同セットとは色も柄も全く異なるものが配送された。その後業者より、請求書の記載では、もともと違う椅子を納入予定であったのであるから、相談者が希望する椅子は新品のものを取り寄せなければならないため、椅子2脚で300シンガポールドルの増額を行ってほしい旨提案され、これに了承するとの返答を行った。(下記のとおり請求書には別のものを購入したとの記載となっていた。)

その後、配送予定日に同じセットの椅子ではあるが、色違いのものが届いた。(相談者は白地の椅子に金色の模様が入ったものを購入したが、届いたものは同じ白地の椅子であったが銀色の模様が入ったものであった。)

その後も配送予定日がたびたび延期されるなど、いつまでたっても希望の 品が納入されないため、筆者への相談を行うこととした。

## 第六.京都弁護士会 JETRO 京都事務所との勉強会

#### 1.経緯

現 JETRO 京都事務所次長(前 JETRO シンガポール事務所次長)より、京都弁護士会との勉強会用に、弊職の資料を提供してもらえないかとの依頼があった。

また、同勉強会開催の日程中、弊職がちょうど日本に帰国していたため、急遽別日程で京都弁護士会との勉強会を開催していただけることとなった。

## 2.勉強会の内容

同勉強会は、「海外展開支援弁護士紹介制度<sup>29</sup>」について京都弁護士会で も対応できる体制作りに向けた京都弁護士会の有志の勉強会であった。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup>海外への事業展開(海外相手先との各種契約,海外の販 売代理店契約や生産工場への業務委託、海外での支店設置・子会社設立など)を実施または検討する中小・ベンチャー企業に対して法的支援を行うことを目的とし、海外での事業展開につき経験豊かな弁護士を紹介する制度。報酬額は、初回の相談については、30分無料。初回30分間の相談を除き、相談・執務等に要した時間30分毎に一律10,000円(税抜)。上限額を200,000円(税抜,実費を除く)に設定している。相談、受任の対象案件としては、相談・執務等の累積時間が10時間以内(初回30分の無料部分を含まない)に収まるものを想定している。原則として、この上限を超える案件は、対象としていない。

主に東アジアの動向、ジェトロのサービス、東南アジアでの法務ニーズ等、 ジェトロ京都に寄せられる京都企業からの相談内容について、今回の勉強 会を開催することとなった。

弊職より、昨年度行った調査結果をもとに、シンガポールにおける日系企業の法的支援のニーズの現状、日本人弁護士の活動の実情、考慮すべき問題点等につき話をさせて頂いた。

シンガポールでの法的支援のニーズや、日本人弁護士の活動の状況に関し、大変興味を持っておられ、活発に質問をして頂いた。

同弁護士会所属の弁護士から頂いた話は、以下のとおりである。

京都の企業も、海外展開を行う企業は多く、京都と滋賀を合わせて81社が海外展開を行っている。京都の企業の特色としては、観光地というイメージがあるが、実際の所は"匠の技"やそこから派生・発展した"先端技術"が融合する有数の「ものづくり都市」である。非常に技術は高いが、その技術を化石化させてしまっている企業もある。

また中小・ベンチャー企業はお金がないという問題から、「海外展開支援弁護士紹介制度」の体制作りを行う必要性が高いと感じている。

法律の知識や情報の正確性などを考えると、現地の弁護士には勝てない。 アジアの弁護士会とネットワークを作ることが最重要だと考える。英語も 通訳を介せばよい。

同弁護士会の人数は約700人であり、人口に対する弁護士数は、東京、大阪に次いで全国第3位である。インターナショナルな弁護士も多い。伝統産業が多いことや京都人独特の気質など、独自の文化を持つ場所であるため、弁護士業のやり方も京都独自のものとなっている。

個人の法律問題の対応としては、法テラスのような機関を設置することがいいのではないかと思う。領事館に窓口をおいて、法律相談を行うなどの対応も必要なのではないか。

#### 3.京都の企業の海外進出

海外展開において、成功を収めている京都の中小・ベンチャー企業が回答した、成功の秘訣として、下記の共通項が上げられている<sup>30</sup>。

現在、札幌地域、東京都、神奈川県、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県に 事務所のある弁護士が対応している。

<sup>30</sup> ジェトロ「世界で評価される京都企業」より

トップの積極的な参画 スピード経営 身の丈にあった無理のない経営 グローバル人材の育成と確保

上記点において、一番の問題点は、 グローバル人材の育成と確保である。京都市がおこなった、「京都市中小・ベンチャー企業経営動向実態調査」 (2012年)においても、「現地でのビジネスを支援できる人材探し」、「言葉・コミュニケーションの壁」、「現地でのパートナー企業探し」が上位を占めている。日本にいる外国人留学生を積極的に採用している企業もあるようであるが、日本語ができる留学生は競争率が高く、取り合いになるとのことである。

#### 4. 小括

同勉強会を開催して頂き、日本の弁護士が海外展開の支援につき、どういった意見をもっているのかを伺うことができたのは、非常に有意義であった。京都弁護士会においても、海外展開しようとする企業(特に、中小・ベンチャー企業)の法的支援には大変興味を持っており、この点、関係各省庁連絡会議等の動きとも合致している。いろいろな期間が中小・ベンチャー企業の海外展開の法的支援を充実させようという意識はあるという点は本調査研究を行うに当たって、随所で感じられた。

出席された弁護士を始め、英語に堪能な弁護士というのがあまりいないのかもしれないという印象を受けた。国際法務案件を行うに当たっては、現地の弁護士会とのネットワークを構築できれば良く、英語も通訳を介せば良い、という意見がでていた。現地弁護士会とのネットワークは非常に重要ではあることは間違いないが、やはり語学に堪能な弁護士を養成していくという、日本人弁護士個人のグローバル化は絶対に必要であると思量する。

個人案件については、やはりどこかに相談窓口を設けるのが良いのではないかというご意見を頂いた。大使館にもっと積極的な支援活動を行ってもらえるよう期待したいとの意見を頂いた。

今後も意見交換をさせて頂き、各都道府県の企業の海外展開の動向や、将来的にどういった法曹を養成していくことが必要なのか、またどういった情報を必要としているかなどにつき、意見交換を行い、調査に反映できればと考える。

# 第七. Ministry of Law Singapore ヒアリング調査

Ministry of Law (シンガポール法務省)の Legal Industry Division の Ms. Eunice にインタビューさせて頂いた。弊職の業務の内容を説明し、昨年度の調査結果やそこから浮き彫りとなった問題点などを説明の上、インタビューさせていただいた。

## ・邦人個人の法的支援について

シンガポールに、外国人を対象とした法的支援サービスの提供はあるのかについて聞いてみたところ、基本的には、MOL 及びシンガポール国内の他の組織が行っている法的支援サービスは、シンガポール国民と永住権保持者(PR 保持者)を対象としているため、外国人は管轄外といえる。

シンガポール弁護士会がプロボノ活動を行っているため、制度によっては 日本人も利用できるものがあるかもしれない。

また、どういった活動をしているかの詳細については分からないが、「Legal Clinic」という大きな組織がシンガポール国内にあるため、これについて調べてみると良いのではないか。

#### ・QFLP 制度について

現段階では、この QFLP の基準を緩和するのか、厳格化するのかなどのコメントはできない。(また同ライセンスは5年ごとに更新のため、2017年が次回の募集時期となるのかと聞いてみたところ)次回の申請時期についても、コメントはできないとの回答であった。申請はどの事務所からも受け付けているので、日本の事務所からの申請も歓迎はする。

また、シンガポール法が扱えないことが問題なのであれば、Joint Law Venture などでシンガポール法を扱えるようにすることを検討することをおすすめする。

## ・シンガポールにおける外国法弁護士の活動について

シンガポールの外国法弁護士は非常に多く、MOL でも把握しきれないほどである。また、外国法弁護士もシンガポール弁護士会の会員になること

はできるため、そういったところに入会し、情報交換など行っていくことはいいのではないか。シンガポールの法律支援の充実、多様化につながるため、外国人弁護士が増えることは今後も歓迎はする。

## 第八.シンガポールの各種法律手続・制度

## 1.シンガポールの裁判制度

シンガポールの裁判所の構造は、大きく上級裁判所(Supreme Court)と State Courts (State Court、従前の Subdominal Court)とに分けられ、上級裁判所は、上訴裁判所(Court of Appeal)と高等裁判所(High Court)からなり、State Courts は、地方裁判所(District Court)と治安判事裁判所(Magistrates' Court)その他の特別裁判所である家庭裁判所(Family Court)、少年裁判所(Juvenile Court)検死官コート(Coroner's Court)、及び少額訴訟裁判所(Small Claims Tribunals)、裁判所調停センター(Court Mediation Centre)から構成される。

State Courts では、一般に請求額や係争物の価値を基礎として各裁判所に事件が配点される。例えば、Small Claims Tribunals は、請求額や係争対象物の価値が1万シンガポールドル以下、Magistrates' Court は請求額や係争対象物の価値が6万シンガポールドル以下の係争事件を、地方裁判所では25万シンガポールドル以下の係争事件を審理する。25万シンガポールドルを超える場合には、原則として高等裁判所が第一審裁判所として審理することになる。もっとも、高等裁判所はかかる金額制限を超える事件審理についても、地方裁判所に管轄権を付与することもできる。

シンガポールの裁判所は2000年に電子的方法による訴訟提起等を義務づけることにより、裁判手続のペーパーレス化を促進し、また迅速に訴訟手続を進行させることに努めている。こうした取り組みの結果、6ヶ月から12ヶ月と比較的短期に審理が終了するケースも少なくない。

## 2. 少額訴訟裁判所 (Small Claim Tribunals、SCT)

邦人個人の支援を具体的に検討するにあたり、この少額裁判所の利用に関する問い合わせも多く、また個人が利用する可能性も高い制度であると考えるため、下記に同裁判手続について、簡単に解説する。

# (1)係争物の金額(請求できる金額)

少額裁判所の管轄権に留意しなければならない。SCT は、10000シンガポールドル超えない係争物につき裁判を行う。両当事者が同意した場合は、SCT は20000シンガポールドル以下の係争物についてまで審理することができる。

## (2)係争物の種類

SCT が審理することができる紛争の種類は次のとおりである。

物品の売買

サービスの提供

財産損害

2年を超えない賃貸のテナント契約に関する紛争

マネー変化や送金事業法の下、ライセンスマネーチェンジャーで外貨を 購入または売却する契約

消費者保護法に基づく契約の解除

消費者保護法に応じて、自動車の預託金の払い戻し (Motor Vehicle Dealer Deposits )

## (3)制限期間

当該紛争の原因事実が発生してから1年以上経過している場合は、SCT は、審理を行うことはできない。例えば液晶テレビを5000シンガポールドルで購入した後、不良品であることが判明したものの、小売業者が返金を拒否した場合、SCT にて請求することができる。しかし、当該テレビの購入が一年以上前であった場合には、SCT に訴え提起することはできない。

上記、SCT が管轄権を有しない場合には、当事者は通常の民事裁判で訴えることができる。

#### (4) SCT における手続

はじめに登録官が、調停やコンサルティングでの解決を試みる。双方で和 解による解決ができない場合は、当該紛争は裁判所によって審理される。 手続は当事者自身において行わなければならず、弁護士が代理することはできない。証人も出廷することができる。SCT の利点は、敗訴当事者が訴訟費用を負担する必要がないという点である。

#### 3. 仲裁手続

シンガポールでは、裁判所が紛争解決手段として仲裁の利用を推奨しており、また2010年には政府の支援の下、仲裁施設センターである Maxwell Chambers が設立された。このようにシンガポールは国家的政策として、同国を仲裁の中心地とすべく積極的な動きがみられる。結果、シンガポールや周辺国に進出する外国企業が、アジアにおいて国際取引を行う場合の紛争解決手段として、執行の容易さ、解決までの時間の短縮、秘密保持の観点、仲裁手続の信頼性・安全性、などの利点から、シンガポールでの仲裁手続が選択されることが比較的多い。

実際にも、シンガポール国際仲裁センター (Singapore International Arbitration Center、「SIAC」) における国際仲裁の件数は、2007年には55件であったが2010年には140件と増加傾向にある。また、仮処分等の暫定的判断を求める緊急仲裁人手続の利用も増えている。

シンガポールにおける仲裁は、仲裁法(国内仲裁)及び国際仲裁法(国際仲裁)の定めるところによる。シンガポールにおける仲裁の仲裁判断は、高等裁判所への申し立てにより裁判所の許可を得て、シンガポールにおいて執行可能となる。もっとも、裁判所は執行力付与について一定の裁量権を有している。

また、シンガポールはニューヨーク条約の締結国であることから、他のニューヨーク条約締結国でなされた仲裁判断は、シンガポール国内において原則として執行可能である。

現在、日系企業はこの SIAC 利用者のトップ 10 に入るなど、SIAC にとって主要なマーケットの一つとなっている<sup>31</sup>。

#### 4.調停手続

シンガポールには、紛争の形態、国際的な紛争、ドメスティックな紛争、 いずれにも対応できるように、各種の調停機関が設立されている。

-

<sup>31</sup> SIMC インタビュー

## (1) Singapore International Mediation Institute (SIMI)

この Singapore International Mediation Institute は、Ministry of Law のサポートにより、2014年7月15日に NPO として設立された。NUS 施設内にある。

SIMI のミッションは、調停に関する公平な情報を提供すること、調停に関する関係者への教育、メディエーターの資格に関する試験、コースの管理などを行っている。この SIMI で適当なメディエーター資格取得コース、試験を受講することによって、SIMC、SMC などのメディエーターとしての資格を得ることができる。

## (2)シンガポール国際調停センター

(Singapore International Mediation Center: SIMC)

SIMCは、シンガポールにおいて、国際調停事件を取り扱う専門機関である。2014年11月5日に本格的に運用を開始した。SIMCは、シンガポール国際仲裁センターSIACと密接に連携をすることにより、調停手続と仲裁手続を混在させたArb-Med-Arb Protocolと称する独自の手続を推奨している。かかるSIACとの強い連携関係から、このSIMCはSIACと同じ施設内に入っている。

このSIMCは、その名の通り、クロスボーダーの企業間の争訟を取り扱う調停センターである。当事者にシンガポールの企業がいる必要はなく、海外に設立されている企業間の紛争でもこのSIMC を利用することができる。

先に設立された国際仲裁センターよりも、各国での裁判や、民間の仲裁人が裁定する国際仲裁に比べ、短期間・低コストでの解決を目指すものとして、2014年に設立された。仲裁手続きは、比較的期間も長く(6ヶ月以上)、仲裁人や代理人に支払う費用も実際には裁判以上にかかるなど32、使い勝手の面での問題点が指摘されていた。このSIMCは、解決にかかる日程やコストが大幅に削減できる点、利用しやすい手続きとなっている。

2015年発表のアニュアルレポートによると、2014年の取扱件数は1件、2015年には5件となっている。また、早ければ3日程度で調停手続きのアレンジも可能とのことである。

2017年に係属した案件の85%は1~2日で調停が成立して

<sup>32</sup> SIMC オフィサー、現地シンガポール弁護士インタビュー

いる。またこれまでの取り扱った件数は43件、うち、9件がArb-Med-Arbプロトコル手続きを経ている。

25カ国の国際的な企業からの案件が案件の種類としては、合弁事業・組合、インフラ、建設、保険、石油・ガス輸送、不動産、物品・サービスの販売、航空、医療過誤など多岐にわたる。

調停成立に至らなくても、調停手続きを行うことによって、両当事者が対面して話し合いの機会を持つことで、その後の手続きにおいても前向きに解決を行うべく、相手方との関係性が良好になるのも、調停続きのメリットである。

# <調停費用>

係争物の価額 (SGD)	一当事者あたりの費用(SGD)
500,000SGD まで	3,250
500,001 から 2,000,000SGD まで	4,250
2,000,001 から 5,000,000SGD まで	6,250
5,000,001 から 10,000,000SGD まで	7,250
10,000,001 から 50,000,000SGD まで	10,000
50,000,000SGD 以上	15,000

この SIMC の特色の一つである Arb-Med-Arb-Protocol とは、

- ・ SIAC における国際仲裁手続が開始した後 (Arb)
- ただちに SIMC における調停手続を開始させ (Med)
- ・ 調停手続終了後、SIAC における国際仲裁手続を再開する (Arb)

もしも、調停が功を奏した場合には、国際仲裁手続等において和解を成立させ、調停が功を奏しない場合には、SIAC における国際仲裁手続を続行する、という手順で紛争を解決する。

紛争が調停手続において早期に解決すれば、費用と時間をかけて国際仲裁を続行する必要がなくなるという点に加えて、調停手続における和解内容を、仲裁判断として残せば、ニューヨーク条約の締結国における執行が可能となる。

現在、認定されたメディエーターは、世界15カ国から74名が登録されている。日本人のメディエーターも1名いる。多国籍のメディエーターを

そろえることで、グローバルな企業間の調停にも対応できるようになって いる。

# (3)シンガポール調停センター (Singapore Mediation Center)

本Singapore Mediation Center (以下、「SMC」という。)は、 Singapore Academy of Law管轄の調停センターである。

1997年の設立以来、約20年の間に、3600件以上の案件がこの SMC によって、取り扱われている。年間平均、180件ほどがこの SMC にて取り扱われているということになる。

係属した案件のうち、調停不成立案件は30%以下、合意が成立した案件の90%以上は、一日での解決となっている。

この SMC は、シンガポールの裁判所との連携が深く、実際にシンガポール最高裁判所の中に設置されているほどである。

また、20年以上という長い歴史から、組織的運用、認知度も定着しており、離婚などの家事事件から会社間の紛争まで、シンガポール国内の幅広い案件に対応できるのが特徴といえる。

事案の種類、係争物の価格に応じて下記の通りに分類される。

## Commercial Mediation (CM)

Singapore Mediation Center (以下、「SMC」という。)管轄下の調停制度である。この SMC は、Singapore Academy of Law (シンガポール法曹協会)が運営する非営利団体である。

Commercial Mediation は争いの金額が60000SGD 以上の案件を扱う。 名前の通り、企業間の紛争を扱う事を想定している。

#### < Commercial Mediation 調停費用 >

請求の金額 (S\$)	調停費用 (S\$)
Above 60,000 to 100,000	\$963 (inclusive of GST) per party per day
Above 100,000 up to 250,000	\$1,284 (inclusive of GST) per party per day
Above 250,000 up to 500,000	\$2,782 (inclusive of GST) per party per day
Above 500,000 up to 1,000,000	\$3,317 (inclusive of GST) per party per day
Above 1,000,000 up to 2,500,000	\$3,852 (inclusive of GST) per party per day
Above 2,500,000 up to 5,000,000	\$4,173 (inclusive of GST) per party per day
Above 5,000,000	\$4,601 (inclusive of GST) per party per day

一般の調停制度と同様、本手続においても時間とコストの削減が売りとなっている。同サイトウェブによると、調停合意に至ったケースの90% 以上の案件が一日で解決しているとの統計が出ている。

当然、代理人の同行も可能(必要)である。また企業間の争いを想定しているという事案の性質から調停委員の高い専門性も担保されている。

Small Case Commercial Mediation Scheme (SCCMS)

本 SCCMS は、SMC が管轄する調停制度で、争いの額が 6 0 0 0 0 ドル以下 のものを扱う。

## <SCCMC 調停費用>

請求金額 (S\$)	調停費用 (S\$) (請求金額にかかわらず、最初の 2 時間は無料)
Up to \$20,000	\$80.25 (inclusive of GST) per party per hour or part thereof from the 3rd hour onwards
Above \$20,000 up	\$107 (inclusive of GST) per party per hour or part thereof
to \$40,000	from the 3rd hour onwards
Above \$40,000 up	\$160.50 (inclusive of GST) per party per hour or part
to \$60,000	thereof from the 3rd hour onwards

本 SCCMS 制度も、時間とコストの削減が可能である。また費用も上記 CM と比較してかなりリーズナブルな設定となっている。

SMC 自体には同行者に制限を設けておらず、日本人弁護士が同行することも可能である<sup>33</sup>。(但し、外弁規制には従う必要があると思量する。)

この SMC におけるメディエーションは、上記の通り、費用の非常にリーズナブルであり、例えば会社の雇用者と従業員のもめ事などの小さな紛争の解決にも適している。

シンガポールに存在する中小企業はこうした手続きがあること自体を知らないことが多く、まずは認知されることが必要である。もっとも、やはり ここでも言葉の問題が大きいため、通訳の同伴が望ましい。

またメディエーターを選択できないため、案件解決のクオリティに幅があるようである。

<sup>33</sup> SCCMS による回答

もっとも、裁判を行う時間とコストを考えれば、この SMC での調停手付きは非常に利用しやすいことは間違いなく、日本企業にも利用を推奨したい。

# (4)コミュニティ調停センター (Community Mediation Center: CMC)

Community Mediation Center (以下、「CMC」という。)は、シンガポール法務省 (Ministry of Law ) 管轄の調停センターである。

「Community」という名が付いていることからも明らかな通り、隣人、友人・知人、同僚、親族、大家とテナントなど、今後も継続的な関係性を保持していく当事者間の争いにつき、友好的に解決するのに適した制度である。

CMC は、調停委員のボランティアによって運営されており、費用も申請費用の<u>5 ドルのみ</u>しかかからない。市民が非常に利用し易い制度となっている。

利用にあたっては、係争物の価額が5000ドル以下という制限がある。 (もっとも、この係争物の価額の制限について厳格に運営されているわけではない。)

CMC で解決できる紛争は、近隣関係、友人、同僚、家族・親戚、大家と テナント・共有テナントなどとの間の、日常生活における細かいトラブル が対象となっている。

- ・ 騒音問題
- ・ ぬれた洗濯物等による水滴
- ・ 不動産共有部分の不当利用
- ・ゴミの不法投棄
- ・ 耐えがたい暴言・行為
- 5000シンガポールドル以下の金銭問題

#### 5. 邦人個人支援制度について

Legal Clinic

このLegal Clinic とは、シンガポール弁護士会やその他の機関・団体が提供しているプロボノサービスである。シンガポール国民やPR保持者に限定しているサービスもあるが、誰でも利用できるサービス(Open to Public)

もあるため、邦人が法律トラブルに巻き込まれた際にも非常に有用なので はないかと考える。

こうした情報は、現在現地では全く発信されておらず、ほとんどの邦人 は知らないため、かかる情報提供を行うことのみも邦人個人の支援の一環 となる。

機関名	利用条件・内容等
HELP Center	本センターは裁判手続や裁判実務に
	ついての基本情報を提供している。
	本センターと提携しているlegal
	Clinicより法律サービスの提供者を
	探すことが可能である。
HELP Center-CLINIC	ボランティア弁護士、法律事務所よ
	り無料の法律サービスの提供を受け
	ることができる。民事案件のみ。
Law Society Criminal Legal Clinic	案件が当制度が適用される場合であ
	れば、支援が受けられる。(収入要
	件などはある可能性)
Law Society & SAWL	家事事件に関して、無料の法律相談
	が受けられる。
BLC Community Serivices	宗教、人種に関係なく誰でもサービ
	スの提供を受けられる。財産問題、
	離婚相談など。

従前は、多くの相談所が相談者に制限を設けない「Open to Public」であったが、現在、多くの相談所が、相談者をシンガポール国民もしくは永住権保持者に限定されていたり、また収入制限が設けられるなど、日本人が利用できる相談所が少なくなってきている。

最新情報については、Legal Clinic ウェブサイト <a href="http://legalclinics.sg">http://legalclinics.sg</a>で 都度チェックされたい。

Singapore Council Woman's Organizations (SCWO)

この SCWO は、シンガポールにおける女性の権利保護団体である。シンガポール在住であれば、国籍関係なくサポートが受けられる。離婚問題に関する相談や、DV 被害者を保護するシェルターなどもある。

また、月に2回シンガポール法弁護士による無料の法律相談も行っている。

シンガポールにおいても、日本人女性の DV 被害や性犯罪被害も発生している。現時点においては、相談する場所がなく、日系医療機関に訪れる者が多いと聞いている。こうした潜在的に埋もれている、重大かつセンシティブな問題の被害者の保護についても、今後継続して活動できればと思量する。

Association of Woman for Action and Research (AWARE)

この AWARE もシンガポールの女性権利保護団体で、国籍を問わず、DV 被害者や性犯罪被害者の保護を行っている。性犯罪被害者の警察へのレポートや刑事裁判までのサポートなどトータルの支援を行っている。話をきいたところ、すでに邦人女性からの性犯罪の被害の相談が数件寄せられているとのことであった。もっとも、やはり言葉の問題から、十分な支援が難しく、この点筆者が同団体におけるボランティアとして活動して欲しいとのオファーが筆者にあった。また日本人コミュニティが大変狭いことから、性犯罪被害者が法的なアクションに乗り出すことを極端にいやがるということである。そのため、支援の中心的な活動はもっぱらカウンセリングとなってしまうが、この点についても言葉の壁が大きな問題となっている。

筆者は、本調査研究終了後、現地邦人個人の法律サポートの必要性、特に女性の性犯罪、DV 被害等のサポートの必要性を感じ、同団体において、ボランティアに登録し、活動を行っている。相談が全て英語で行われることから、日本人の相談者の件数は、圧倒的に少ないが、数件の相談には同行させてもらった。

また、現地シンガポール人からの相談によって、例えば、家庭裁判所における PPO メンションや、現地警察への取り調べや、その他捜査に同行したこともある。

ボランティアという立ち位置であるため、付き添いというポジション以上ではないが、一緒に手続きに同行するというのみであっても、相談者からは毎回、非常に感謝される。

DV 被害者や性犯罪被害者の保護

海外において、邦人女性の DV や性犯罪の被害者を保護する団体などは現時点で存在していない。

治安が良いシンガポールにおいても性犯罪被害は存在し、東南アジア全体を見れば、被害者数は更に多いであろう。上記 SCWO においては、インド、イギリス、アメリカ、韓国など様々な国の<u>シンガポールに存在する</u>女性団体(Woman's Association in Singapore)がメンバーとなり、連携関係を構築いている。

日本に関して言えば、シンガポールにおいて、この Woman's Association 自体が存在せず、この点他国に比べて遅れている印象である。今後、日本人会などにおいて、こうした団体の構成につき検討可能か打診してみたい。もっとも、日本人会は会員のみをサポートすることを基本としているため<sup>34</sup>、シンガポールにおける女性全体の保護を考えた場合には、同日本人会において設立するのは最適な方法ではないと考える。

## 第九、日本の法学部・法科大学院生意識調査

現地シンガポールでビジネスを行う者が集まる月例会において、現在 NUS 国立大学の法学部に留学中の日本人学生と会った。

弁護士を目指しているのかという質問を行ったところ、「弁護士になる意味があるのか。」と逆に聞き返され、少なからず衝撃を受けた。当該学生は、海外に留学している点からも明らかなとおり、非常に海外志向の強い学生である。英語はもとより、タイ人とのハーフということでタイ語もネイティブレベル、中国語も少しできるという将来グローバルな活躍が期待できる非常に優秀な学生である。現在、日本における法曹活動環境が従前ほど恵まれてないとは聞いているが、このような優秀な若い世代の学生が法曹という職業を目指さなくなってしまうことで、法曹の質の低下を招くことは間違いない。

また、当該学生からは、「弁護士になって海外で働けるとは思っていなかった。法学部の学生は、学生の中で一番内向き志向な学生であると思う。」とも語っていた。筆者も海外での生活を経験するにつれ、日本人の内向き志向というものに危機感を持っている。現地でヒアリングした日系企業や弁護士からも、日本人はグローバル化という点からは圧倒的に遅れているといった同様の意見を聞く。現在進出している日系法律事務所の弁護士はグローバルに活躍する一握りの法曹といえる。しかし彼らですら、現地の日系企業からすれば、語学力が足りないという評価を受けており、真のグローバル化という点までは到達していない。

<sup>34</sup> 例外的に日本人会クリニックは会員以外でも利用可能である。

現地でビジネスを行っている者で英語が堪能な者もいるが、それはごく一握りである。

また、昨年発表された QS 世界大学ランキングでも日本の大学はのきなみランキングがダウンしており、これも日本の大学がローカル大学と位置づけられていることが要因であると言われている。

こうした日本人の内向き志向を海外で働く意欲や能力のある若い世代の 法曹有資格者、及びその候補者を増やすことによって、法曹有資格者の海 外展開促進という本調査の目的が達成されるのではないかと思量する。

そこで、全国の法学部の学生と法科大学院の学生を対象に、意識調査を行った。同調査から、学生の海外での就労意欲や、法曹へのイメージ、将来希望する勤務地など、現状の法科大学院制度への問題意識などが明らかとなった<sup>35</sup>。

本意識調査の結果については、法曹の海外展開という本調査研究の目的 を追従するための検討資料、また法務省内における法曹養成制度の検討等 につき利用される予定である。

## 第十、分析・提言

#### 1.企業支援の在り方

#### (1)現地における日系企業の法的支援の現状

現在、シンガポールにおいて執務する日本法弁護士は、研修などの短期間で来ている者も含め、常時40名以上はいる。もっとも、これら日本法弁護士がクライアントとしているのは、大手企業がほとんどである。また、進出している日系法律事務所も日本でトップ5にランキングする大手法律事務所であり、弁護士費用も比較的高い。

シンガポールに2000社以上存在する中小・ベンチャー企業は、そのほとんどが専門家からの法的支援を受けていない状況である。

#### (2)中小・ベンチャー企業が直面する課題

35 本意識調査結果の詳細については、付録1を参照されたい。

繰り返し述べるとおり、海外展開を行う中小・ベンチャー企業は、大手の企業以上に日本の法曹からの支援を必要としている。しかし、下記に指摘する数々の理由により、現在日本の法曹有資格者から法的な支援を有効に受けている中小・ベンチャー企業は少ない。

- 英語で現地の法律事務所に法律相談をすることが非常に困難である (現地の事務所と直接交渉しても時間もコストも余分にかかる)
- 現地の法制度、規制が分からない(情報の不足)
- 社内に法律問題を処理する人員もいない(マンパワーの圧倒的な不足)
- 現地法律事務所や弁護士の情報の不足、ネットワーク力の不足など
- 大手法律事務所との相性、費用が釣り合わない

上記問題点をどのように改善していくべきかを検討し、打開策を講じることで、より理想的な現地における法的支援の在り方が実現できる。以下、 改善策につき、いくつか記載する。

# (3)中小・ベンチャー企業の望ましい法的支援の在り方

#### 情報発信

中小・ベンチャー企業のヒアリングにて非常に多かった意見が、現地の規制や管轄する当局がどこなのかが分かれば非常に有難いというものであった。シンガポールは、政府機関やその参加の法的機関も非常に組織化、分業化されており、その分、進出を行う企業はどこに問い合わせを行えば良いのかわからないようである。いろいろな機関をたらい回しにされたという経験がある企業の話も聞いた。

関係当局等をまとめたウェブサイトなどの作成を行って情報発信するのみでも、企業の活動支援となると考える。

#### 弁護士の多様化

まず、現時点において、日本法(日本人)弁護士のほとんどは、大手企業をクライアントとしているという点を改善する必要がある。公認会計士や 税理士などは、大手事務所のみならず、多くの中堅事務所も進出し、現地 で中小・ベンチャー企業の支援を行っている。 かように、弁護士も大手の企業のみをクライアントとする大手の法律事務 所ばかりではなく、中小・ベンチャー企業を中心的クライアントとするよ うな弁護士、法律事務所が進出し、現地における日本法弁護士業界全体が 多様化することが望ましい。

#### ネットワーク構築

これは中小・ベンチャー企業支援に限ったことではないが、現地の外弁 規制の関係上、シンガポール法弁護士との連携は必要不可欠であり、この 点、ネットワークを構築するシンガポール法弁護士側も多様な受け皿であ る必要がある。現地大手法律事務所のみならず、個人で経営しているよう な法律事務所、どういった専門分野に強いのか等、独自の情報を入手した 上で上手く連携を行っていくことが、翻って自己のビジネスにも有用とな ることは間違いない。

また、上記、ヒアリング調査をさせて頂いた、「士業共同体」のような 形も非常に有効な支援の在り方であると思量する。今後、同社の東南アジ ア現地における活躍にも期待したい。

#### 費用の問題

上記のとおり、弁護士の多様化が進めば、弁護士費用の多様化も行われ、 現状より安価で法律サービスを提供する弁護士が現地で執務することが期 待される。もっとも、シンガポールは物価も高く、特に賃料は平均して東 京の2倍程度と言われている。また、シンガポール法に関する依頼に関し ては、現地シンガポール法弁護士に依頼する必要があり、その分費用も上 乗せされる。こうした点を考慮すると、安価な法律サービスの提供を行う というのは簡単ではないかもしれない。しかし、事務所をレンタルオフィ スに構えるなど、固定費を抑える等の工夫を行えば、中小・ベンチャー企 業の数が膨大なことを考えると、決してビジネスとして成立はしないと断 言するのは時期尚早である。現地での生の声としては、中小・ベンチャー 企業を対象とする弁護士が開業すれば、ブルーオーシャンとなることは間 違いない、という意見を言う意見も多くあがっている。現地における大手 企業をクライアントとする法律サービスはすでに飽和状態にもあるとも言 え、かかる既存のマーケットに関しては、現在既に進出しているような大 手法律事務所の人員が増える、もしくはニッチな専門分野で既存の事務所 と差別化を図ることによって補われるという流れが自然なのではないかと 思量する。

関係各省庁が、中小・ベンチャー企業の海外進出、それに伴う法的支援の充実化につき積極的に検討している状況を鑑みても、今後も中小・ベンチャー企業の海外進出は増加するであろう。現地における中小・ベンチャーの法的支援というマーケットは未だほとんど手つかずの状態といっても過言ではない<sup>36</sup>。かかる新しいマーケットを開拓しようという気概があれば、シンガポール現地で挑戦することも決して悪くはない選択であろう。

## 2. 邦人個人の法的支援

## (1) 邦人個人の法的支援の問題点

繰り返し述べているが、現在シンガポールにおいて執務する日本法(日本人)弁護士はその大多数が、企業法務弁護士であり個人案件を担当する 弁護士はほとんどいない。

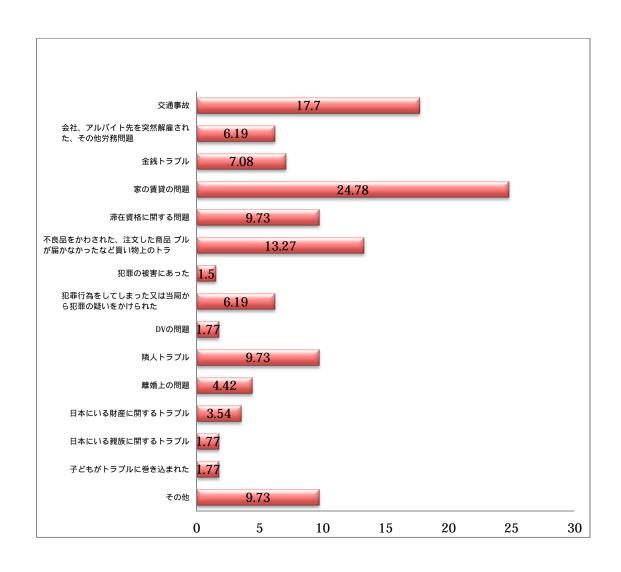
現地の弁護士に依頼するとしても、英語で相談しなければならないというハードルは非常に高い。また、費用面についても、係争物の価額が相当大きくなければ費用倒れとなってしまう可能性も否定できない。また、現地の邦人個人が利用できるプロボノサービス等の情報発信がほとんどされていない点も、支援が薄いと感じる点である。

## (2) 具体的試行より見えたニーズの詳細な検討

昨年度の調査において実施したアンケート調査より、在留邦人が巻き込まれる法律トラブルは、下記のような結果となった。

\_

<sup>362018</sup>年2月時点においても、この状況に変化はない。



上記アンケートにおいて、邦人個人が巻き込まれる法律トラブルの上位は、家の賃貸の問題であった。筆者が実施した無料法律相談においても、賃貸トラブル、オーナーとのトラブルの相談は多く寄せられた。また、次いで多い交通事故の相談も寄せられた。さらに、無料相談で非常に多かったのが雇用上の問題である。現地の法律や規制がわからない、言語面でのハードルがある(現地企業が使用者の場合)、また使用者と従業員という圧倒的な立場の違いを利用され、不適当な扱いを受けている従業員からの相談が多く寄せられた。また、(詳細については、本稿第五章、及び「現地日本企業及び在留邦人に対する日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行について」の報告書を参照されたい。)

#### (3)現時点における邦人個人の法的支援の在り方

相談窓口

繰り返しになるが、現時点で、邦人個人が相談できる日本の法テラスのような法律相談窓口はない。在留邦人が何か法律トラブルに巻き込まれた際には、第一次的な駆け込み寺として、現地の在シンガポール大使館が存在する。しかし、大使館での対応は、現地の法律事務所の情報が記載された紙一枚を渡すのみであり、それ以上の対応は大使館ではできないという。当該法律事務所情報も単なる法律事務所の広告に過ぎず、どの事務所が個人案件を取り扱ってくれるのか、離婚問題、交通事故、刑事事件など各事案に詳しい弁護士は誰なのか、費用がどれくらいかといった目安などの情報も一切記載されてはいない。

この支援のみでは、在留邦人に対する法的支援は決して十分とは言えず、 多くの邦人個人から批判的な意見を聞いた。

相談者の在シンガポール日本大使館に対する意見

事務的であり、お役所仕事。

少なくとも、精神的な支えにはなりませんでした。

返信メールの言葉に、担当者自身が「面倒に巻き込まれたくない」との責任 回避が見え隠れしていました。

「小官は法律的なことはわかりません」と言われても、こちらも困ります。 そもそも、私は「大使館」に相談したのであって、その方「個人」に相談 したのではないのです。

本気で相談に乗ってくれる気があるなら、大使館内に、法律に詳しい人も いるでしょうに。

弁護士リストをお送り頂けましたが、ご覧の通り、ただ単なるコピーであり、どんな分野に強いとかの情報もなく、正直、リストを見て閉口しました<sup>37</sup>。

しかも、そのリストも、明らかに、多くの人に事務的に送っていると見て 取れるものであり、大使館は頼りにならないと思いました。

全く情報がなくリストだけをもらっても、海外において右も左もわからず、 言葉の問題もある日本人にとって、正直、役に立ちません。

やはり、他の状況・相場観もわからずに、意思決定はできません。

例の大使館職員が、リストを丸投げして一件落着したと思っているならば、 「誰が払ったお金で給料をもらっている、誰のための大使館なのか?」と の思いです。

-

<sup>37</sup> 別紙 1

# <参考> 在シンガポールアメリカ大使館による支援

他国の大使館は自国民が例えば警察に逮捕などされた際に、どういった支援を行っているのか。シンガポールにおいて、アメリカ国民が逮捕された場合、在シンガポールアメリカ大使館では、シンガポールの法律手続に干渉しない範囲において、カウンセラーオフィサーが下記の通り、多岐にわたる支援を行っている。

- ・ 逮捕の連絡があった後、カウンセラーオフィサーは留置所を訪ね、逮捕 者の体調のチェックなどを行った後、適切な処置がシンガポール当局に より行われる。
- ・ 逮捕者の家族や友人に対し、要望等を伝える。
- ・ お金を送りたいアメリカの家族や友人の支援を行う。
- ・ 裁判手続についての情報を提供する。
- ・ ローカル弁護士のリストを提供する。
- ・シンガポール法及び国際規範にもとづき、逮捕者が公平かつ人間的な取 扱を受けていることを確認する。
- ・ 家族や友人及び現地コミュニティからの寄付による、金銭、食べ物、衣服その他の物資を届ける。
- 必要であれば、ビタミン剤などのサプリメントを提供する。
- アメリカ政府による被抑留者への緊急時のローンについての情報提供を 行う。
- ・ シンガポール当局による処置が適切に行われていない場合には、医療、 歯科サービスの提供のアレンジを行う。
- ・ その他、個人案件、商事案件の別で弁護士リストの提供も行っている。
- またアメリカ国民が利用できる可能性のあるプロボノサービスの情報提供も行っている。

このように、法律手続に関与しない範囲内でも、シンガポールにおける プロボノサービスの情報提供や、被疑者の精神的なケアから自国にいる家 族へのコンタクトなど、在シンガポールアメリカ大使館が行う支援の内容 は多岐にわたる。現地の法律事務所の情報の収集などは決して難しいもの ではなく、大使館職員がその気になって情報収集を行えば、簡単にできる ものである。

今後、在シンガポール日本大使館においても、在留邦人に対するこうした支援体制の構築に積極的に動くことを期待する。

## 個人案件を担当する日本人弁護士の不足

現在、シンガポールにいる日本法(日本人)弁護士の数は、日系法律事務所に常駐しているものと、現地法律事務所への研修、現地日系企業への出向等の短期間など合わせると、50名以上の日本法(日本人)弁護士が業務を行っている。

ただし、これらの弁護士のほぼ100%は企業法務弁護士であり、個人 案件を担当する日本人弁護士はほとんどいない。これらの企業法務弁護士 が、個人案件を全く担当しないわけではないが、企業法務案件によって業 務が多忙を極めていること、また事務所の方針とそぐわないことなど、 様々な理由により、邦人個人の法的支援には積極的ではなく、現地におけ る邦人個人の十分な法的支援ができているとは決して言えない状況である。

## (4)目指すべき法的支援の在り方

#### 相談窓口の設置

別報告書「現地日本企業及び在留邦人に対する日本の法曹有資格者による 支援のための方策の試行について」において詳述しているとおり、無料法 律相談を行ったところ、各相談者からは、「非常に有難かった」「こうい う制度は必ず必要である」など、かなり好意的な意見があった。また、昨 年度の邦人個人に対するアンケート調査結果や、その他日本人コミュニティからの意見においても、法律相談窓口の設置を希望する声は非常に大き い。

まずは、法律トラブルに巻き込まれた邦人個人が、気軽に相談を行える窓口を設置することが急務と考える。設置場所に関しては、大使館に設置するのも一手段であろう。各国大使館も、海外在留邦人の法的な支援の一環として、常駐の弁護士を配置しようとする動きもある。こうした動きがシンガポールも含め、多くの国で実施されることを期待したい。

また、大使館以外では、現地のプロボノサービスや女性サポート団体などと連携し、月に1~2回程度、日本人弁護士がシンガポール法弁護士と同席し、相談に対応するのも一手段であろう。この場合、日本法弁護士は問題点をまとめた上で、通訳を行い、その場ですぐにシンガポール法弁護士の見解を聞けるため、非常に有効である。また、その後相談者がシンガポール法弁護士に依頼を行うこととなれば、必然的にシンガポール法弁護士の業務受注につながり、シンガポールの法曹業界にとっても利益となる。今後、こうした現地機関との連携が可能かどうかも更に検討していきたい。

## 日本人弁護士活躍の必要性及び可能性

これについても、筆者が個人で各事案の処理を行ってみたところ、現地 の外弁規制の下においても、日本法弁護士が活躍できる場面もかなりある ということが判明した。

シンガポールは非常に住みやすい国ではあるものの、外国であることには変わりはない。法律トラブルに巻き込まれた邦人が口をそろえて言う言葉が「右も左もわからない」というも言葉であり、一体どこに相談に行けばいいのか、どのように対処すればいいのか、弁護士という専門家に相談すべきものなのか、という第一段階において途方にくれてしまう邦人が多いのである。また、法律という専門的な問題について自国の言語ではない英語でやりとりを行わなければならないのは、相当な困難を伴う。

そうした中で、まずはどういった方針で問題を解決すべきなのか、日本語で相談できるという制度があるというのは、非常に大きな精神的な支援となる。

上記、相談窓口の設置とも合わせて、在留邦人が相談できる日本人弁護士の人数が増えることが望ましい。

#### . 情報の提供

個人が法律トラブルに巻き込まれた場合、どこに相談にいけばいいのか、 弁護士に頼むべきなのか、について悩むのは日本においてもシンガポール においても同じであろう。しかし、シンガポールという外国の場合、現地 の法律もわからない、日本のように気軽に相談所を探せるわけでもない、 英語で相談するのには相当な負担が伴うなど、日本と比較して、海外在留 邦人がおかれている状況は相当に厳しい。

こうした状況であるがゆえ、筆者が現地の無料法律相談所や関係施設相談 所等の情報を提供するのみでも、非常に感謝された。特にシンガポールは、 各省庁や法的機関が細かく設置されており、これらの機関に相談にいけば 問題が解決できる場合が多い。

例えば、労務問題であれば雇用法で保護される問題の範囲においては MOM に相談にいけば、ほとんどの場合解決の方針を示してもらえる。シンガポールは外国人労働者を積極的に招き入れていることもあり、雇用者からの不当な扱いなどから(低賃金)労働者を保護する制度も整っている。予約制で MOM 職員に雇用問題を相談でき、希望すれば労働裁判所(実質費用3ドル)への請求の補助や雇用者に対しての指導も行ってもらえる。

また、現地シンガポール法弁護士がプロボノサービスとして行っている無料法律相談組織(Legal Clinic)についての情報提供も非常に喜ばれた。

この Legal Clinic とは、Singapore Law Society や Community Justice Center、その他の団体・組織が行っているプロボノサービスの総称である。Legal Clinic のウェブサイト上には、これらの団体が行っている無料法律相談の情報が掲載されている。参加している団体は非常に多く、全ての相談所を合わせれば、毎日どこかで無料法律相談が行われているといっても過言ではないほどである。

もっとも、上述の通り、従前は多くの相談所が「Open to Public」として、国籍関係なく誰でも利用できたが、現在は、シンガポール国民もしくは永住権保持者限定、もしくは給与制限を設けるなど、日本人が利用できる相談所が少なくなってきている。今後、こうした日本人が利用できる相談所がより少なくなってしまわないことを願う。

上述のとおり、「右も左もわからない」邦人個人にとっては、まずどういったところに相談に行くのが適切なのかを知るのみでも非常に有難い。シンガポールにおいては、企業向けの法律事務所の広告や法律支援の情報などは多く目にするが、邦人個人を対象とする情報発信媒体において、法律事務所の情報などほとんど発信されていない。今後もこうした情報の発信を積極的に行っていくことのみでも、邦人個人の法的支援活動の重要な位置づけとなると思量する。

## . 専門家による支援の必要性

次に、在留邦人が現地で法律トラブルに巻き込まれた際に問題となるのは、 外国人であることが理由で、または言語でのコミュニケーションがうまく いかないという問題で、法律トラブルの相手方や警察関係者などに、まと もに取り合ってもらえないという点である。

警察に真剣に取り合ってもらえなかったなどという意見も多い。また現地の規制について無知であることを利用され、事実と異なる説明を受けているなどという場合も多々ある。こうした問題を排除するためには、現地の法律や規制、手続等につき正しい知識をもった専門家による支援が必要なのは当然の需要である。

調査活動を行うにつれ、シンガポール現地における法的支援の在り方が非常に偏っているという点に違和感を感じている。現在日系法律事務所から法的な支援を受けているのは、ほんの一握りの大企業のみであり、その他

の企業や邦人は、十分な支援環境にはない。特に邦人個人は泣き寝入りを するしかない、といった状況といっても過言ではない。

このように多くの邦人個人から、日本法(日本人)弁護士に日本語で相談したいという意見を聞き、また実際に困っている邦人個人を目の前にしている当職の心情としても、こうした法的な支援整備を行うことは急務であると感じる。

## . 通訳としての支援

上述のとおり、邦人個人が法律トラブルに巻き込まれた際、自分の言いたいことが上手く伝えられない、英語や中国語でまくし立てられて、相手方や警察などからまともにとりあってもらえないという状況が多々発生している。かかる状況を鑑みると、「通訳業務」は邦人個人支援という観点からは非常に重要な位置を占める。筆者が行った支援活動においても、シンガポールや海外経験が長く、英語には全く問題はないという相談者も中にはいたが、多くは言葉が分からないので通訳をお願いしたいとの申し出が多くあった。

例えば上述の、各相談所への通訳としての同行も在留邦人にとっては精神 的に大きな支えとなる。

例えば、個人が利用しやすい調停制度である Community Mediation Center (CMC) があるが、費用を自己負担するのであれば日本法(日本人) 弁護士が同行することも可能である。

調停手続に通訳として同伴した相談者からの感想

これは、良いサービスです。

今回も、大きな心の支えになりました。

シンガポールのいい加減さを考慮すると、また、言語の問題を考慮すると、大変良いサービスになるでしょう。

相談できなかったとしても、同席してくれるだけで、相談者は精神的に安 定するでしょう。

それと、調停の場で冷静さを欠いた際、指摘してくれる役割もありました。わたしも、自分的には、軽く好戦的なつもりでしたが、先生のご指摘を受け、抑える努力ができました。テンションは、あがりだしたら、自分一人で抑えるのは難しいものです。

#### . 現地機関・法律事務所及び弁護士との連携

また、最終的にシンガポール法弁護士に依頼する必要が生じた場合には、 適切な弁護士と連携を行うことが必要となってくる。筆者もシンガポール 法についての意見を聞かなければならない場合には、都度知り合いのシン ガポール法弁護士に質問させてもらった。

シンガポール法弁護士のクオリティは決して低くはない。しかし、時間給でチャージされる弁護士費用を個人で負担するとなると、その負担は非常に大きく、係争物の価額が大きい場合でなければ、費用倒れとなってしまう場合も多いであろう。

また、レスポンスが遅いなど、細かな点でのクオリティは日本法(日本人) 弁護士より劣るとの意見が多く、本調査研究の相談者からも依頼した弁護 士から数ヶ月も返信がないなどネガティブな感想も聞いた。こうした場合 には、やはり日本法(日本人)弁護士が仲介し、進捗状況などを逐次確認 し、案件のスムーズな処理を導く役割をすることが必ず必要となる。

筆者も、費用や仕事のクオリティなど、シンガポール法弁護士の全体像を 把握しているわけではない。筆者がこれまで、現地弁護士との接触を持っ た感想としては、有名な弁護士、大手の事務所であっても、仕事のクオリ ティが低い弁護士もいれば、小さな個人事務所であっても相当有能かつ親 身に案件を処理する弁護士もいる。

今後、現地における法的支援の充実化を検討するにあたっては、シンガポール法弁護士の専門分野、時間給、評価等の情報を収集・調査し、相談者の各案件によって、もっとも適切と考えられるシンガポール法弁護士につなぐことが必要かつ重要と考える。

#### シンガポール法弁護士に依頼した相談者の感想

当該ローカル弁護士が一人でオープンしている事務所である。事務所の場所もオフィス街ではなく、ショップハウスにあり、当初はすごく驚いた。弁護士本人もラフなシャツを着ているなどかなりフランクな印象である。シンガポールにある日系法律事務所のような、「いかにも法律事務所」というところとは大きく異なる。

事案の処理も的確で、方針もきちんと示してくれるため、非常に安心して任せられる。以前に知人の紹介で別の法律事務所に相談に行ったときとはかなり自分の心情も異なる。というのも、前回のローカル弁護士は、質問などあまりされることはなく、どうしたいのかという意向ばかりを聞かれた。自分は法律の素人であるし、ましてや外国での法的問題などどうしたらいのかなどわからないから相談をしているため、方針を示してくれる今回の弁護士の方が非常に頼りになる。また、前回は、相談に行った際、

4~5名の弁護士に囲まれていたため威圧感が非常に大きく、あまり言いたいことが言えなかった。今回のような、こじんまりとした事務所、フランクな弁護士のほうが話しやすい。そういう意味では、日系法律事務所のような大きなオフィスでスーツを着て「いかにも弁護士」という印象もかなり緊張してしまう。

## 次世代の法曹の育成

本調査研究の趣旨、日本の法曹有資格者が海外で活躍する可能性を検討するという点を考えると、上述のとおり、現地での制度を整えると同時に、 やはり海外で活動を行う能力・意欲のある次世代の法曹の養成を行ってい くことは必須である。

シンガポールは、公用語が英語であるため、他の東南アジア地域のように、英語以外の言語で書面を作成したり、コミュニケーションを行ったりしなければならないという問題はない。また、シンガポールに進出した日系企業に日本法やその他国際法の範囲内においてアドバイスを行う限りは、日本語でのやりとりが可能である。そうはいっても、シンガポール現地の法律事務所とのコーディネート役として業務を行う範囲での英語力、すなわち、英語でのドキュメントの作成や、現地法律事務所とのやりとり等ができる程度の英語力は、最低限必要であることは言うまでもない。

しかし、既にシンガポールオフィス内に法務部が存在するような日系企業においては、日系法律事務所に現地法律事務所とのコーディネート役を依頼することなく、社内法務部が直接、現地法律事務所とコンタクトを取って処理するケースが多い。

こういった企業の場合、日本法弁護士に期待する語学力は相当に高く、シンガポール法弁護士と対等に交渉が行える程度、すなわちネイティヴレベルの語学力を求めている企業がほとんどである。また、帰国子女でもありネイティヴレベルの英語力を有する弁護士のインタビューにおいても、必要な素養の第一に「英語力」という回答が出てきたことを鑑みれば、現地において現地シンガポール法弁護士やインターナショナルロイヤーと競争し、またその中で存在感を示すためには、相当程度の英語力があれば、プラスとなることは間違いない。特に事務所の後ろ盾などなく、自分で海外での道を切り開いていこうという場合には、ネイティブと同等の語学力を有することは必須と考える。

このように、言語(英語)力の向上を行うことは、日本の法曹有資格者の グローバル化を考えると非常に重要な点であり、法曹の育成という点のみ で行うものではなく、日本の学校教育から見直す必要もあるのではないか と思量する。

#### 海外における法曹活動の情報提供

上記のとおり、次世代のグローバルな意識・素養をもった法曹を養成すると同時に、日本で活動する法曹関係者に、海外における日本の法曹の活躍に関する機会の提供や、情報提供も行うことも必要である。

シンガポール現地法律事務所 (ジャパンデスク) からも、若くて意欲のある日本の法曹のリクルートを行いたいという希望があった。日弁連に求人 広告を出したいと希望したが、結局実現はしなかったようである。

法曹有資格者の海外展開、という目的は、本調査研究主体の法務省のみならず、日弁連も目指しているところであるところ、こうした海外法律事務所からの求人広告等の掲載などを積極的に行い、日本の法曹有資格者へ海外展開の道を作っていくことにも、大きな意義があるのではないかと思量する。

以上

# 付録1. 法学部学生·法科大学院学生 意識調査

## 第一. 日本人のグローバル化という視点

現地シンガポールでビジネスを行う者が集まる月例会において、現在 NUS 国立大学の法学部に留学中の日本人学生と会った。

弁護士を目指しているのかという質問を行ったところ、「弁護士になる意味があるのか。」と逆に聞き返され、少なからず衝撃を受けた。当該学生は、海外に留学している点からも明らかなとおり、非常に海外志向の強い学生である。英語はもとより、タイ人とのハーフということでタイ語もネイティブレベル、中国語も少しできるという将来グローバルな活躍が期待できる非常に優秀な学生である。現在、日本における法曹活動環境が従前ほど恵まれてないとは聞いているが、このような優秀な若い世代の学生が法曹という職業を目指さなくなってしまうことで、法曹の質の低下を招くことは間違いない。

また、当該学生からは、「弁護士になって海外で働けるとは思っていなかった。法学部の学生は、学生の中で一番内向き志向な学生であると思う。」とも語っていた。筆者も海外での生活を経験するにつれ、日本人の内向き志向というものに危機感を持っている。現地でヒアリングした日系企業や弁護士からも、日本人はグローバル化という点からは圧倒的に遅れているといった同様の意見を聞く。現在進出している日系法律事務所の弁護士はグローバルに活躍する一握りの法曹といえる。しかし彼らですら、現地の日系企業からすれば、語学力が足りないという評価を受けており、真のグローバル化という点までは到達していない。

現地でビジネスを行っている者で英語が堪能な者もいるが、それはごく 一握りである。

また、昨年発表された QS 世界大学ランキングでも日本の大学はのきな みランキングがダウンしており、これも日本の大学がローカル大学と位置 づけられていることが要因であると言われている。

こうした日本人の内向き志向を海外で働く意欲や能力のある若い世代の 法曹有資格者、およびその候補者を増やすことによって、法曹有資格者の 海外展開促進という本調査の目的が達成されるのではないかと思量する。

## 第二. 文部科学省を通じた法学部学生、及び法科大学院生意識調査

#### 1. 本意識調査の趣旨

上述のとおり、こうしたグローバルな法的支援のニーズに対応するには、グローバルな人材の育成も必須である。現地シンガポール国立大学に留学中の学生から、「法曹になる意味が見いだせない。法曹として海外で働くというイメージがつかない。」との発言を聞いた。現在日本の法学系学生が法曹についてどういった意識をもっているのか、グローバルな意識がどういったものであるのか等も含め、学生の意識調査を行い、今後の法曹の

教育・育成方法の検討や、本調査結果の情報提供等について検討すべく、 学生の意識調査を行うこととした。

## 2. 実施要項

法学部の学生については、全大学を対象とすると広範囲に過ぎるため、 昨年度司法試験合格者数の多かった大学12校を対象に調査依頼を行った。 また、学年については、将来の進路について考える時期となる3年生のみ を対象とした。

また、法科大学院については、設置されている大学の多く、全学年を対象に調査を行った。

# 3. 結果分析(両学生共通質問項目)1

## ①海外生活経験について

法学部学生、法科大学院学生ともに、海外生活経験がある者は約30%という結果となった。日本の法学系の学生の海外生活経験は、約3割程度と分析できる。また、海外生活の期間に関しては、一年未満という短期(留学など)の経験が法科大学院の学生が50%であるのに対し、法学部の学生が69.7%と2割ほどのひらきがある。

もっとも、 $3\sim5$ 年、5年以上の(比較的)長期の海外生活経験のある学生の割合は、それぞれ $7\sim8$ %( $3\sim5$ 年)、 $9\sim10$ %(5年以上)とほぼ同じであった。

比較的長期の海外生活については、幼少期などの親の転勤などで経験することが多いが、一年未満と短期のものについては、自己の意思による留学経験などが多いと考えられる。この点、法科大学院に進んだ学生より、法学部学生の方が留学への意識が高いのではないかと推定される。

また、海外生活が自分にとってどういう影響を与えたかという質問に対しては、「非常に有意義だった」(法学部学生:65.2%、法科大学院学生:68.9%)「それなりに有意義だった」(法学部学生:29.0%、法科大学院学生:24.3%)と、ほぼ同数となる興味深い結果となった。

「それなりに有意義だった」と回答した学生を含めれば、全体の90% 以上は、海外生活を有意義なものと感じている。

また、有意義であったと感じた理由についても、その内訳は法学部学生、 法科大学院学生ともほとんど同じ結果となった。どちらも最上位は、「価 値観がひろがった」であり(法学部学生:27.2%、法科大学院学生: 23.9%)、その次が「日本という国を海外から見直すきっかけとなっ た」(法学部学生:22.3%、法科大学院学生:22.4%)であった。

<sup>1</sup>集計結果については、付録1および2を参照。

具体的な個別回答についても、下記のとおり、「積極性が身についた」「海外文化の良さをしった」などと回答が多く、自己の人間的な成長を感じた学生が多い。

その国に対する理解が深まり、好きになった

日本で常識と思われていることや、考え方、生活の仕方は日本から出たらほとんど役に立たない。海外の文化も同様に日本にすぐ取り入れようと思ってもできないことの方が多い。

より積極的に物事に取り組むようになった

日本という国が世界で最も好きだ、と心から思えるようになった。

積極性が身についた(自分から動かなければ何もできずに終わってしまう)、自分に求められていること・自分にできることを再考するきっかけとなった等

積極性が身についた

自立につながった

そこで得たものが自身の一部を形成していると感じるので

日本にいたらできないような様々な経験ができたから。

自分に日本法の知識が足りないことに気がつけた

3歳の頃であったが、言葉が通じなくても友を作れるというテクニック を身に着けた

世界中の優秀な人材と出会えた

その街の良さは住んでみないとわかりません

海外の文化を知ることができた。

日本に留学中

このように、海外生活を経験した学生の90%以上は、その意義を非常に 前向きにとらえており、自己の知見・見聞の広がりや、人間的成長を感じ ている。

法曹の海外展開という本調査の目的を考慮すれば、今後も、積極的に海外経験を積みたいという意識を持った学生の増加、また留学経験などがしやすい大学側(学校側)の環境作りを行うことが望まれる。

#### ②英語に関する取り組み

まず、現在の英語力について、「ほとんど話せない」と回答した学生の割合は、法学部学生が11.9%であるのに対し、法科大学院学生が24.8%であった。法学部学生より、英語に苦手意識を持っている学生は、法科大学院では約2倍以上いるということになる。もっとも、「簡単なやりとりならできるレベル」という回答を含めると、両学生の割合にほとんど差はない。(法学部学生:66.9%、法科大学院学生:69.5)

また、その他の回答については、興味深いことに、両学生でほとんどその割合に差はない。

「専門用語を使って話ができるレベル」以上の学生の割合は、法学部学生で13.9%、法科大学院学生で12.1%と全体の1割程度である。

海外での仕事を考えた場合、この「専門用語を使って話ができるレベル」 は必要であり、今後、日本の英語教育についてもグローバルに対応できる 人員の育成の必要性を検討し、改善されることが望ましい。

英語力を向上させる取り組みについて、「全く取り組んでいない」と回答した学生は、法学部学生で24.9%出会ったのに対し、法科大学院学生は51.4%と2倍以上の差がある。この点が、上記の「ほとんど話せない」と回答した学生の差につながっているものと推察される。

また「あまり取り組んではない」と回答した学生を含めると、その割合は、法学部学生で56.7%、法科大学院学生では75.1%と20%ほどの開きがある。法学部学生の方が、英語力向上に対する意識が高い結果となった。

もっとも、法曹の仕事をするにあたっての英語力に必要性に関しては、「絶対に必要だと考えている」と回答した学生は、法学部学生が18.0%であるのに対し、法科大学院学生は24.9%であった。法科大学院学生の方が、法曹となるにあたって英語力の必要性は高く感じているのである。

結果、英語の必要性は法科大学院学生も感じているが、法科大学院の勉強に忙しく、英語の勉強に充てる時間がないのではないかと推察される。

#### ③将来の海外での仕事に関する展望

将来海外留学や海外での仕事を希望するかとの質問に対し、両学生の回答の内訳はほぼ同じという結果となった。「チャンスがあれば考える」と回答した学生も含めれば、両学生とも全体の約80%が海外留学や、海外での仕事を希望している。この結果は、筆者が当初想定していた予想を遙かに上回る数字であり、多くの学生が海外への展望を前向きに検討していることを、人材を育成する側としても真剣にとらえる必要があるのではないかと思量する。

また、希望する理由は、両学生とも「自分の能力・可能性を試したい」「価値観を広げたい」「自己研鑽のため」といった回答が多い。

またその他具体的個別回答については、下記のとおり、法曹としての仕事の具体的イメージ、自己のキャリアアップ、自己の生い立ちなどとも関連したキャリアプランを構想している。

## 日本から離れたいから

法制度は国ごとに異なり、海外との関係を持つのであれば海外の法律事情にも詳しい方がメリットがあると思うから

海外の方が仕事・勉強をしやすい環境だと思うから。

#### 社会構造的に不可避

検察官、公正取引委員会を志望しているが、どちらにせよ将来的に語学力が必要になる可能性は高いものと思う。その場合にチャンスがあるなら、それら語学力を必要とする部門の仕事もしてみたいと思う。

ビジネスにおいて国家の隔ては考えていない。

日本の国際的競争力に寄与するため

良い刺激になるかもしれないから

日本という限られた空間だけにとどまることは息苦しいと感じるため 収入増とその後のキャリア展開に役立つことが多そうというイメージだ から

世界中の選りすぐりのエリート達のなかで自分の力を試したいため。

子供がいるので、彼らに海外生活を体験してもらいたいから。

生存率を上げる。生活力をつけるいい機会になる。

中国残留孤児3世のため、中国との関係を持ってみたいと思う

外国学説の研究のため

在外日本人社会のため、社会的貧困・弱者のため

海外生活経験を活かした仕事ができると思うから

求められるなら応えたいから

海外の視点を踏まえて、国内の法律学を改めて検討したいため。

これから企業レベルだけでなく個人レベルでの案件でも海外・外国人関連の問題とぶつからざるをえない社会環境になると考えられるから必然的にやるようになると思う。

海外のほうがペイがよさそうだから

業務の必要に応じて

大使館等への出向を希望するかもしれません

世界の司法制度等を学ぶことで、日本の司法制度の将来等に生かしたい

留学生なので基本的に国際的に活躍したいです

希望しないと回答した学生の、その理由に関する回答については、「言語に自信がない」と回答した割合が両学生とも最上位という結果となった。 (法学部学生33.3%、法科大学院学生27.4%)

やはり、語学力(英語)教育を改善することは、日本の若い世代のグローバル化に必要不可欠と言える。

また希望しない具体的な個別回答においては、自己や家族の年齢等を考慮した理由や、日本が好きである、国内でやりたいことがある、地域密着型を希望するなどの理由があげられた。

自分はすでに60歳台であり、体力的に無理。

現在は、国内の問題に興味があるから

高齢になっている両親夫婦から離れて暮らすことは困難である

日本が好きなので日本から出たくない

自国の手助けすべき人に目を向けないで、海外に目を向けるのはナ ンセンスだと思うから

初めは法曹としての様々な経験を国内で積む方がいいのかと考えているから

海外での仕事を希望する理由がないという消極的な理由です

国内で、やりたいことがあるから。

現在の業務をおろそかにするわけにはいかないため

希望する理由がそもそもないので

法曹になる目的は地域密着で地元の力になりたいから。

海外に魅力を感じない

子供の将来を考えると海外は治安等の面で不安があります。

日本が好きだから。

家庭を持つことを考えると親戚と遠くなるのは適さない

日本と向き合って仕事がしたい。

敢えて海外で働かなくても、日本でも法曹としてやるべき事は多い ように感じるから

国内民事紛争を中心に扱いたい

# ④海外で働くために必要な素養について

同質問に対しては、両学生とも、コミュニケーション能力(法学部学生:81.8%、法科大学院生:79.5%)「語学力」(法学部学生:76.3%、法科大学院学生:78.8%)が必要と考える学生が多い。

この点、筆者が従事している本調査研究において、海外で活動する弁護士及びクライアントである企業側、両者のヒアリング結果より、この「コミュニケーション能力」が非常に重要視されているという結果が出ている。学生側もこの「コミュニケーション能力」の重要性につき、正確に理解しているという点は非常に興味深く、こうした学問的能力以外の人間力を磨く努力を継続してほしい。

また、具体的個別回答についても、「適応能力」、「多様な価値観を受け入れること」、「初めての問題に直面した際にも動じず、それを適切に処理する力」、「文化や宗教などの多様な価値観を受容する姿勢、フットワークが軽いこと」、「異なる環境に順応できること」、など海外の文化や価値観などに柔軟に対応する力が必要な素養であると考えている学生が多い。

柔軟性と堅い信義力、仕事のスピード

現地の法律家との連携

初めての問題に直面した際にも動じず、それを適切に処理する力

柔軟性

ずうずうしさ

自己防衛力

楽観的な性格、多様な価値観を受け入れること

Love and Peace

当該国の文化、風習に溶け込める適応力

変化や不測の事態への対応力

上記選択肢全部。

他者理解の姿勢

他文化理解力

日本の常識にとらわれない柔軟性ないしは、寛容性

志し、健康、忍耐、仕事、友人

治安情勢を主体とした危機管理意識

他人の文化、価値観、背景を理解する能力

文化や宗教などの多様な価値観を受容する姿勢

異文化に対して寛容であること

フットワークが軽いこと、異なる環境に順応できること

体力。めげない精神力。

自分の意見を主張できること

日本国内との違いを受けられ、派遣地域での習慣・文化に慣れること

タフネス

環境への適応能力

柔軟な思想

#### ⑤希望する地域

海外で働く場合に希望する国は、両学生ともヨーロッパが最上位であった(法学部学生: 74.6%、法科大学院生: 70.2%)。次いで北米を希望する学生が多い。

本調査対象の東南アジアも、両学生とも3割の学生が希望している。今後、下記で検討する海外での法曹有資格者の活動状況などの情報を多く提供することで、より海外で働くことのイメージがつかめると思量する。

その他の具体的回答としては、南米やアフリカなどを希望する学生が多かったのも興味深い。

アフリカや発展途上のアジア

自分を必要としてくれる人がいる地域。

南米

英語圏

インド

南米、ロシア

中東

北米、ヨーロッパ、韓国に居住経験があり、場所は問わない。御縁です。

アフリカ、南米

北極、宇宙等

現時点で特に希望はない。

インド

その他発展途上国

アフリカ

特定の地域と限定せずあらゆる地域で働きたい

中東、アフリカ、南アメリカ

どこでも魅力的

西アジア

⑥現在、海外での日本の法曹有資格者に対する法務ニーズ、日本の法曹有 資格者の活動状況について

同質問については、「全く知らない」「ほとんど知らない」を合わせると、両学生ともほぼ8割の学生が、海外での法曹有資格者の活動について知らないという結果が得られた。(法学部学生:77%、法科大学院学生83%)

本調査研究結果もふくめて、学生がより海外での法曹有資格者の活動を イメージできるよう、情報共有する必要があると思量する。

#### (4) 結果分析(法学部学生のみ)

①法曹に対するイメージについて

法学部学生が有している、「法曹」という職業に対するイメージは、下 記のとおり、多様な回答が得られた。

「頭がいい」「エリート」「正義感が強い」「高給取り」といった前向きなイメージを持っている学生もいれば、「現在では資格を取っても就職口がなかなか見当たらない」「儲からない」などの法曹業界の現状を敏感にとらえた回答や、「旧司法試験なら自分だけ頑張って法曹に進出することができたが、現在のロースクール制度は富裕な家庭じゃなければ続けにくいイメージ。

親に負担かけるのを早くやめて、自分で学部卒業後仕事しながら独立したいのに、法曹で働くためには大学院卒業という壁をまた乗り越えなきゃいけない。その壁を超えるためには時間とお金が必要。いずれもない人はあきらめるしかない。」という切実な回答もあった。

法科大学院制度ができたことで、時間とお金がある者のみが選択できる 道となってしまっているという印象を学生が抱くことが、法曹業界にどう いった影響を与えるのかについても、今後真剣に検討すべき事項なのかも しれないと思量する。 人によりけりだと思います

かたくて、真面目な人がなるイメージ。やんちゃなタイプの人間はいなさそう。

法に忠実

高給取りである。

専門資格。簡単には代替不可能な高地位にある職。

厳格

法律のエキスパートで、問題等を法に基づいて解決ないし決着をはかる 職業

人権を守り紛争を解決する職業として非常に魅力的であると考えています。

親近感の湧かない優秀な人々が就く

常に学習ばかりで自由に使える時間がとても限られているようなイメージがあります。

客観的な視野が求められる

多忙

かしこい

あほ

難しい

お堅い仕事、人(市井の人)と直接コミュニケーションすることから、 頭の良さ、キレがダイレクトに求められる。

お金が付きまとうイメージ

エリート

法のプロであるが世間から外れていて、仕事さえやれば人間らしさなど はどうでもいいと思う

一般市民にとっては抽象的なものである法を、今そこにあるものとして 実際に取り扱うことができる世界であると考えています。

よくも悪くも困ったときに頼りになる存在

法律に携わる者として皆の手本になるような者でなければならないと考えます。

堅いイメージ。閉鎖的な印象。

分野が法律に限られていて、仕事に飽きがきてしまいそう。

現在では資格を取っても就職口がなかなか見当たらない

法律を司り人の争いを調停する調整役

単に法律の専門家にとどまらず法律を知らない人に寄り添い支えていくような存在というイメージ

法律というルールに基づき物事の成否を判断する職業

弁護士は、依頼人と二人三脚で問題を解決していく相談者のイメージが ある

たくさんの文書を作成しなければならず、それに加えて弁論能力も相当 程度求められる。

正義感が強い

## 仕事ない

法で人を助ける、名誉ある職。

職に就くために大変な苦労がいる職で、職についてからも精神的にハードそうだと思います。

#### 人権を守る者

自らの法律的専門的知識を武器に、世の中に起る様々な紛争、問題を解決する。

社会の秩序を守るプロフェッショナル

頭がいい

固い、難しい

私欲を滅し、社会正義の実現と国民の幸福の最大化に尽力する役目を担っている専門職

堅いイメージ

非常に魅力ある仕事

広く知識が必要で、責任の重い職業

究極的には正義の実現を目指していると思います。

非常に責任のある職業であり、社会になくてはならない存在。法律の知識のみならず、非常に多様な能力が求められる。

法律を用い、法的に理論的に物事を考え主張することのできる職業 法律のプロ

# 歩く六法全書

論理的に思考しているといえば聞こえが良いが、悪く言えば、感情や心理的な面を無視している。

法律という一部の人しか使いこなせないツールで社会をより良い形に切り取っていくプロフェッショナル。

エリート意識が高い人がやる仕事

専門知識を活かして幅広く社会の役に立つことができる職業

#### 弁護士

難しい、堅苦しい、暗い、自由がなさそうというイメージがある一方で、知識・教養があってかっこいいとも思う。

リーガルリスクを引き受けるつまらない仕事

## お堅いイメージ

いかに論理的に議論を展開するかにかかっているというイメージ。人柄 や行動力はあまり重視されないというイメージ。

社会に食わせてもらっている職業

給料が高い

非常になるのが難しい

日本においては、一般市民にとって遠い存在

自分の専門性を用いて、人や社会に貢献する

自由

なるまでにお金がかかる割には稼げない。

判事と検事が少なすぎ、弁護士は多すぎる。

法的な専門分野に深く精通していながら、社会一般に起きている問題に もアンテナを張り、専門分野でない分野に関しても広く見識を持ってい る。

# 固いイメージ

裁判官は保守的で司法権の独立を活かしきれていない、検察官は不利な証拠を提出しない、弁護士は様々、という印象を抱いている。

高度な知識のいる専門職。司法試験のために勉強できる環境が必要。

なるのが大変

国内のみで通用する資格

将来の仕事

権利の衝突の解決を広い視野で考える。

他分野と隔絶された、非常に専門性の高い職業だと考えています。

高度な知識を持ち、その知識を人のために使う職業

当然のことだが、専門知識を有する。そして、社会の変化に対応すべく、法律などに関する知識を日々学び続けている。

良くも悪くも堅い

お金ありきの職業ではなく「成仏理論」(揶揄する意味ではなく)や「法の光」といった理念が求められる職業になっているのではないかと考えています。

頭がいい

かっこいい。

やりがいはあるものの、かなりブラックな職種

職がない。大きな負担・リスクを背負って司法試験に挑戦するメリットが下がっている。理系の大学院も長い学習期間が必要であるのだから問題はないという意見もあるが、司法試験に受からない場合「落ちこぼれ」とみなされて、学部卒の場合よりはるかに就職に不自由することになる法曹への進路をこれと同列に語ることはできないと思う。

エリート派、保護主義

近年の改革によって若手の方ほど厳しい生活をおくっている

閉鎖的

保護されている

自由

正義感が強い

激務だが儲かる

専門的知見に基づき様々な紛争の予防・解決を効率的に行う職種。

最近は人気に陰りが出ている

理屈っぽい、変わっている、真面目な人が多い

他人の人生を決める職業

法律の専門家として細かな指摘ができる、まじめな人が就く仕事

法律のプロ

楽しくない

高度の専門性と処理能力の求められる職業。

司法試験を突破したごく限られたエリートにより構成された世界

正義のために働く仕事。

仕事をする上で専門知識が不可欠。

あまり目立たない。

#### 創造的

社会的病理現象を法の定立・解釈・適用などによって解決する仕事。

法律の実務家として、法学者という象牙の塔の住人と、一般市民をつなぐ仕事をしている人。一般に言う「法律相談」に止まらず、幅広い業務で法秩序を支えていると思う。

正義を守りうる

大変

一人前になるのが遅い。

権力と闘う職業

天才

法の番人

大衆に迎合しすぎ。

知識力を問われるのは当たり前だが、それと同時に自分の理解をいかに 相手に分かりやすくはっきりと論理的に伝えられるかという弁論力が必 要であると思う。

ブランドのある職業。

かっこいい。

人にもよるが稼げる。

努力の象徴。

真面目。

モテる。

法曹になるまでに時間、お金共にかかるため大変な職業だという認識。

供給過多で就職難

往々にして憎まれ役

知識的な専門書

法曹人口が増えすぎて供給過剰

年収が下がっている

物事を公平かつ客観的に捉えることが必要な職業

比較的自由に自らのやりたい事を行える職業である一方、その分責任も 大きく依頼人の人生を左右しかねない職業

高度な法律の専門知識を有しており、責任の重い仕事である。

憧れの職業。ただ、法律的な視点にこだわり過ぎて、実社会を見ていないと感じることがしばしばある。

軽い

日本国内で最も格の高い国家資格の内の一つ。

司法試験合格後も選別が続き、法曹3職の中で最も割合の多い弁護士に関しては一部の大規模事務所を除いて安定性に欠ける。

判例の形成を通して日本の法律(=ルール、秩序)を現実化する機能を持つ。健全な社会のためには、倫理と融合するような法の運用をする必要がある。

知識量がすごい

儲からない

医者と同じで誰もが関わりうる職業だが、基本的に自分とは関係ないと思われがちな職業。

定型の仕事が多く、努力に対し所得が見会わない

エリート

安定性はないが、本人次第でいくらでもやりがいをもてる職業

ハイリスクハイリターンの代名詞

学生時代に努力を重ねた人たちだからこその信頼感をもてる対象。一方で自分の関わって来なかった分野に関しては視野が狭く、頭の固い人が多そうなイメージ。

司法修習における借金の負担が気に食わない。負担が無ければ法曹志望だったのかもしれない。

これ以上、親に負担はかけられない。

依頼主の利益を最大限守り、法秩序との均衡を保つ存在

知識人。相談相手。

弁護士ならば依頼人の Best interest を図るべき。検察官ならば法秩序の遵守、裁判官ならば公平の感覚を持つべき。

エリート意識が高く排他的

他人のために自己の知識を駆使し、その人を適当な道へと誘う職業。可能性を考える力、知識量など頭に関わる多くの能力が要求される。

法律のスペシャリストとして、多くの人に頼りにされる存在

法曹になるまで相当な徳をつまなければなれないイメージ

国としての基礎概念を作っている

知識、思考により紛争を解決する

依頼人の希望を、法的手段によって、実現する。

堅いイメージ

弁護士について、いまや専門性のみならず、語学やその他のスキルは不 可欠。

検察、裁判官は客観的な判断が不可欠。

後処理

プライドが高すぎるイメージ。

法律がとっても好きなイメージ。

お堅いイメージ。

必ずしも生計が立てられる職業ではない

## 堅実

仕事の社会的意義、ステータスなどからみて魅力的な職業。

ただ、職に就くまでにコストと時間がかかり、またリスクも伴う職業。

#### 正義の味方

かたい

#### 最強

学費ちゃんと払いながら頑張って長く勉強していたんだ!みたいなイメージ。

学部4年間はみんなするからいいけど、大学院2~3年は両親の能力次第。4年間バイトしつつ親から仕送りももらいながらやっと学部を卒業してまた大学院まで行って親から学費をもらいづらい。

旧司法試験なら自分だけ頑張って法曹に進出することができたが、現在 のロースクール制度は富裕な家庭じゃなければ続けにくいイメージ。

親に負担かけるのを早くやめて、自分で学部卒業後仕事しながら独立したいのに、法曹で働くためには大学院卒業という壁をまた乗り越えなきゃいけない。その壁を超えるためには時間とお金が必要。いずれもない人はあきらめるしかない。

## 気難しい

人の人生に大きな影響を与える職業。そのわりには稼げない。

#### 真面目

なるのにコストがかかる。

法令条理に基づいて依頼者の希望を実現させる

難しそう。大変そう。割に合わなそう。

実際はともかく正義を追うべき仕事

#### 頭がいい

### ブラックボックス

ロジック重視、多角的視点の持ち主

頭がいいだけでなく、しっかりと自分の意見を述べることができる人が なる職業

堅い仕事。あまり語学力は求められない。

正義感があり、信頼できる

#### 法のプロ

学部生になる前は法曹=堅物のイメージが強かったが、現役の最高裁裁判官の講演を聞き、割と人情味のある職業だと感じた(その人だけかもしれないが)。

最初にやる仕事が自身の破産手続き。つまりはなるために非常にお金が かかる

論理一貫性を重視しつつも、個別具体的に事案を判断しなければならないので、基本的な教養が必要。

#### 責任が重い

具体的事案について個人に法を適用する、社会のバランスをとるような 役割

法律をどう日常で扱うべきなのかもっと社会全体に啓蒙していくべき職

#### 個人業

(弁護士について)単なる資格に過ぎないため、司法についてのみならず立 法や行政にも関与できる自由な職業

個人の能力次第

有資格者

# ②法曹になることを考えているか

これについては、法学部学生の48.6%、約半数が「なりたいとは思わない」という結果となった。この結果が多いのか、少ないのか、従前と比べての増減はどうなのかについては、比較対象となる調査結果等がないため、今後検討していきたい。

希望すると回答した学生の理由の最上位は、「法曹という理念がすばらしい」(51.5%)であった。また、その他の具体的な回答については、法律に興味がある、法律の勉強が楽しいという、学問的な観点からの意見から、

「途上国の法整備支援に関わりたい」といった法曹となった後の具体的なビジョンを持った回答もあった。

#### 途上国の法整備支援に関わりたい

それが自分の人生において与えられた使命だと思えるから

公務員になった後でもなれるから

法律は扱う人によって良いものにも悪いものにもなる

法律に興味がある

法的な問題を自ら解決できるということは、どのような業態の職種にとっても有用で、私自身が自由な働き方をしたいから。

法律の学習が楽しいから

自身の性格・スキルを法曹のフィールドで発揮できると思うから

法律の勉強が面白いから。

専門的見地から困っている人を助けることができる

企業に搾取されることもなく、自立して仕事できるから。

司法書士として、家業を手伝う

検察官を志望しているから。

手放しの賞賛はしたくないが、少なくとも日本国内で人が幸福になれる社会を作るために最も現実的な職業だと考えている。

多様な紛争解決を仕事とすることに魅力を感じる

自分のビジョンに一番合っている

もちうる法律の知識を最大限に使って仕事をしたい。あとは、法律を仕 事にすればずっと勉強し続けられるから

立法や研究等にも関与できる自由な面を有するから

また、希望しないと回答した学生の最上位の理由は、「法曹という職業に魅力を感じない」(33.6%)であった。

また、具体的な回答としては、その他の職を希望する、試験が難しい、 といった回答から、なるまでにリスクがありすぎる、法科大学院に行かな くてはならないから、法曹になるまでの道のりが長くセーフティネットが 整っていない、法曹になるまでにかかる費用、お金と時間が無い、高い学 費、コストがかかる、など、やはり法科大学院に行く時間と費用が理由と する回答もそれなりにみられた。

ほかに希望する職業があるから

試験が高難度

国試に受かる気がしない

他の仕事をやりたい

該当なし

公務員を志望しているので。

希望就職先が既に決まっている

その他の職業を志望している

司法試験に合格しても、安定を得られるとは限らない状態であるから。

法科大学院に行かなくてはならないから

法律よりも政治が好き

問題解決をしていない

頭が悪い

弁護士にはなりたくないので。(判事や検事は狭き門)

いまの環境では勉強に集中できない

自分の興味関心とずれている

法曹になるまでの道のりが長くセーフティネットが整っていない

法曹になるまでにかかる費用

ロースクールに行って連続して試験に落ちたとき絶望的

まだよく進路についてわかっていない。

自分の能力では厳しい

なるまでにリスクがありすぎる

魅力は感じるが、自分に適性があるとは思えない

狭き門だから

現在、公務員として働くことをより強く希望しているため。

お金と時間が無い

高い学費

法曹も魅力的ではあるが、それ以上に研究職の方が魅力的なため。

他に希望する職種があるから

研究がしたいから

他の職業のほうに魅力を感じる

資格試験が難しい

他に希望する進路がある

# (5) 結果分析(法科大学院のみ)

## ①法曹となろうと思った理由について

同質問に対しては、「法曹という仕事が魅力がある仕事だから」という回答が84.3%と圧倒的に多かった。次いで多かったのが「収入がいいから」という回答が21.9%である。

その他の具体的回答においては、司法試験に対する挑戦の意識や、自由がきく、雇われたくない、自営業だから、定年後も働きたい、など弁護士の比較的自由な勤務形態を理由とするものもあった。

また前職の経験、女性の権利を守りたい、法整備支援活動に携わりたい、 外国人事件や難民問題に興味がある、など具体的な法曹としての活動ビジョンを持って、法曹を志している学生も多い。

# 司法試験に合格すれば生きて行く上での自信に繋がるから

定年後、できる限り働きたい

日本の自殺対策に興味があり、そのリスクを未然に防ぐために労働問題 や債務問題に取り組みたいと考えている。

法律を通して社会貢献をしたいから。

法学部に入ったからには司法試験ごときは合格してやろうと思うととも に、一度立てた目標は必ず達成してみせるため。

ずっと働けるから。

前職の経験から、法律の専門家になろうと思った

法整備支援活動の携わりたいから

子供の頃からあこがれていたが、旧司に通らず、断念して就職した。解雇されたのを機会にもう一度挑戦することにした。

文系で一番難しい国家試験を受けたかったから。

法律によって家庭が酷い目にあったから法律を使う側に回ろうと思った ので

母子家庭で育ち、女性の権利を守りたいと考えたから

以前の仕事で法曹資格の必要性を感じたから

法的紛争を経験した

もともと哲学を学んでいたが、正義の実現を図るためにはより実際的な アプローチと法という武器が必要だと考えたから。

訴訟代理のための資格として

英語ができる人が増えると見込んで、違う資格と併合することによって、自分が人とは違う英語の仕事ができると思ったため

両親になってくれと言われたから

単に海外に出るよりも資格を持っている方がいいと思ったから

#### 専門性

学部で学んだ法律を活かした仕事をしたかったから

苦しんでいる人を支えることに人生を費やしたいから

時間の自由がきくから

外国人事件や難民問題に興味があった

今までの自分の経験を活かせる職業と考えたから

法曹として犯罪被害者支援に貢献したいため

裁判で無力さを感じたから

「市民の不安感の除去」という、自身の職業上の目的を達成するのに手段適合的であると考えたから。

世の中を直接的に動かせるから

組織に頼らず、資格をもって活動できる。女性でも同様に活躍できそうと感じた。

弁護士は自由度が高いから

雇われたくないから

自己啓発のため、資格を取得するのが目的

現有資格では業務範囲が中途半端であるから

隣接士業を結びつける接着剤的役割を果たせるため

福祉の観点からの弁護士が必要考えるから

未開拓な部分が多く, 法曹業界全体として未開拓な部分が多くあり, 可能性を秘めていると思ったから。

司法試験合格、修習の能力は役にたつから

自営業だから

自分の専門性を証明する国家資格が欲しかった

## ②将来の法曹としての活動について

法曹となった後の活動については、「個人案件を中心とした弁護士」が30.1%と最上位となった。その他各回答に関しては、バランスよく回答数が分かれており、法曹としての多様なキャリアを各学生が多様なビジョンを持って検討しているという印象である。

また、法科大学院では様々なキャリアを積んだ者も在籍し学んでいるため、具体的回答においては、下記のとおり、更に専門的なキャリアを考えた回答があがった点も非常に興味深い。

## 30年の教職経験を活かした、学校・いじめ専門

自殺対策

刑事弁護人

法的素養のある外交官又は官僚

IT 導入プロジェクトにおける紛争予防・解決の専門家、または相続・離婚案件に長けた弁護士。できればどちらも手掛けたい。

法整備支援活動における法曹養成

#### 一般職

環境法関連の弁護士

国際機関職員(UNHCR 等国際人権法関係)

弁護士として、目の前の人を国や地域を超えて助けたい

外国のローファームで外国人弁護士として

知的財産関連案件を中心とした業務

司法書士としての業務を中心に行い、その権限外に関する業務を弁護士資格で行いたい。

弁護士資格を活かした、訴訟活動以外の仕事

企業法務に入るのかもしれませんが、企業のリスクマネジメントを中心に、ガバナンスの面から企業経営に参画していきたいと考えています。

国家公務員キャリア

# ③日本国内で執務する場合の希望活動地域について

同質問に対する回答は、「東京、大阪などの大都市」を希望する学生が49.4%であり、逆に「弁護士がほとんどいないような地方」を希望する学生は4.7%であった。こうした希望傾向が、大都市における弁護士の就職難につながっていることは明らかである。弁護士数が少数である地方の弁護士数を増加させることも、司法試験改革の理由の一つであったはずと認識しているが、こうした学生の意識傾向をはっきりとした数値でとらえることで、同改革が功を奏しているのか、という点につき、再検討する必要があるのではないかと思量する。

その他の具体的個別回答においては、「地元」を希望する回答が多かった。

#### 富山県

とりあえず地元、若しくは需要のある地域。

地元(茨城)

その時々に自分の気の向くところで勤務したい。

未定

京都府か滋賀県

未定

鹿児島市, 東京都

地元

岡山

自分が主に取り扱う分野に応じて変動があると思う。

広島県

地元

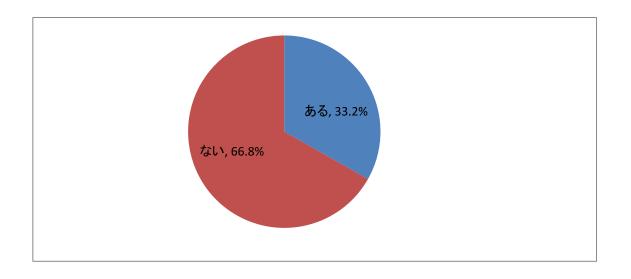
現在の居住地近隣

地元

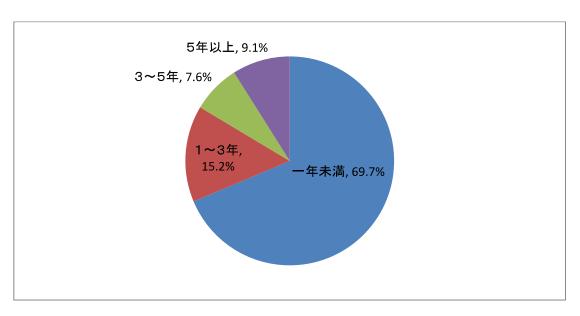
実家
地元
すでに事務所を設けているため、その事務所において業務を行いたい。
生活保護者の多い場所
出身地
地元
福岡
福岡

# 法学部生 (3年生) 意識調査 集計結果 ○調査実施期間 2015年11月20日~2016年1月6日 ○回答総数 204回答

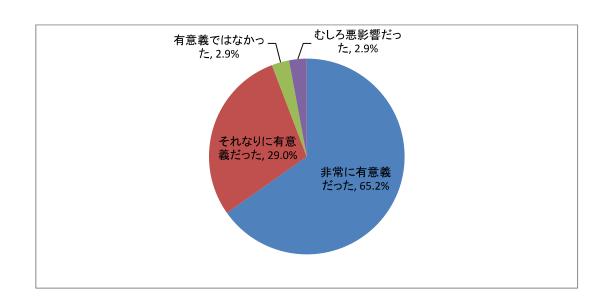
Q1. 今までに海外生活の経験はありますか?



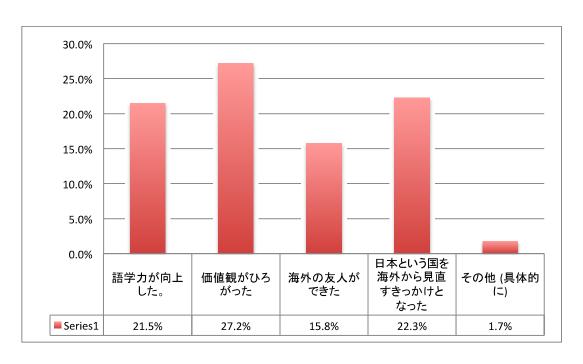
 $Q2.\ Q1$  であると回答された方におききします。どれくらいの期間、海外で生活をされていましたか?



Q3. 海外経験のある方にお聞きします。海外生活は自分にとって有意義だったと思いますか?



Q4. Q3で「有意義だった」「それなりに有意義だった」と回答された方におききします。有意義だったと考える理由はなんですか? (複数選択可)



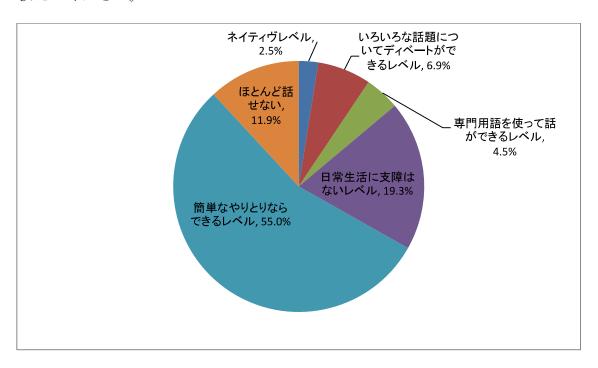
#### ※その他(具体的に)

その国に対する理解が深まり、好きになった

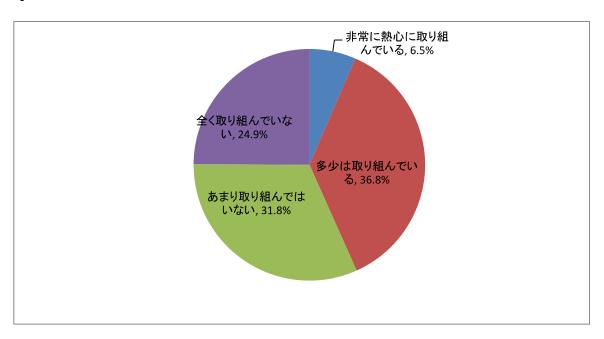
日本で常識と思われていることや、考え方、生活の仕方は日本から出たらほとんど役に立たない。海外の文化も同様に日本にすぐ取り入れようと思ってもできないことの方が多い。

より積極的に物事に取り組むようになった

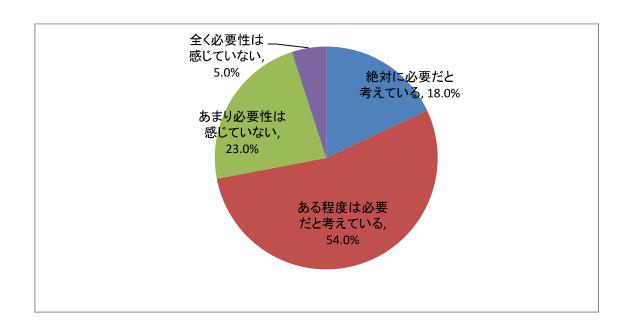
**Q5**. 英語力についてお聞きします。現在のご自身の英語力はどれくらいか教えてください。



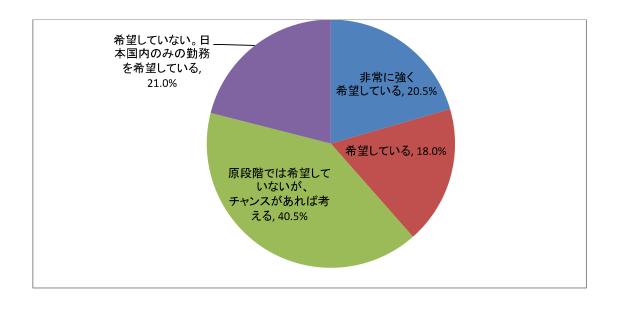
Q6. 現在、英語力を向上させる取り組みをしていますか?



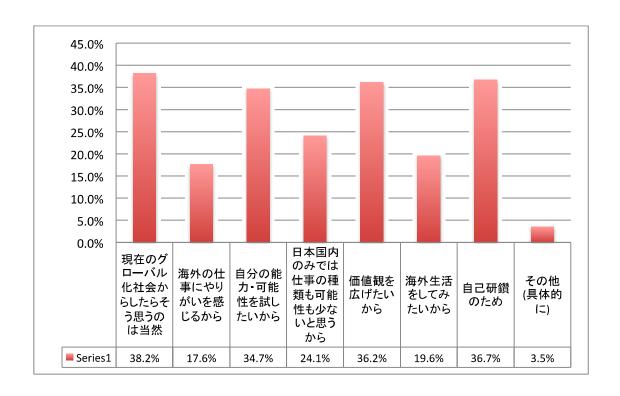
**Q**7. 法曹の仕事をするにあたって、英語力はどの程度必要だと考えていますか?



Q8. 将来、海外留学や海外での仕事をしたいという希望はありますか?



Q9. Q8で希望している(チャンスがあれば考えるも含む)と回答された 方にお聞きします。希望される理由はなんですか? (複数選択可)



#### ※その他(具体的に)

日本から離れたいから

法制度は国ごとに異なり、海外との関係を持つのであれば海外の法律事情にも詳しい方がメリットがあると思うから

海外の方が仕事・勉強をしやすい環境だと思うから。

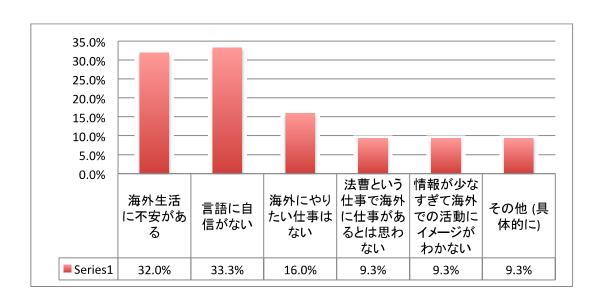
#### 社会構造的に不可避

検察官、公正取引委員会を志望しているが、どちらにせよ将来的に語学力が必要になる可能性は高いものと思う。その場合にチャンスがあるなら、 それら語学力を必要とする部門の仕事もしてみたいと思う。

ビジネスにおいて国家の隔ては考えていない。

日本の国際的競争力に寄与するため

Q10. Q9で希望していないと回答された方にお聞きします。希望されない理由はなんですか? (複数選択可)



## ※その他(具体的に)

海外に魅力を感じない

子供の将来を考えると海外は治安等の面で不安があります。

日本が好きだから。

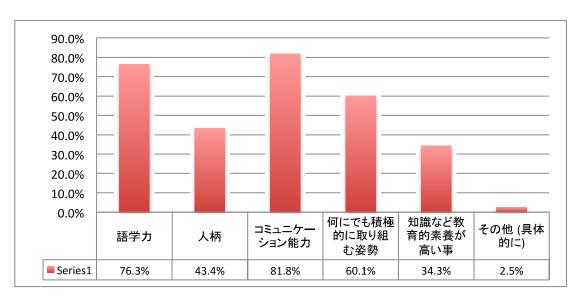
家庭を持つことを考えると親戚と遠くなるのは適さない

日本と向き合って仕事がしたい。

敢えて海外で働かなくても、日本でも法曹としてやるべき事は多いよう に感じるから

国内民事紛争を中心に扱いたい

# Q11. 海外で働くためにはどのような素養が必要だと思いますか? (複数選択可)

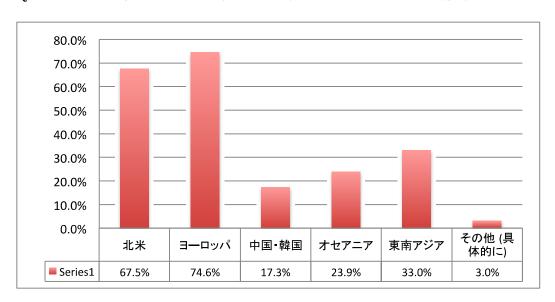


#### ※その他(具体的に)

自分の意見を主張できること

日本国内との違いを受けられ、派遣地域での習慣・文化に慣れること タフネス 環境への適応能力 柔軟な思想

# 012. 海外で働くとしたら、どの地域を希望しますか? (複数選択可)



#### ※その他(具体的に)

/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
中米
南米
中南米
南米
南米、アフリカ、そ
の他全世界
ロシア

Q13. 法曹という職業について、どういった感想(イメージ)をお持ちですか? 自由に記載してください。

人によりけりだと思います

かたくて、真面目な人がなるイメージ。やんちゃなタイプの人間はいなさ そう。

法に忠実

高給取りである。

専門資格。簡単には代替不可能な高地位にある職。

厳格

法律のエキスパートで、問題等を法に基づいて解決ないし決着をはかる職

業

人権を守り紛争を解決する職業として非常に魅力的であると考えています。

親近感の湧かない優秀な人々が就く

常に学習ばかりで自由に使える時間がとても限られているようなイメージがあります。

客観的な視野が求められる

多忙

かしこい

あほ

難しい

お堅い仕事、人(市井の人)と直接コミュニケーションすることから、頭の良さ、キレがダイレクトに求められる。

お金が付きまとうイメージ

エリート

法のプロであるが世間から外れていて、仕事さえやれば人間らしさなどは どうでもいいと思う

一般市民にとっては抽象的なものである法を、今そこにあるものとして実際に取り扱うことができる世界であると考えています。

よくも悪くも困ったときに頼りになる存在

法律に携わる者として皆の手本になるような者でなければならないと考えます。

堅いイメージ。閉鎖的な印象。

分野が法律に限られていて、仕事に飽きがきてしまいそう。

現在では資格を取っても就職口がなかなか見当たらない

法律を司り人の争いを調停する調整役

単に法律の専門家にとどまらず法律を知らない人に寄り添い支えていくよ うな存在というイメージ

法律というルールに基づき物事の成否を判断する職業

弁護士は、依頼人と二人三脚で問題を解決していく相談者のイメージがある

たくさんの文書を作成しなければならず、それに加えて弁論能力も相当程 度求められる。

正義感が強い

仕事ない

法で人を助ける、名誉ある職。

職に就くために大変な苦労がいる職で、職についてからも精神的にハードそうだと思います。

人権を守る者

自らの法律的専門的知識を武器に、世の中に起る様々な紛争、問題を解決する。

社会の秩序を守るプロフェッショナル

頭がいい

固い、難しい

私欲を滅し、社会正義の実現と国民の幸福の最大化に尽力する役目を担っている専門職

堅いイメージ

非常に魅力ある仕事

広く知識が必要で、責任の重い職業

究極的には正義の実現を目指していると思います。

非常に責任のある職業であり、社会になくてはならない存在。法律の知識 のみならず、非常に多様な能力が求められる。

法律を用い、法的に理論的に物事を考え主張することのできる職業

法律のプロ

## 歩く六法全書

論理的に思考しているといえば聞こえが良いが、悪く言えば、感情や心理的な面を無視している。

法律という一部の人しか使いこなせないツールで社会をより良い形に切り 取っていくプロフェッショナル。

エリート意識が高い人がやる仕事

専門知識を活かして幅広く社会の役に立つことができる職業

弁護士

難しい、堅苦しい、暗い、自由がなさそうというイメージがある一方で、 知識・教養があってかっこいいとも思う。

リーガルリスクを引き受けるつまらない仕事

お堅いイメージ

いかに論理的に議論を展開するかにかかっているというイメージ。人柄や 行動力はあまり重視されないというイメージ。

社会に食わせてもらっている職業

給料が高い

非常になるのが難しい

日本においては、一般市民にとって遠い存在

自分の専門性を用いて、人や社会に貢献する

自由

なるまでにお金がかかる割には稼げない。

判事と検事が少なすぎ、弁護士は多すぎる。

法的な専門分野に深く精通していながら、社会一般に起きている問題にもアンテナを張り、専門分野でない分野に関しても広く見識を持っている。

固いイメージ

裁判官は保守的で司法権の独立を活かしきれていない、検察官は不利な証拠を提出しない、弁護士は様々、という印象を抱いている。

高度な知識のいる専門職。司法試験のために勉強できる環境が必要。

なるのが大変

国内のみで通用する資格

将来の仕事

権利の衝突の解決を広い視野で考える。

他分野と隔絶された、非常に専門性の高い職業だと考えています。

高度な知識を持ち、その知識を人のために使う職業

当然のことだが、専門知識を有する。そして、社会の変化に対応すべく、 法律などに関する知識を日々学び続けている。

良くも悪くも堅い

お金ありきの職業ではなく「成仏理論」(揶揄する意味ではなく)や「法の 光」といった理念が求められる職業になっているのではないかと考えてい ます。

頭がいい

かっこいい。

やりがいはあるものの、かなりブラックな職種

職がない。大きな負担・リスクを背負って司法試験に挑戦するメリットが下がっている。理系の大学院も長い学習期間が必要であるのだから問題はないという意見もあるが、司法試験に受からない場合「落ちこぼれ」とみなされて、学部卒の場合よりはるかに就職に不自由することになる法曹への進路をこれと同列に語ることはできないと思う。

エリート派、保護主義

近年の改革によって若手の方ほど厳しい生活をおくっている

閉鎖的

保護されている

自由

正義感が強い

激務だが儲かる

専門的知見に基づき様々な紛争の予防・解決を効率的に行う職種。

最近は人気に陰りが出ている

理屈っぽい、変わっている、真面目な人が多い

他人の人生を決める職業

法律の専門家として細かな指摘ができる、まじめな人が就く仕事

法律のプロ

楽しくない

高度の専門性と処理能力の求められる職業。

司法試験を突破したごく限られたエリートにより構成された世界

正義のために働く仕事。

仕事をする上で専門知識が不可欠。

あまり目立たない。

創造的

社会的病理現象を法の定立・解釈・適用などによって解決する仕事。

法律の実務家として、法学者という象牙の塔の住人と、一般市民をつなぐ 仕事をしている人。一般に言う「法律相談」に止まらず、幅広い業務で法 秩序を支えていると思う。

正義を守りうる

大変

一人前になるのが遅い。

権力と闘う職業

天才

法の番人

大衆に迎合しすぎ。

知識力を問われるのは当たり前だが、それと同時に自分の理解をいかに相手に分かりやすくはっきりと論理的に伝えられるかという弁論力が必要であると思う。

ブランドのある職業。

かっこいい。

人にもよるが稼げる。

努力の象徴。

真面目。

モテる。

法曹になるまでに時間、お金共にかかるため大変な職業だという認識。

供給過多で就職難

往々にして憎まれ役

知識的な専門書

法曹人口が増えすぎて供給過剰

年収が下がっている

物事を公平かつ客観的に捉えることが必要な職業

比較的自由に自らのやりたい事を行える職業である一方、その分責任も大きく依頼人の人生を左右しかねない職業

高度な法律の専門知識を有しており、責任の重い仕事である。

憧れの職業。ただ、法律的な視点にこだわり過ぎて、実社会を見ていない と感じることがしばしばある。

堅い

日本国内で最も格の高い国家資格の内の一つ。

司法試験合格後も選別が続き、法曹3職の中で最も割合の多い弁護士に関しては一部の大規模事務所を除いて安定性に欠ける。

判例の形成を通して日本の法律 (=ルール、秩序) を現実化する機能を持つ。健全な社会のためには、倫理と融合するような法の運用をする必要がある。

知識量がすごい

儲からない

医者と同じで誰もが関わりうる職業だが、基本的に自分とは関係ないと思

われがちな職業。

定型の仕事が多く、努力に対し所得が見会わない

エリート

安定性はないが、本人次第でいくらでもやりがいをもてる職業

ハイリスクハイリターンの代名詞

学生時代に努力を重ねた人たちだからこその信頼感をもてる対象。一方で自分の関わって来なかった分野に関しては視野が狭く、頭の固い人が多そうなイメージ。

司法修習における借金の負担が気に食わない。負担が無ければ法曹志望だったのかもしれない。

これ以上、親に負担はかけられない。

依頼主の利益を最大限守り、法秩序との均衡を保つ存在

知識人。相談相手。

弁護士ならば依頼人の Best interest を図るべき。検察官ならば法秩序の遵守、裁判官ならば公平の感覚を持つべき。

エリート意識が高く排他的

他人のために自己の知識を駆使し、その人を適当な道へと誘う職業。可能性を考える力、知識量など頭に関わる多くの能力が要求される。

法律のスペシャリストとして、多くの人に頼りにされる存在

法曹になるまで相当な徳をつまなければなれないイメージ

国としての基礎概念を作っている

知識、思考により紛争を解決する

依頼人の希望を、法的手段によって、実現する。

堅いイメージ

弁護士について、いまや専門性のみならず、語学やその他のスキルは不可 欠。

検察、裁判官は客観的な判断が不可欠。

後処理

プライドが高すぎるイメージ。

法律がとっても好きなイメージ。

お堅いイメージ。

必ずしも生計が立てられる職業ではない

堅実

仕事の社会的意義、ステータスなどからみて魅力的な職業。

ただ、職に就くまでにコストと時間がかかり、またリスクも伴う職業。

正義の味方

かたい

最強

学費ちゃんと払いながら頑張って長く勉強していたんだ!みたいなイメージ。

学部4年間はみんなするからいいけど、大学院2~3年は両親の能力次第。4年間バイトしつつ親から仕送りももらいながらやっと学部を卒業し

てまた大学院まで行って親から学費をもらいづらい。

旧司法試験なら自分だけ頑張って法曹に進出することができたが、現在のロースクール制度は富裕な家庭じゃなければ続けにくいイメージ。

親に負担かけるのを早くやめて、自分で学部卒業後仕事しながら独立したいのに、法曹で働くためには大学院卒業という壁をまた乗り越えなきゃいけない。その壁を超えるためには時間とお金が必要。いずれもない人はあきらめるしかない。

気難しい

人の人生に大きな影響を与える職業。そのわりには稼げない。

真面目

なるのにコストがかかる。

ノーコメント

法令条理に基づいて依頼者の希望を実現させる

難しそう。大変そう。割に合わなそう。

実際はともかく正義を追うべき仕事

頭がいい

ブラックボックス

ロジック重視、多角的視点の持ち主

頭がいいだけでなく、しっかりと自分の意見を述べることができる人がなる職業

堅い仕事。あまり語学力は求められない。

正義感があり、信頼できる

法のプロ

学部生になる前は法曹=堅物のイメージが強かったが、現役の最高裁裁判官の講演を聞き、割と人情味のある職業だと感じた(その人だけかもしれないが)。

最初にやる仕事が自身の破産手続き。つまりはなるために非常にお金がかかる

論理一貫性を重視しつつも、個別具体的に事案を判断しなければならない ので、基本的な教養が必要。

責任が重い

具体的事案について個人に法を適用する、社会のバランスをとるような役割

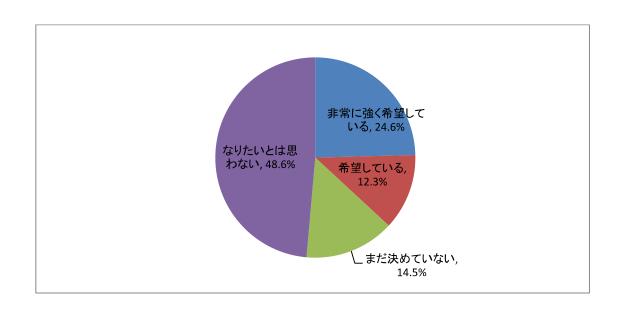
法律をどう日常で扱うべきなのかもっと社会全体に啓蒙していくべき職 個人業

(弁護士について)単なる資格に過ぎないため、司法についてのみならず立法 や行政にも関与できる自由な職業

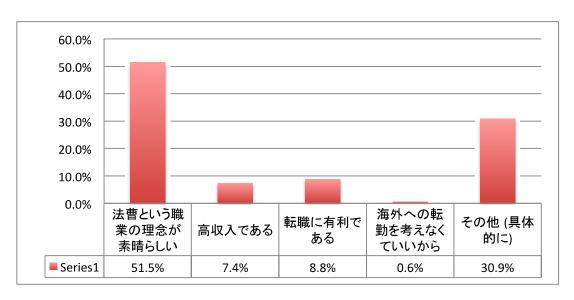
個人の能力次第

有資格者

### Q14. 法曹になることを考えていますか?



Q15. Q14で希望していると回答された方にお聞きします。希望される理由はなんですか? (複数選択可)



途上国の法整備支援に関わりたい

それが自分の人生において与えられた使命だと思えるから

公務員になった後でもなれるから

法律は扱う人によって良いものにも悪いものにもなる

法律に興味がある

法的な問題を自ら解決できるということは、どのような業態の職種にとっても有用で、私自身が自由な働き方をしたいから。

法律の学習が楽しいから

自身の性格・スキルを法曹のフィールドで発揮できると思うから

法律の勉強が面白いから。

専門的見地から困っている人を助けることができる

企業に搾取されることもなく、自立して仕事できるから。

司法書士として、家業を手伝う

検察官を志望しているから。

手放しの賞賛はしたくないが、少なくとも日本国内で人が幸福になれる社会を作るために最も現実的な職業だと考えている。

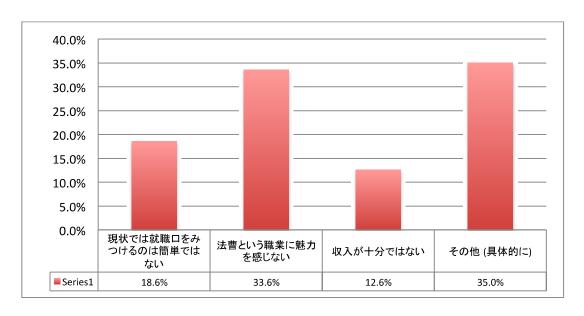
多様な紛争解決を仕事とすることに魅力を感じる

自分のビジョンに一番合っている

もちうる法律の知識を最大限に使って仕事をしたい。あとは、法律を仕事 にすればずっと勉強し続けられるから

立法や研究等にも関与できる自由な面を有するから

# Q16.Q14で希望しないと回答された方にお聞きします。希望しない理由はなんですか? (複数選択可)



## ※その他(具体的に)

ほかに希望する職業があるから

試験が高難度

国試に受かる気がしない

他の仕事をやりたい

公務員を志望しているので。

希望就職先が既に決まっている

その他の職業を志望している

司法試験に合格しても、安定を得られるとは限らない状態であるから。

法科大学院に行かなくてはならないから

法律よりも政治が好き

問題解決をしていない

頭が悪い

弁護士にはなりたくないので。(判事や検事は狭き門)

いまの環境では勉強に集中できない

自分の興味関心とずれている

<u> 法曹になるまでの道のりが長くセーフティネットが整っていない</u>

法曹になるまでにかかる費用

ロースクールに行って連続して試験に落ちたとき絶望的

まだよく進路についてわかっていない。

自分の能力では厳しい

なるまでにリスクがありすぎる

魅力は感じるが、自分に適性があるとは思えない

狭き門だから

現在、公務員として働くことをより強く希望しているため。

お金と時間が無い

高い学費

法曹も魅力的ではあるが、それ以上に研究職の方が魅力的なため。

他に希望する職種があるから

研究がしたいから

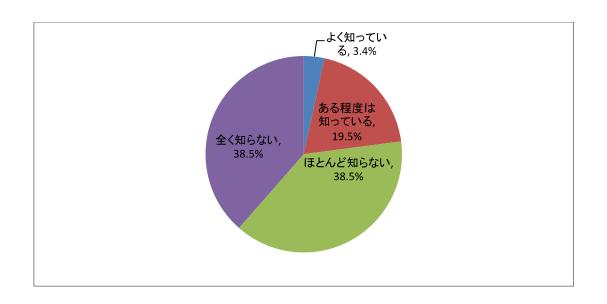
他の職業のほうに魅力を感じる

資格試験が難しい

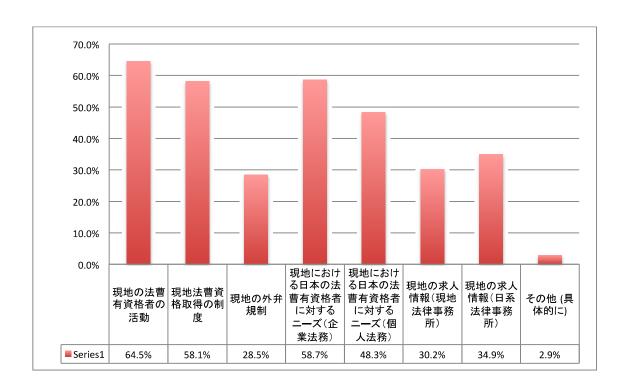
他に希望する進路がある

コストがかかる

Q17. 現在、海外での日本の法曹有資格者に対する法務ニーズ、日本の法 曹有資格者の活動状況についてどの程度知っていますか?



Q18.Q17に関する情報について、どんな情報を提供してほしいですか? (複数選択可)



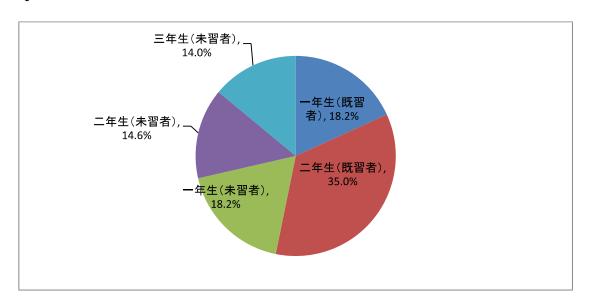
海外で活躍する上で考えられるルートと現在海外で働く弁護士がどのルートだったかの割合

(ex.渉外事務所から派遣されることが多い。自ら海外事務所に就活に赴く。 ヘッドハンティング等)

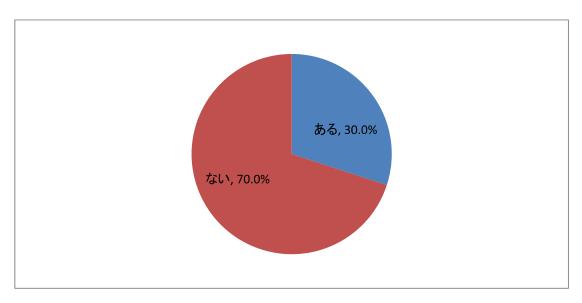
ニーズの理由など

# 法科大学院学生 意識調査 集計結果 ○調査実施期間 2015年11月16日~2016年1月24日 ○回答総数 367回答

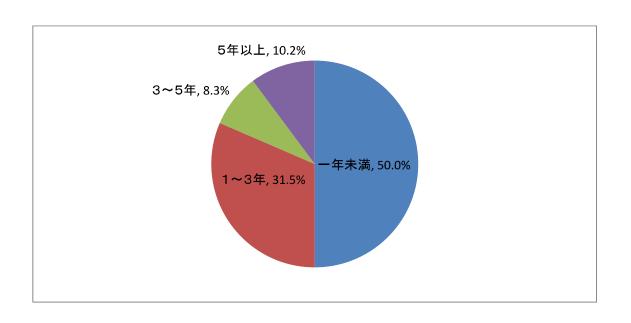
Q1. 現在の学年を教えてください。



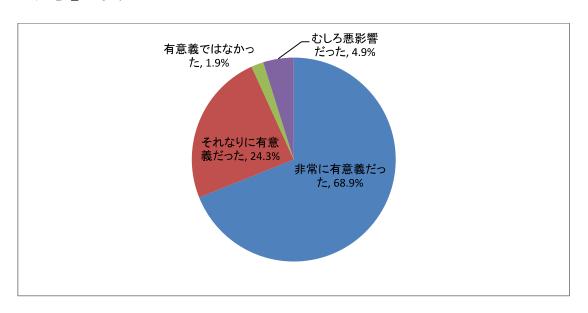
# Q2. 今までに海外生活の経験はありますか?



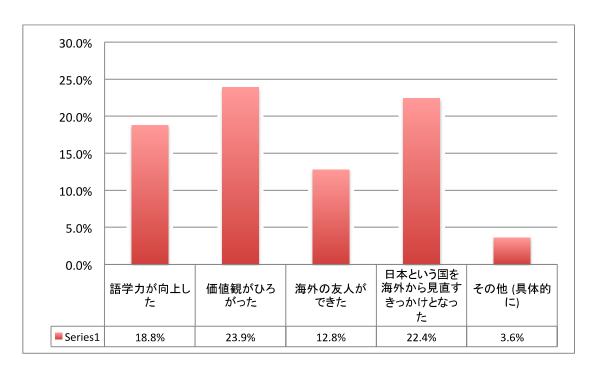
Q3. Q2であると回答された方におききします。どれくらいの期間、海外で生活をされていましたか?



Q4. 海外経験のある方にお聞きします。海外生活は自分にとって有意義だったと思いますか?



Q5. Q4で「有意義だった」「それなりに有意義だった」と回答された方に おききします。有意義だったと考える理由はなんですか? (複数選択可)



日本という国が世界で最も好きだ、と心から思えるようになった。

積極性が身についた(自分から動かなければ何もできずに終わってしま う)、自分に求められていること・自分にできることを再考するきっかけと なった等

積極性が身についた

自立につながった

そこで得たものが自身の一部を形成していると感じるので

日本にいたらできないような様々な経験ができたから。

自分に日本法の知識が足りないことに気がつけた

3歳の頃であったが、言葉が通じなくても友を作れるというテクニックを身 に着けた

<u>―</u>―― 世界中の優秀な人材と出会えた

その街の良さは住んでみないとわかりません

海外の文化を知ることができた。

日本に留学中

**Q6.** 英語力についてお聞きします。現在のご自身の英語力はどれくらいか教えてください。

司法試験に合格すれば生きて行く上での自信に繋がるから

定年後、できる限り働きたい

日本の自殺対策に興味があり、そのリスクを未然に防ぐために労働問題や債務問題に取り組みたいと考えている。

法律を通して社会貢献をしたいから。

法学部に入ったからには司法試験ごときは合格してやろうと思うとともに、 一度立てた目標は必ず達成してみせるため。

ずっと働けるから。

前職の経験から、法律の専門家になろうと思った

法整備支援活動の携わりたいから

子供の頃からあこがれていたが、旧司に通らず、断念して就職した。解雇されたのを機会にもう一度挑戦することにした。

文系で一番難しい国家試験を受けたかったから。

法律によって家庭が酷い目にあったから法律を使う側に回ろうと思ったので

母子家庭で育ち、女性の権利を守りたいと考えたから

以前の仕事で法曹資格の必要性を感じたから

法的紛争を経験した

もともと哲学を学んでいたが、正義の実現を図るためにはより実際的なアプローチと法という武器が必要だと考えたから。

訴訟代理のための資格として

英語ができる人が増えると見込んで、違う資格と併合することによって、自 分が人とは違う英語の仕事ができると思ったため

両親になってくれと言われたから

単に海外に出るよりも資格を持っている方がいいと思ったから

専門性

学部で学んだ法律を活かした仕事をしたかったから

苦しんでいる人を支えることに人生を費やしたいから

時間の自由がきくから

外国人事件や難民問題に興味があった

今までの自分の経験を活かせる職業と考えたから

法曹として犯罪被害者支援に貢献したいため

裁判で無力さを感じたから

「市民の不安感の除去」という、自身の職業上の目的を達成するのに手段適合的であると考えたから。

世の中を直接的に動かせるから

組織に頼らず、資格をもって活動できる。女性でも同様に活躍できそうと感じた。

弁護士は自由度が高いから

雇われたくないから

自己啓発のため、資格を取得するのが目的

現有資格では業務範囲が中途半端であるから

隣接士業を結びつける接着剤的役割を果たせるため

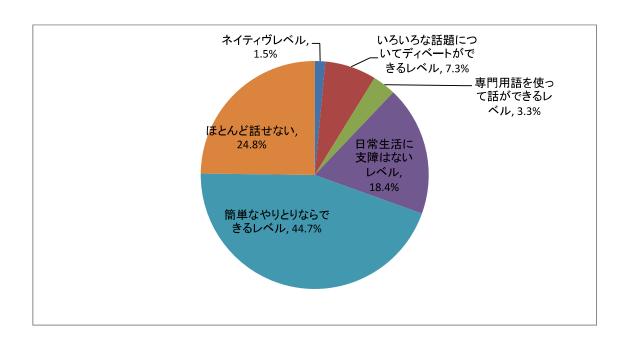
福祉の観点からの弁護士が必要考えるから

未開拓な部分が多く, 法曹業界全体として未開拓な部分が多くあり, 可能性を秘めていると思ったから。

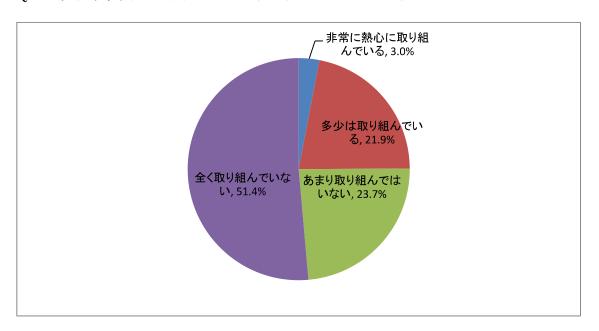
司法試験合格、修習の能力は役にたつから

自営業だから

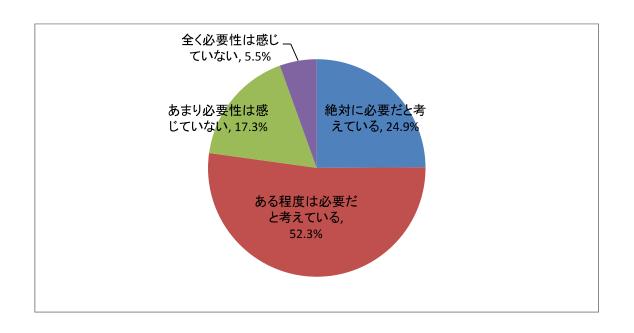
自分の専門性を証明する国家資格が欲しかった



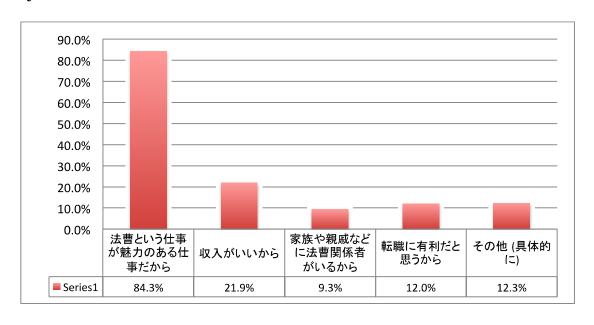
# Q7. 現在、英語力を向上させる取り組みをしていますか?



**Q**8. 法曹の仕事をするにあたって、英語力はどの程度必要だと考えていますか?

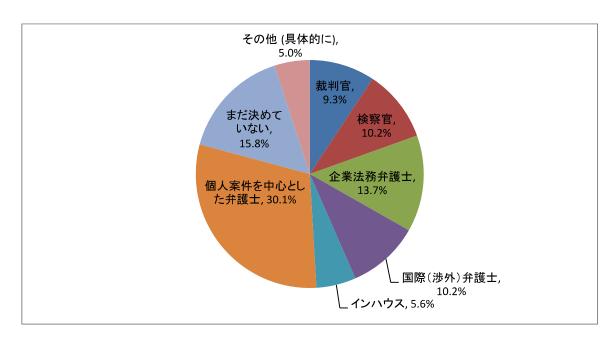


**Q**9. 法曹になろうと思った理由はなんですか? (複数選択可)



※その他(具体的に)

Q10. 将来の法曹としての活動はどういったものを希望していますか?



30年の教職経験を活かした、学校・いじめ専門

自殺対策

刑事弁護人

法的素養のある外交官又は官僚

IT 導入プロジェクトにおける紛争予防・解決の専門家、または相続・離婚案件に長けた弁護士。できればどちらも手掛けたい。

法整備支援活動における法曹養成

一般職

環境法関連の弁護士

国際機関職員(UNHCR 等国際人権法関係)

弁護士として、目の前の人を国や地域を超えて助けたい

外国のローファームで外国人弁護士として

知的財産関連案件を中心とした業務

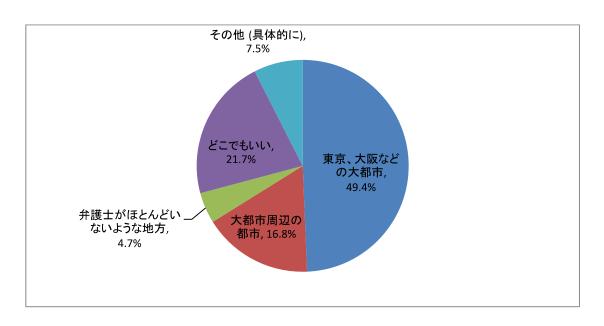
司法書士としての業務を中心に行い、その権限外に関する業務を弁護士資格で行いたい。

弁護士資格を活かした、訴訟活動以外の仕事

企業法務に入るのかもしれませんが、企業のリスクマネジメントを中心に、 ガバナンスの面から企業経営に参画していきたいと考えています。

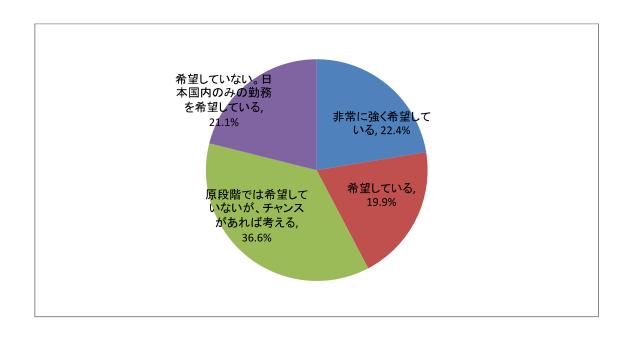
国家公務員キャリア

Q11. 日本国内で執務する場合、希望する勤務地はありますか?

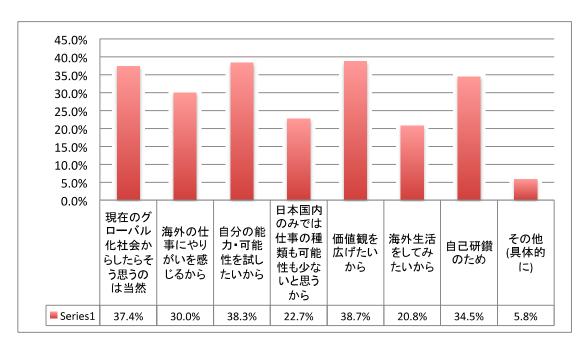


富山県
とりあえず地元、若しくは需要のある地域。
地元(茨城)
その時々に自分の気の向くところで勤務したい。
未定
京都府か滋賀県
未定
鹿児島市,東京都
地元
岡山
自分が主に取り扱う分野に応じて変動があると思う。
広島県
地元
現在の居住地近隣
地元
実家
地元
すでに事務所を設けているため、その事務所において業務を行いたい。
弁護士人口の少ない地方
生活保護者の多い場所
出身地
地元
福岡
福岡

Q12. 将来、海外留学や海外での仕事をしたいという希望はありますか?



Q13. Q12で希望している(チャンスがあれば考えるも含む)と回答された方にお聞きします。希望される理由はなんですか?(複数選択可。)



良い刺激になるかもしれないから

日本という限られた空間だけにとどまることは息苦しいと感じるため

収入増とその後のキャリア展開に役立つことが多そうというイメージだから

世界中の選りすぐりのエリート達のなかで自分の力を試したいため。

子供がいるので、彼らに海外生活を体験してもらいたいから。

生存率を上げる。生活力をつけるいい機会になる。

中国残留孤児3世のため、中国との関係を持ってみたいと思う

外国学説の研究のため

在外日本人社会のため、社会的貧困・弱者のため

海外生活経験を活かした仕事ができると思うから

求められるなら応えたいから

海外の視点を踏まえて、国内の法律学を改めて検討したいため。

これから企業レベルだけでなく個人レベルでの案件でも海外・外国人関連の問題とぶつからざるをえない社会環境になると考えられるから必然的にやるようになると思う。

海外のほうがペイがよさそうだから

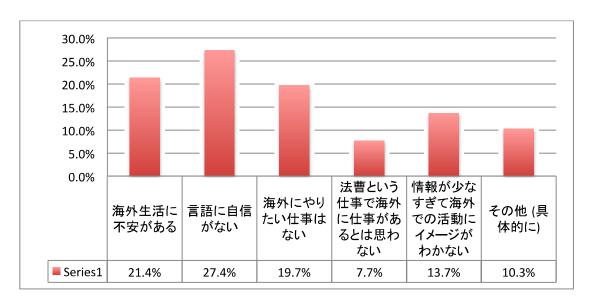
業務の必要に応じて

大使館等への出向を希望するかもしれません

世界の司法制度等を学ぶことで、日本の司法制度の将来等に生かしたい

留学生なので基本的に国際的に活躍したいです

# Q14.Q13で希望していないと回答された方にお聞きします。希望されない理由はなんですか? (複数選択可)



#### ※その他(具体的に)

自分はすでに60歳台であり、体力的に無理。

現在は、国内の問題に興味があるから

高齢になっている両親夫婦から離れて暮らすことは困難である

国内で、やりたいことがあるから。

日本が好きなので日本から出たくない

自国の手助けすべき人に目を向けないで、海外に目を向けるのはナンセンスだと思うから

初めは法曹としての様々な経験を国内で積む方がいいのかと考えている から

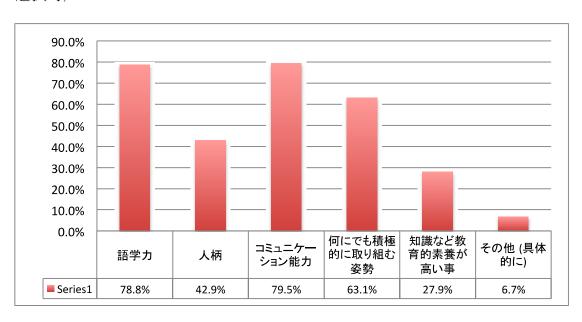
海外での仕事を希望する理由がないという消極的な理由です

現在の業務をおろそかにするわけにはいかないため

希望する理由がそもそもないので

法曹になる目的は地域密着で地元の力になりたいから。

Q15. 海外で働くためにはどのような素養が必要だと思いますか? (複数 選択可)



# ※その他(具体的に)

柔軟性と堅い信義力、仕事のスピード

現地の法律家との連携

初めての問題に直面した際にも動じず、それを適切に処理する力

#### 柔軟性

ずうずうしさ

自己防衛力

楽観的な性格、多様な価値観を受け入れること

## Love and Peace

当該国の文化、風習に溶け込める適応力

変化や不測の事態への対応力

上記選択肢全部。

他者理解の姿勢

### 他文化理解力

日本の常識にとらわれない柔軟性ないしは、寛容性

志し、健康、忍耐、仕事、友人

治安情勢を主体とした危機管理意識

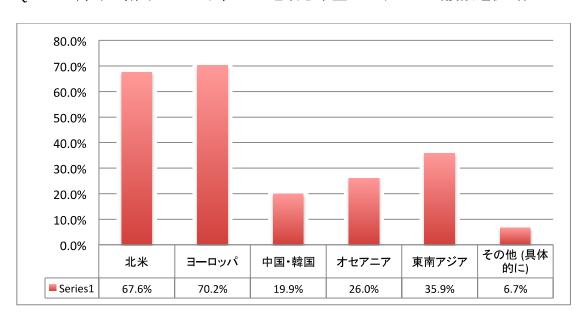
他人の文化、価値観、背景を理解する能力

文化や宗教などの多様な価値観を受容する姿勢

異文化に対して寛容であること

フットワークが軽いこと、異なる環境に順応できること

## Q16. 海外で働くとしたら、どの地域を希望しますか? (複数選択可)



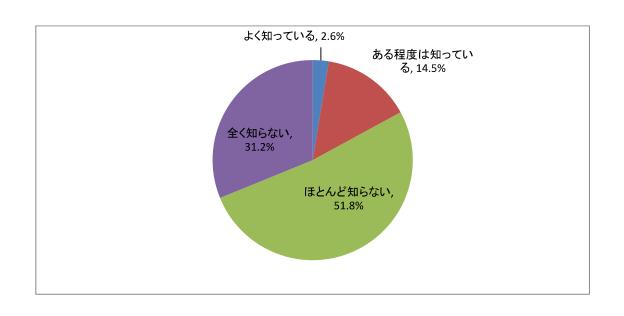
# ※その他(具体的に)

どこでも魅力的

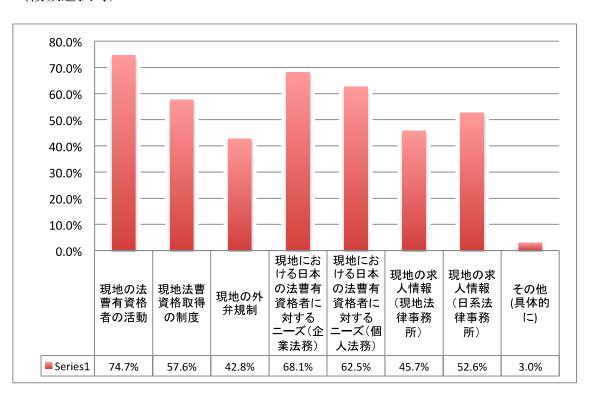
西アジア

AN CANIE (NOTE 1)
アフリカや発展途上のアジア
自分を必要としてくれる人がいる地域。
南米
英語圏
インド
南米、ロシア
中東
北米、ヨーロッパ、韓国に居住経験があり、場所は問わない。御縁です。
アフリカ、南米
北極、宇宙等
現時点で特に希望はない。
インド
その他発展途上国
アフリカ
特定の地域と限定せずあらゆる地域で働きたい
中東、アフリカ、南アメリカ

Q17. 現在、海外での日本の法曹有資格者に対する法務ニーズ、日本の法 曹有資格者の活動状況についてどの程度知っていますか?



Q18.Q17に関する情報について、どんな情報を提供してほしいですか? (複数選択可)



海外での法曹の活動を知ることができるツールがあるといいと思います。 たかが海外留学や海外就職ごときになにも特別なものは要求されておらず、 そんなものを気にしてそれらを躊躇するのは情けないことである、というこ と。

現行の法曹養成制度がいかにお金と時間だけがかかる、法科大学院協会の利権にまみれた酷い制度なのか

# 収入等の生活水準

特になし、ただ、若い学生さんはお金がないと思うので、海外へ行った際の 経済的負担を軽減するような制度があれば、その制度を紹介してあげるべき